

徳川時代の文學と私法 全

53

322.15

N275t2

h





徳川時代の文學と私法



法學博士

中

田

薫



322-15  
N275t2

本書の前身は去大正三年五月我恩師法學博士宮崎道三郎教授『在職廿五年記念論文集』の中に載せた『徳川時代ノ文學ニ見エタル私法』と題する小論文である、その材料は之を所謂軟文學に採つたのではあるが、その論ずる所は極めて堅苦しき法律論であつて、もこより通俗的の讀物では無いにもかゝらず、其後屢々知友より之を單行本として再版することを懇懇されたのである、しかし自分は他日閒を得ば更に大に之が増補をなさんことを期して居たので、今日迄長らく諸友の好意に背て居た次第である、しかるに去七月初外骨君より彼の論文に關係の古畫版を挿入して出版しては如何、これが搜索の勞は自身自ら之に當るを辭せないと云ふ好意的勧誘に接したのである、自分としては、材料蒐集の未だ全からぬ今日、これを出版することは内心不本意ではあるけれども、關係古版畫搜索のことに至ては當世外骨君を措ては他にその人を求むること蓋難事であらふから、若此機會を逸しては悔を後日に貽すこと更に大な

はしがき



212752



るものあらんかと思ひ、斷然意を決して勿々筆を馳せ舊稿に若干の補修を加へて、出版に關する一切のことは之を外骨君に委任した次第である、茲に同君の勞を謝しつゝ、本書の由來を誌すこと如件

大正十二年八月十八日棚機の夕

中田 薫

目次

(一)	動産質
(四)	家質
(七)	賣買
(十)	株借
(十三)	爲替手形、振手形、預り手形
(十六)	婚姻
(十九)	養子
(廿二)	遺言
(二)	動産抵當
(五)	手打
(八)	家借
(十一)	借金
(十四)	分散
(十七)	離婚
(二十)	親權
(廿三)	隠居
(三)	人質
(六)	手附
(九)	地借
(十二)	入札
(十五)	元服
(十八)	夫婦財産制
(廿一)	相続
(廿四)	後見



„Mutatis mutandis dari man dasselle vom Historiker und ebenso vom Rechtshistoriker sagen. Auch das Recht der Vergangenheit wird uns nur lebendig, wenn wir es im Zusammenhange der nationalen Kulturerscheinungen seiner Zeit zu erfassen suchen. Kein Detail ist dabei zu geringfügig, vorausgesetzt, dass es nicht antiquarisches und damit totes Detail bleibt, sondern mit dem vollen Strome der historischen Entwicklung in Kontakt gebracht und dadurch beeeelt wird. Auch für den Rechtshistoriker und für die Lösung rechtshistorischer Probleme gilt der Spruch Goethes:

Willst du dich am Ganzen erquicken,

So muusst du das Ganze im Kleinsten erblicken.“

H. Brunner (Deutsche Monatschrift VI, 7, S. 32.)

## 徳川時代の文學と私法

### 緒言

法制史ノ淵源ニハ法的淵源 (Juristische Quellen) ト非法的淵源 (Nicht juristische Quellen) トノ兩種アリ非法的淵源ハソノ正確ノ度ニ於テモトヨリ法的淵源ニ及バザル所アリト雖モ或ハ後者ノ闕ヲ補ヒ或ハソノ意義ヲ闡明スルノ効用アルヲ以テ法制史家ノ研究ニ値ス

本編ノ目的トスル所ハ徳川時代ノ私法ヲ當時ノ非法的淵源ノ一タル文學的材料ニ據テ説明スルコトニアリ此ニ文學的材料ト云フモ敢テ總テノ文藝作品ヲ網羅スルノ謂ニアラズ主トスル所ハ淨瑠璃及ビ小説ノ兩種ニアリ而シテ淨瑠璃ニアリテハ世話物ヲ主トシテ間々時代物ヲ交ヘ小説ニアリテハ浮世草子ヲ主トシテ間々人情本黄表紙等ヲ加フ蓋シ徳川時代ノ文學中當時ノ民俗世態ヲ描キテ精ハシキモノ世話

淨瑠璃ト浮世草子トヲ以テ最トスレバナリ其他脚本笑話川柳等ニ材料ヲ採レル所ナキニアラザルモノノ數ハ多カラズ本編ハ前述ノ如ク文學ヲ以テ法制ヲ説クコトヲ主眼トスルガ故ニ純然タル法的淵源ニ至テハ可成コレガ引用ヲ避ケタリト雖モ説明ノ便宜上或ハ法令條規ヲ援用シタル所ナキニアラズモト便宜ニ出デタルモノニシテ敢テ一方ニ偏シタルニアラズ

世人ノ知ルガ如ク徳川時代ニ於ケル世話淨瑠璃及ビ浮世草子ノ作者ノ多數ハ京大阪ノ出ナリ去レバ此等ノ材料ヲ主トシテ叙説スル當時ノ私法モ亦多ノハ上方地方ニ行ハレタル法則ト見ルヲ要ス但事柄ニ依リテハ江戸地方ニテモ同一制度ガ行レタルコト勿論ナリ次ニ時代ニ就テ云ヘバ本編ニ引用スル文藝著作ノ作成年代ハ新古様々ニシテ古キハ眞享ヨリ新シキハ安政年間ニ及ブト雖モ元祿安永ノ間ニ出デタ



ルモノ最モ多キヲ占ム去レバ本編叙説ノ法制モ亦大體ニ於テ徳川前半期末ヨリ後半期ノ上半ニ行ハレタルモノト見テ可ナルベシ

本編ハ題目ヲ分テ二十四トナス徳川時代ノ文學ニ見エタル私法的題目ハ必ズシモ此數ニ止マラズ猶三四ヲ剩スモ紙數ノ多キニ過グルヲ恐レテコレヲ割愛セリ

(一) 動産 質

徳川時代ノ小説院本ニ見エタル動産質ノ多クハ質屋ニ典シタル質物ナリ當時 質ニテハ質物ト引替ニ質札ヲ質置主ニ交付スルヲ定例トス質札ノ形式ハ永井堂龜友作世間仲人氣質(安永五年)卷五第二ニ

「是ハ質ノ札なり讀で見れば元銀貳拾壹匁奥島古袴一ツ、やぶらのうたひ本百けん、はこ入、ふれあり、このふ但しふる本、こさつ不足あり、札のうらに質屋の名所、鼠くい不存、置主出世松右衛門殿、請人のりや重兵衛殿とあり」

トアルニテ察知シ得ベシ此質札ハ斯ノ如ク記名式ナレドモソノ融通力ハ無記名式ト同一ナリ換言スレバ徳川時代ノ質札ハ黙認ノ選擇的所持人拂證券(Alternatives Inhaberpapier)ト解釋シテ可ナルベシ

其結果トシテ第一ニ何人モ質札ヲ呈示スルニアラザレバ質物ノ請戻ヲナスコト能ハザルモノトス近松半二作お花半七京

人立寄何事じやと問へば、錢はとらずして紙入を流したと歎く、汝が紙入に何か惜しき物あらん、……其外の大事の物とは質の札で有るべし、是も竹さまの召連れられぬからは、銀の入所なければ受くる事のならぬ所を天道示し給ひて、流てのけし物じやと笑へばトアルガ如シ

第三ニ何人ト雖モ質札ノ占有ヲ取得シタルモノハ質物ヲ請戻スノ權利ヲ有スルモノトス近松半二作お染久松新版歌祭文(安永九年)下の巻長町の段ニ

「紛失致した吉光の刀、其誤りて主人丈太夫家退轉、此刀が今でも出れば、主人の跡目相續致す、承れば當所の質屋山家屋に質物に成、限月は切たれど其置主さへ知たれば、質札を買取此方へ請戻したさ、段々心を碎いて金子十五兩、才覺致して参りました」

紀海音作難波橋心中(年代不詳)上巻ニ

「シテ其わざざしを質に置たとは、其女郎が云ましたか  
いかな／＼なんの女郎めがいふ、さくすべ有て質屋の帳を見たれば、五郎吉めが置主にて金五兩かりあつた……五郎吉太郎兵衛が袖にすがり、成程おつしやるにちがいはない、しかし脇指さへもどせばいひぶんは

二羽重娘氣質(寶曆十四年)第七冊目半七ノ書置ニ

「我等盜取れ候正宗の刀、質屋傳右衛門が方に、五十兩の質物に取候由承り候へ共、質屋も相果跡のもめ事、漸此間納り候へ共、此方に質札なく候故、受戻す事も叶ひがたく、又金子も調兼難義身一つにせまり候故、覺悟を極め相果申候」

又夕女房お岩トノ問答ニモ

「大せうもん其書置に書た通り、刀が出ねばどふも生て居られぬ譯、コレナ其刀は質屋に有じやないかいな、何いやるぞいの、質屋に有ても、質札がなければ請戻す事はならぬはいの、尤返り手形をして金渡したら、合點する事もあるけれど、何をいふても肝心の金が足ぬ……」

ト見エタリ

第二ニ質置主ト雖モ質札ヲ紛失シタルトキハ質物ノ請戻權ヲ失フニ至ルハ文字屋自笑作風流曲三味線(寶永七年)三之巻第四ニ

「忠六といふ男、月夜影に捨し錢を尋ぬるとて差俯向き川へ手を入れ、捜しかゝると懐中の紙入をながし、是は三百文の錢よりは大事が出来たと喚くを、残る二

質屋の店頭

寶永初年 月 尊堂 著 偶備 重寶 記





有まいとくわい中したる小判を出し五兩でよいかとな  
げ出せば、イヤかね計りではすまぬふだもあこせとせ  
め付けられはながみよりうちくとめんぼくなげにさ  
し出すを、太郎兵衛ひつたくり……」

トアルニテ知ルベシ

時トシテハ質屋ハ個々ノ質札ノ代リニ通帳ヲ交付スルコ  
トアリソノ効力亦質札ト異ナル所ナシ並木五瓶作富岡戀山  
開(年代不詳)三幕目下ニ

「藤兵衛」そりや質屋の通じやないかへ九十郎「いかにも宛  
名は耳切おばア、彼奴が通で眞の一軸はト通をひろげ  
コレ金二百兩梁の武帝の正筆の懸地一軸〇人知れず恣  
う質に置いてあれば、何時取出して賣らうと儘、質屋  
は石町三丁目大黒屋徳右衛門と判の据つた此通、是を  
持つて受に行けば誰にても渡す相對」

トアルガ如シ  
質入ニハ請人ヲ必要トスルコト徳川時代ノ定法ナリ井原

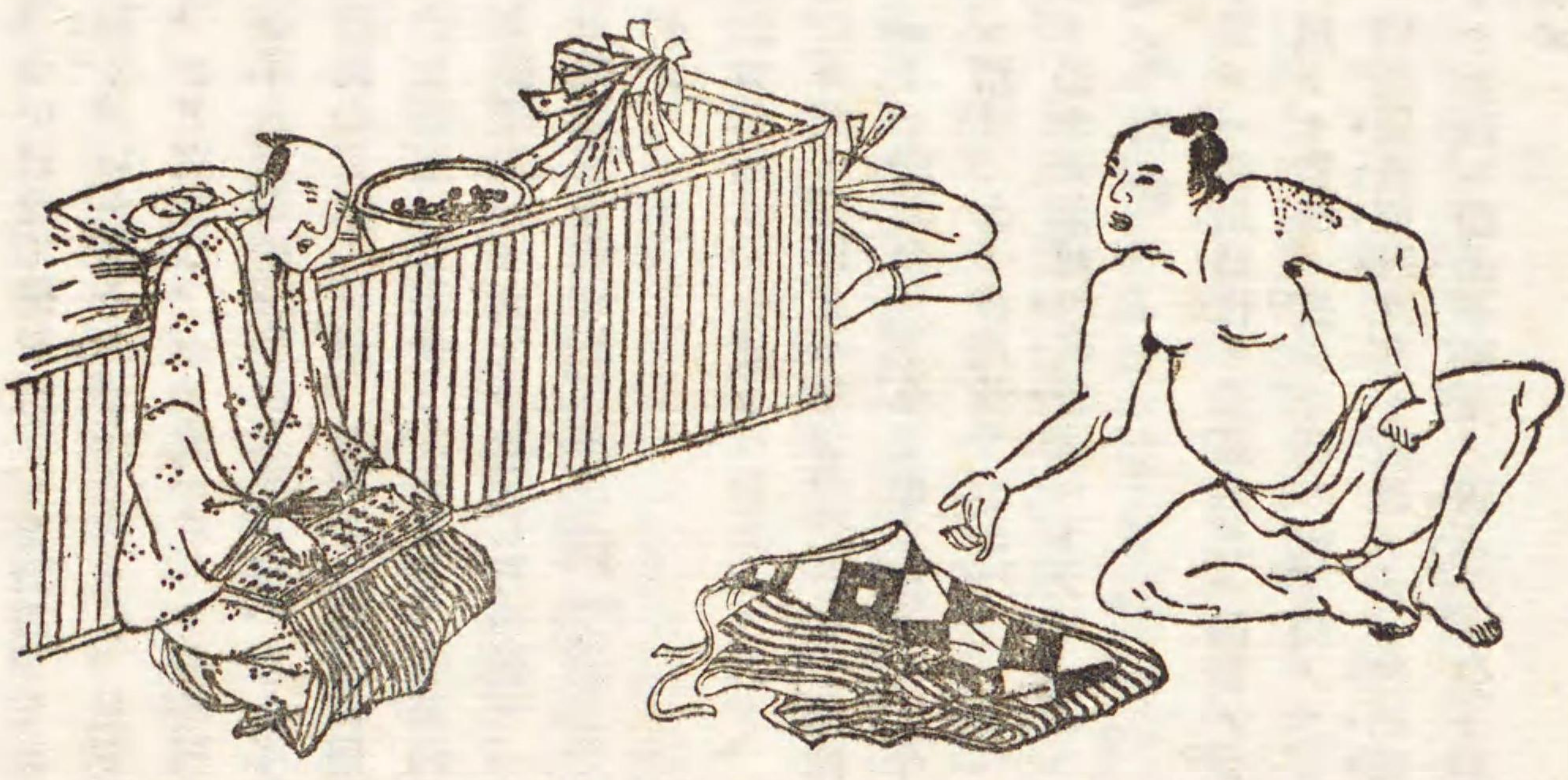
西鶴作日本永代藏(貞享五年)卷之三(世はぬき取の眼の段)に

「町はづれに菊屋の善藏といへる質屋有しが、亭主は中  
々心よはくてはならぬ商賣、是程いやな事はなし、こ  
れも請人印判吟味かはる事なく、掟の通り大事に掛け

裸體つなて衣類を質入す

番頭を罵つて一兩をかばりせ強請す態

寛政二十年 片舎南龍 著 百川子興 畫 問答俗物醫答



る、千貫目かるにも判ひとつとわづかなる事に念入を  
思はれける」  
トアルモコレガ爲メナリ

質物請戻ノ法定期間ハ八ヶ月ナリ芝全交作年寄之冷水會  
我(寛政五年)ニ

「質と云物は八月限でながす筈だ、六百年が間利あげも  
せずどう待たれる物か……」

然ドモ此期間ハ當事者ノ合意ニテ變更スルコトヲ許セシガ  
故ニ小説院本ニ見エタル期間ハ三ヶ月、九ヶ月(鼻山人作由佳  
里の梅二編卷  
之二第一回)十二ヶ月(落月堂操尾作近代長者鑑  
(天保十二年)卷五、第二段)ナド區々ナリ後ニ  
引ク本朝藤陰比事ニハ三ヶ年ヲ以テ古來ノ定法トセリ

質置主ガ期間内ニ請戻權ヲ行使セザルトキハ質物ハ質取  
主ノ所有ニ歸屬シ質取主ハコレヲ自由ニ處分スルコトヲ得  
ベシ近松半二作京羽二重娘氣質第四冊目ニ

「イヤ申傳右衛門様あの刀はお前の所へ質に入たのでご  
ざりませう、夫を賣のうらぬのとは、エ、こりやお  
まへの覺へ違ひでござりまするか、イヤ覺へ違ひはない、  
いかにも質に取たのじやが、日が切て有、エ、いや、極  
りの日數が切たによつて、それで賣が何とした、是は  
又めつそふな、質に置たは漸先月、質屋の切は三月切ま

だ三十日には成ませぬ、成程外の質は三月切が定めな  
れど、こりや其時に相對して、三日切の約束、其三日の  
日切が切ても、何の音のさなりもせぬ、じやによつて  
二百兩に賣てやる約束したが、此傳右衛門が誤りかと  
横に出かける心の工面」

作者不詳本朝藤陰比事(寶永正徳頃)卷三(神器は算用邊  
の質屋の段)ニ

「扱又質物は古來より定め通りの三年切なれば切過ては  
質屋の道具なれば如何様共賣拂ふか、損徳は萬の商賣  
の習ひなる上は置主のしる所にあらず」

トアリ以テ知ルベシ徳川時代ノ動産質ハ所謂歸屬質(Vert-  
allprand)ナルコトヲ

質物ハ質置主ノ所有物タル事ヲ要セズ第三者ノ所有物ト  
雖モ其同意ヲ得テ自己ノ債務ノ質物トナスコトヲ得ベシ此  
場合質置主ヨリ質物ノ所有者ニ質物ノ預證文ヲ交付スルノ  
例ナリシニ似タリ菅專助作染模様妹脊門松(明和四年)上之卷ニ

「したが其質種が、有共くたつた今源右衛門に借た此  
定家の色紙五百兩に買人の有代物、是持ていんでたも  
と、渡せば受取とつくと改め、よしは是さへ有れば  
店はくろめる、金渡しませうと懐々、取出す三百兩、  
源右衛門も落付て、コレ多三郎ちかい中には垣とやら



大切な此色紙、つい口先で借た貸たても濟ぬ、ちよつと一筆色紙の預り、いか様そふじやと善六に、矢立出さして筆取上、サア文言は、ハテ先一札一ツ我等難澁の事に及び、金子入用の折才覺成難きに付、右金子調達の為、其元所持の定家の色紙、日數卅日の間借用仕候所實正也、若日限迄に返済仕らず候は、我等此度身請致し候いと義離縁仕り其元へ相渡し可申候』  
トアルニテ知ルベシ鶴屋南北作蝶鶴山崎踊(年代不詳)第二段ニ養子質ノ名目見エタリ

『丈左衛門』成程其方が願ひ、一通りは聞えなれど、一旦金子の引當に身共へ預けし一卷(系圖)を暫しが間貸くれよとは、コリヤ聞えた、下々で申す養子質とやら又は夫を外々へ預け、金子借用致す心か』  
トアルモノコレナリ恐ラク前記借物質ノコトナルベシ

### (二) 動産抵當

此ニ動産抵當ト云フハ徳川時代ニ諸道具又ハ品物ノ書入ト稱セシモノナリ然トモ當時ノ質ナル語ハ拉丁語ノ Pignus 獨逸語ノ Pfandト同様廣狹兩義ヲ有シ廣義ニテハ物的擔保ノ意味ニ外ナラザルガ故ニ動産不動産ノ書入ヲモ質ト稱シタル實例少ナカラズ

### (三) 人質

徳川幕府法ハ人身賣買ヲ嚴禁セリ然レドモ事實ニ於テハ譜代奉公若シクハ年季奉公ノ名ヲ以テ行ハレタリ彼ノ傾城遊女ノ身賣ノ如キ法律上ハ奉公ノ名義ニ於テ許サレタルモノナリ若シソレ人質ニ到テハ一般的ニコレヲ禁止セル立法ナク唯元祿御法式ニ『女房を妾奉公に出す者之類附女房を質物に置者死罪、取持候者同罪、女房を質物に置者貳拾里四方追放』トアリテ女房ノ質入ヲ禁止セルニ止マル故ニ院本中女人ヲ質入シタル例アリ福内鬼外作矢口荒御靈新田神徳(安永八年)第六段ニテおりくハ己レヲ金五兩ノ借金ニ書入レタル兄萬八ニ對シ

『ホ、何じややら一人合點、日頃からお前の放埒女郎狂や博奕の元手、合點もさせず無理無禮、私を證文に書入て、十兵衛が方て借た金、催促さらされて仕方なさに様々の悪計、頃者四ッ谷の新宿でしくぢつたのも聞てゐる』

ト罵リシガ扱テ債權者十兵衛ノ督促ハ次ノ如シ

『ササ妹を請取はい、サア渡せコレ見ろ、われが印形の證文、一札の事、一金五兩借用申所實正なり、もし遲滞に及候は、質物として妹ありくを相渡すべきものな

動産擔保ノ最モ普通ノ形式ハ徳川時代ニ於テモ占有質即チ狹義ノ質ナリシモ貴重品若クハ必需品ニ至テハ往々無占有質ノ形式ニ於テ擔保ニ供セラレタルコトアリ而シテ此動産ノ無占有質ニモ亦タ二種アリ一ハ物品賣渡證文ニ依ル借金ニシテ他ハ即動産ノ書入ナリトス升瓢作世間御旗本容氣(寶曆四年)卷之三、第三ニ

『近所の酒屋いせや小左衛門といへる者の方へ人を遣はし、此度親父嚴しく異見せられ、今迄の借金片付……心元なくも思ふならば、祖師直筆の曼陀羅書入證文致すべしと誠しやかに申されければ……手代新兵衛立歸り早速金子五拾兩持参しまんだら書き入れの手形案文の通り認め、金子請取り、斯くて極の頃にもなりければ、家老西川伴七方へ伊勢やの手代新兵衛來り、彼の證文を見せ催促に及び、金子被遣がたくは御まんだら可請取由菅之丞にかくと言ひ聞かせければ、當時金子才覺一向なければ、暫らくの内彼のまんだらにても被遣下さるゝ様に御願ひ申しくれよといはるゝ故、其通り親父にいへば以ての外驚き立腹せられけれ共、息子にだまされ見せたが誤り、是非なく又々五拾兩に利息まで添へてつくのはれける』

### 人質としての娘

百兩のタカに書入れ期限に返せ金引立ずる

嘉永八年 永為春水 著 歌川國貞 畫 時代加賀見





りと印形があるからは、しやつともいひ人はない、質物のおりくは俺が方へ流れ込、サア〜來やれと手を取れば……」

即知ルベシ人質ト稱スト雖モ人身抵當(書入)ニ外ナラザルコトヲ然ラバ流質ノ結果ハ如何紀海音作笠屋三勝二十五年忌(享保元年)上の卷ニ

「此善右衛門を呼にこし、三勝親子平左衛門、袖にすがりてなげくゆへ、銀高四貫五百目の質物には、其三勝霜月晦日過たらば、其方へ引取て遊女奉公にやり成共又女房になされう共、毛頭かまひ候はぬと、手形證文取ているもう切まては間もない事、冬めの銀は出にくひ物、なんでもなしに三勝は善右衛門が女房よ、それにち主は近寄て、なぜ手を取て戯れた、遠目に見て置た、ぬし有女を盗だる、是が證據に成まいか、半七どふじやとせり付られ、サアそれはと計り返答も無念涙にまぎらかす、三勝聲も打ふるひ、コレ善右衛門殿、銀々と權柄らしういはしやんな、こなた計りが銀持か尤手形は書たれど、急度霜月晦日に銀をすまして見せませう、切も過ぬにはや〜と、女房で候のちかさまのと借上らしいやらしい、あじやらにも戯れにも、人の

女房といはれては、半七様へ立ませぬ、辨へしらぬ男やと大地を打て泣さけぶ」

トアルニ依テ之ヲ知ルベシ蘆假葺與志作新龜五卷書(元禄十一年)卷二第二段ニハ右平左衛門が三勝ヲ質入セル證文ト稱スルモノヲ載ス次ノ如シ

預り申銀子之事

一丁銀三貫八百五十目也

右之銀子預り申所實正明白也、何時なり共御用次第急度返辨可申候、若右銀子御用之時分相立不申候者、私娘三勝を其方様へ相渡可申候、其時一言之申分無之候、後日之爲一札如件

大阪長町六丁目

年號月日

預主 みのや平左衛門判

下市善右衛門様

前記三勝二十五年忌ノ文言ト借金高モ返濟期モ異ナル所アルハイト可笑シ

(四) 家 質

西鶴織留(元禄七年)卷之六、第四ニ「我相果ての跡にて何によらず商ひ事やひべし、此銀なく成る事十ヶ年はたもつまじ十貫目より上の家質より外に何方へも借す事なかれと云々」

萬の文反古(元禄九年)卷三、第二ニ「我々が親道齋申置れしは、町人家質の外金銀借申無用」ナドアルガ如ク家質ナルモノハ徳川時代最モ確實ニシテ安全ナル擔保トシテ町人間ニ流行シタルモノナリ

此家質設定ノ形式ハ江戸ト大阪トニテ相違アリ又江戸ニテモ天保十三年以前ト以後ニテ差別アリ同年以前ノ制ニヨレバ質置主ハ質取主ニ對シテ借用金ヲ對價トシテ質入ノ目的タル家屋敷ヲ賣渡シ同時ニ特定ノ期間(質入期間)質取主ノ家守差配人トシテ其家屋敷ノ占有ヲ自己ニ留保シ且ツ家質ノ幾分ヲ質取主ニ交付スベキ事ヲ特約スルモノトス故ニ家質ノ設定ニハ必ズ質置主ヨリ目的物ノ永代賣渡證文ト家守請狀トヲ質取主ニ交付シ同時ニ家屋敷ノ沽券狀(地券又ハ本賣渡證文)ヲ名主ニ寄託スル事ヲ形式的要件トセリ去レバ此家質ハ此ヲ法律上ヨリ解釋スルトキハ債權擔保ノ目的ヲ以テスル家屋敷ノ解除條件付賣渡ニシテ獨逸ノ古代ニ行ハレタル所有權質(Eigentumspfand, Proprietätspfand)ナリト云フベシ然レドモ質置主ハ家屋敷ノ賣渡ト同時ニ質取主ノ家守トシテ此ガ占有ヲ留保スルモノトス多クノ場合ニ於テハ名ハ家守ナレドモ其實ハ自ラ家質ヲ支拂フ借家人ト選ム所ナシ然モ家借ノ名ヲ避ケテ特ニ家守ト稱スル所以ハ察スルニ質

置主ハ往々現ニ他人ニ賃貸シツ、アル自己ノ所有家屋ヲソノマ、質入スル場合アルガ爲メナルベシ

天保十三年以後ニ至テハ右ノ家質設定方法ハ多少省略サレタリ即同年ノ改正ニヨレバ家質設定ニハ本沽券狀ト家屋敷ノ質入證文トヲ質取主ニ交付スルコトヲ必要トス而シテ家屋敷ノ占有ニ至テハ質置主ガ質取主ニ家賃ト地代トヲ支拂テ自己ノ手ニ留保スルモノトス是ニ由テ之ヲ觀レバ天保十三年以後江戸ニ行ハレタル家質ハ獨逸中世ノ家質ト酷似スル所アリト云フベシ(Stalbe-Jehmann DP R. II, 2, S. 132, Ann. 8)

江戸ニテハ右ノ如ク質取主ハ質置主ヨリ家賃地代ノ支拂ヲ受クルガ故ニ法律上債務元本ニ利子ヲ附スルコトヲ得ズ若シ家賃金ニ利子ヲ附スルトキハ書入金ト見做サル、モノトス、反之大阪ニ行ハレタル家質ハ純然タル家屋敷ノ書入(抵當)ニシテ元本ニ利子アツテ質置主ハ家屋敷ノ占有ヲ留保スルモ家賃地代ヲ支拂フノ義務ナシ而シテソノ設定ニハ普通ノ家屋敷質入證文ヲ授受スルニ止マリ流質ノ際ニ及デ初テ質置主ヨリ質取主ニ質入家屋ノ賣渡證文ヲ交付スルモノトス即徳川法律書(宮崎博士所藏寫本)卷二、第十四條ニ

「家質ハ賣渡證文を金主え相渡置、地面は矢張地主支配いたし、右店賃之内を金主え差遣候、則利足也右流地



に相成候節、致證文直に及はぬためと見えたり、前々  
か江戸之仕來也、但大坂之質入證文にいたし、年季明  
流地に相成候節、賣渡證文仕直候由、曲淵甲斐守殿留  
役えお咄し有之候」

同書卷一、第百十八條ニ

「大坂町奉行におゐて家質取計方之儀は、證文面に利足  
定書有之、元金返済滞候は、書入之家藏等、可相渡旨  
認有之候而も、定例家質に相立來候事、右は享保二戊  
年四月木村周藏御代官所、攝州西之宮やす欠落欠所取  
計方之儀、大坂町奉行江掛合之上、前書之通證文を以  
家質に可相立哉之段、菅沼下野守江相伺候に付、仕來  
等之儀同所町奉行江掛合候處、享保之度市中江觸知置  
候證文振合同様之趣意に而、家質に相立來候旨申越、  
其所仕來に付伺之通可取計旨令承知候之事」

トアルニテ知ルベシ以下小説院本ニ據テ叙説スル家質ハ何  
レモ大坂地方ノモノナルコトヲ記憶スベシ

先ヅ家質證文ニハ名主五人組ノ加判ヲ必要トス西鶴織留  
卷之二、第二ニ

「又家質の事も……同じ軒をならべて我物喰は何か恐る  
ゝ事もなきに、加判してもらへば五人組年寄に口をた

れ、はや町中の思ひ入替りて町代も外程には腰かゝめ  
ず」

江島其積作商人軍配團(享保十八年)四之卷、第三ニ

「然る時は家書入れて町中の判形お頼み被成ず、御外聞  
も宜しき事と申せば」

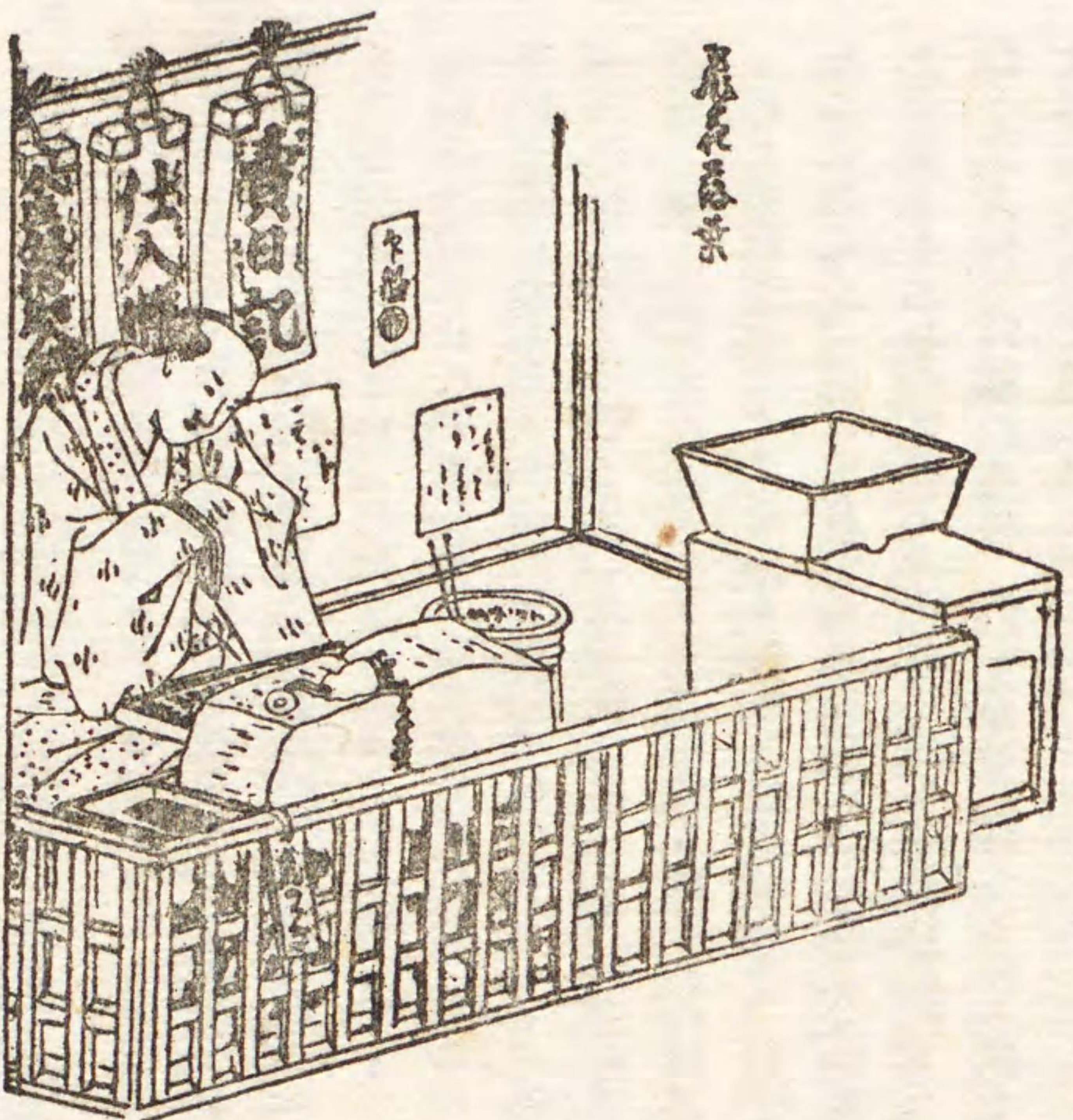
トアルガ如シ竹田出雲作男作五雁金(寛保二年)阿波座堀紺屋の  
段ニハ大坂ニ於ケル家質設定ノ模様ヲ描テ甚ダ細カナリ長  
文ヲ厭ハズ左ニ引用スベシ

「文七が母妙昌……お宿老頼で置いた家質の銀主、今朝  
見える約束、若は筈でも違うたかと氣遣で往て問うた  
りや、お蔭聞きや、先の銀主は大廻する分限者、こち  
の外に拾貫目から上の家質、四五軒も今日取るといひ  
脇を仕舞うて暮方に御座る筈、茶釜も替へて煙草盆掃  
除してたも、手間取衆仕舞うてや、お蔭おぢやと連れ  
て入る」

「摺違うたる町の役人組中銀主打連立、先に立つのが宿  
老役、婆様來たぞや、是はくお宿老の若旦那、御苦  
勞様や、何れも様、サアく是へお蔭お茶、アイく愛  
想の小火鉢も、宿老饗す馳走ぶり……エ、いつ見ても  
愛くるしい、器量といひ物腰、さえくしたお内儀……」

### 住家を質にでも入れんと思案す

寛政十年 山東京傳著 北尾重政畫 百化帖準擬本草



妻が心配して「旦那殿、帳合に氣がつきたら、ちと酒の燗をつけませう  
か、あまり身上を苦にし、わづらうて下さんなさへ」との書き入れ文句  
もあり

今日はゆるりと拜見致す、葬禮に行くとは違うて親父  
の名代有難い、何と何れもそでないか、ホ、ホ、ホ、お氣  
の軽い若旦那、此婆が望む程銀主にも御得心か、イヤ  
親方が申すは、三貫目そこ等端銀、取るも世話なと有る  
所を、お宿老の御挨拶で只今持參證文も認め參つた、  
妙昌が傍へ指寄る、御宿老様のお馴染とていかいお世  
話、コレ町代殿、是は私が判、大儀ながら頼みます、  
手形の文言お聞き召され妙昌様、いやてや婆が盲の垣  
覗き、銀目の所違ひはない、お定な家質の證文讀むに  
及ばず、借主から組中連判、納めは旦那の御印形持つ  
てお出なされたか、ヲ、親父は名代てしまはれても、  
印判は作病叶はぬ、コレ持つて來た押てたも……ハ、  
判が濟たら銀渡して、證文と町の卷引合した判の吟  
味、お内儀そこへ行燈一ツ、アイくいや火にも及ば  
ぬまだ見えます、どれも違は御座らぬの、そこが濟ん  
だら一所に行きましょ、コレ妙昌霜先の銀用心時、氣  
をつけて寝やつしやれ」

家質ノ設定ニハ此ノ如ク年寄五人組等ノ立會加判ヲ要ス  
ルガ故ニ設定ノ後質置主ハ彼等ヲ饗應スルノ例ナリシト見  
ニ定延狂作世間用心記(明和十年)二之卷、第四ニ



「名ぬし五人組、いかに隙を缺けばとて、家質あく人の吸物のちそう、酒もさつとしらするにしくはなし、おめでたいたともお力おとしとも、禮さへ云ひやうのない客振」ト見エタリ

大阪地方ノ家質ハ書入(抵當)ニ外ナラザルガ故ニ質置主ハ質入家屋ノ占有ヲ自己ニ留保シ又ハ他人ヲシテ占有セシムル事ヲ得ベシ龜友作福持當世銀持氣質(明和七年)卷之四第二ニ

「與九郎兵衛家主といふは四十ばかりの後家殿にて……本家は土藏付にて月五拾夕で與九郎兵衛に貸、其身は西隣の裏に月七夕五分の家賃出してひつそくし……夫の病中に町中より借り入し人參代何かの入用銀壹貫五百匁といふ家質あれ共、持家五貫目餘も直打あればどふぞして利足を滞なふはかり持ち、せ度願ゆへ、五十匁の借屋ちんの内にて月十五匁の利足と七夕五分の我が家賃とをのけ殘貳拾七夕五分と少しの針仕事代とで親子二人口と町儀の入用、何か古借の内へも百と五十文づゝと渡して通られしが……」

トアルハソノ一例ナリ  
家質ハ約定ノ期限迄ニ請戻ナキトキハ質取主ハソノ占有ト所有權トヲ取得スルモノトス即一ノ歸屬質ナリ、其積作

「とつ様の方にめんどろな事ができて来て、談合したいといふ事、耻をいはねば理が聞へず、しりやる通りの御身體、下立賣の居屋敷を、町衆の加判でとつし三十貫目の家質に入れたげな、それでも昔の株の家、物入ついで此春又町へもかくし、内證で八貫めの質に入れたを前の銀方が聞付、それとはなしに此月の三日限に家渡すか銀立るか、返事次第に五日には目安あげると足もとから鳥の立様に、俄に町へ届たといの、いとしやとつ様の家渡すも大事な、目安付るもかまはぬが家一軒を兩方へ質に入たが顯れては、此岐阜道順が一ぶんがすたるとて、ほろ／＼泣てござるげな……」(原作)ト云ヘリ

(五) 手 打

徳川時代契約成立ノ確證トシテ當時者互ニ拍手スルノ方式アリコレヲ手打ト云フ借金契約ニ關シテハ其積作世間息子氣質(正徳五年)三之卷、第二ニ

「ある時十助堺町の歌舞伎芝居の太夫本と、銀親の相談堅め、三千兩貸す筈にて契約の手を打て仕舞へば……」トアリ賣買契約ニ就テハ同人作商人軍配團二之卷、第二ニ「御道具を拜見申せしに來國俊の正眞、捨賣に仕りても

御伽名代紙衣(元文三年)三之卷、第三ニ

「此五十兩を戻せ、返さずば町所へ斷りて質物に入れた家を請取るときびしき催促、せう事なきに銀方へ家を渡して妻子を連れて出るといふ」

龜友作赤烏帽子都氣質(元永元年)卷之一、第一ニ

「無疵な五間口の家屋敷八貫五百目といふ印のすわつた借銀、年寄始め町中からせり立れば、親の讓の此の家もどうで人の寶になる不仕合……願立所々神々へ祈りて心を改め、町分よりの借銀を來る七月晦日限りに銀濟さずば、家渡す相對にて斷り立て、不時のもうけに心を碎き、時節到れと祈りしが」

トアルガ如し

田畑家屋敷ノ二重質入、二重書入ハ徳川時代嚴ニ禁止サレタリ近松門左衛門作おさん戀八卦柱曆(寶永三年)ノ悲劇ハ實ニ此二重質ニ起因シタルモノナリ同下之卷ニ

「跡におさんは只一人、親の難義を身一ツに胸は千筋の亂れ草や、解ほどかれぬ憂思ひ、ア、あいとしや父様は二重質とやらが顯れて、若しや牢へも入らうかとおろ／＼泣いて居やしやんすを、聞いて身も世もあらねど……」(流布)

田 地 を 抵 當 と し て 三 十 兩 を 借 る

嘉永八年 山東京山 著 川國貞 畫 春文可祝草子

「ある日、はれ馬源次郎方へ同じ村の酒屋喜平次來り、源次郎に向ひ「きさまの頼みしこと極樂寺様へいふたれば、和尚様申さるゝには、こなたが受合なら貸してやらうとて、三十兩渡して下された體文も書いて來たこれに印形さしやれと差出しければ源次郎「やれ／＼有難うござります昨日も申した通り此暮までには間違なくお返し申します、親の代から持傳へた田地の書入れ「さればさ、それゆゑお寺でも貸すのぢや、いやもう、お前のおかげで有難うございませと、體文に列をして渡せば、喜平次も小判で三十兩渡しけり」





金二十枚はいたすものを、小判三拾兩で手を打申、明後日金子渡し御道具を請取筈」

トアリ此手打ハ當事者が實際拍手シタルヨリソノ名ヲ得タルナリ龜友作(年代不詳)風俗俳人氣質(大和)卷之五、第一ニ

「くだんの浪人殿に手つけ金五拾兩わたし、しやんと手を打ち銀もらふて酒呑んで、明後日又持參仕りませふと立たれました所が……」

同人作風流茶人氣質(明和七年)卷之四、第二ニ

「こちらに先約が御座りますと聞くと、二山がそんなら二貫六百々に調へませう、いざ御まけなされと手をすれば、左様なら上ませう、しやんと坊主どしが手を打ち、金三兩手附渡して取引は明後日と極め……」

トアルハソノ證ナリ右俳人氣質ノ文ニ手打後「酒呑」ムコトヲ記スコハ手打酒ト稱スルモノニテ次段ニ引用スル(減多無性)金儲氣質ノ文ニ見エタリ起源ヲ異ニスルモンノ思想ニ至テハ獨佛中世ノ Weinkauf, Vin du marché ト酷似スルモノアリ

商事慣例類集ニ依レバ「口約拍手」ヲ以テ契約ヲ完了スルノ慣例ハ維新後ニ於テモ諸方ニ行ハレタルヲ知ル(同書第一編三〇九頁以下第二編下卷三一頁以下)

(六) 手 附

歐洲諸國ノ手附ハ時代ニ依テソノ性質ヲ異ニスル爲メコレガ研究甚ダ困難ナルガ如ク我徳川時代ニ於ケル手附ノ性質モ亦タコレヲ決定スルコト難事タリ蓋シ關係材料ニ矛盾ノ點アレバナリ

第一種ノ材料ニ依レバ徳川時代ノ手附ハ契約ヲ成立セシムルノ手段タルニ似タリ例ヘバ大雅舍其風作(減多無性)金儲氣質(安永四年)卷五、第一ニ

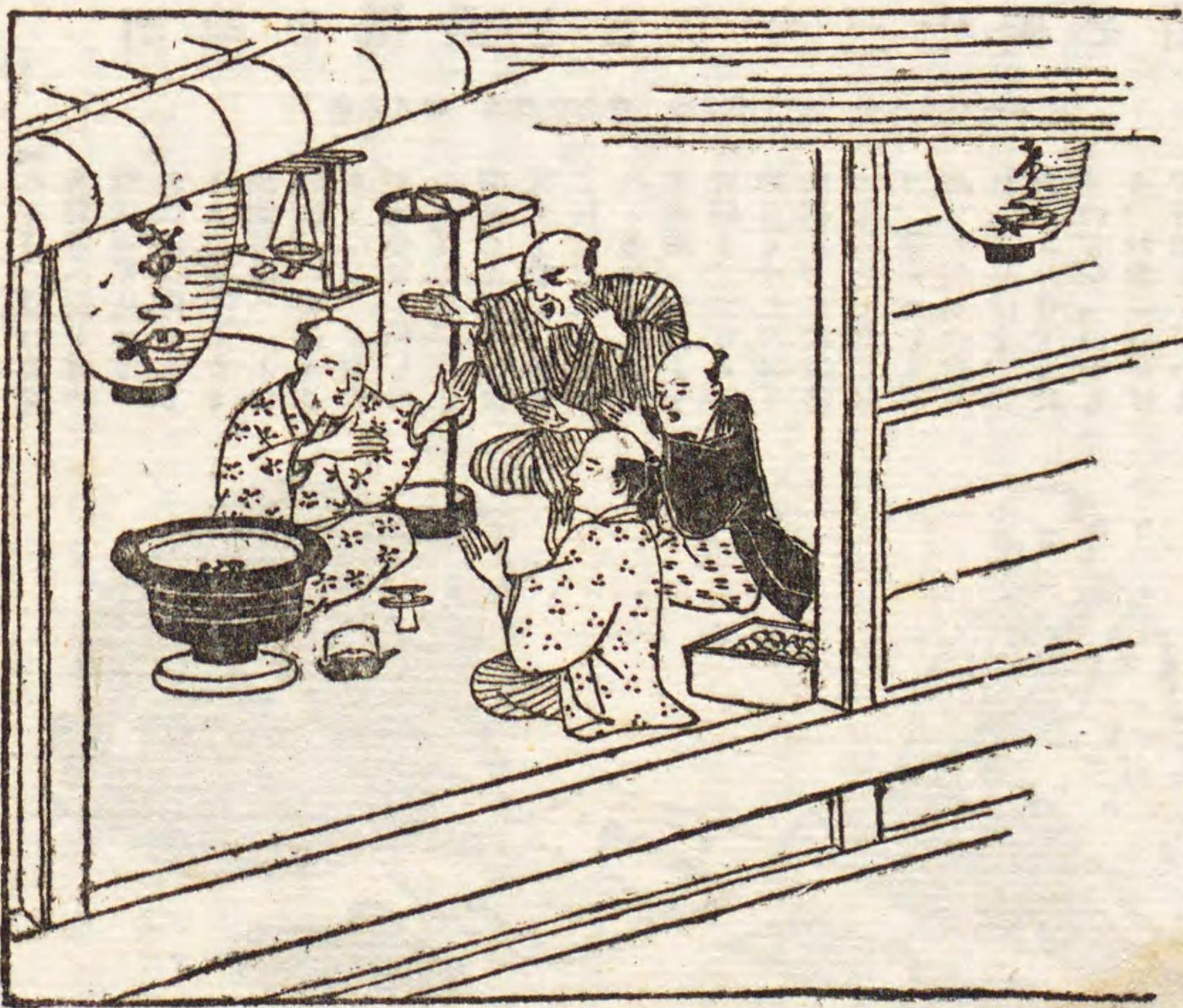
「四郎兵衛……丁ど千兩の手づけあらためてうけ取わたし、まづばいはいはてき申しぬ、さらば手うち酒にせんとて、しゆくゝの美味をそろへ美人に酒あひさせて……」

トアル文ノ如キコレヲ文字通ノ意味ニ解センカ賣買契約ハ手附ノ授受ニ依テ初メテ成立スルモノニシテ此ノ點ヨリ云フ時ハ徳川時代ノ手附ハ所謂成約手附(Artha constitiva)ナリト云フベキナリ然レドモ他方ニ於テハ徳川時代ニ於テモ賣買契約ハ其成立ニ必ズシモ手附ヲ要セザリシ例證歴然タリ其積作諸商人世帯氣質(元文元年)六之卷第二ニテ鹿倉伴内ト云フ老人大坂天満邊ノ飼鳥屋へ「白き雀」ヲ注文シ

「紙入より小判壹兩出し先手附に相渡す間、來月上旬までには相違なく頼むと渡さるれば是には及びませぬに御

手 打 の 圖

手打としての恰好の圖見當らざりし故「攝津名所圖會」に據り丹羽桃溪の畫を擴大して描けり



念の、入、た、御、手、付、金、と、請、取、書、て、渡、せ、ば、』

トアリコレニ依レバ賣買ノ約定ニハ別ニ手附ノ授受ヲ要セズ相對ノ合意ノミニテ充分ナルコト明ラケシ果シテ然ラバ前記金儲氣質ノ文ハ如何ニ解スベキカ

第二種ノ材料ニ依レバ、徳川時代ノ手附ハ契約ニ拘束力(Bindungskraft)ヲ附與スル手段タリシト解スベキニ似タリ此ニ契約ノ拘束力(Gebundenheit an den Schuldvertrag)ト云フ

ハ當事者ニ彼等ガ締結シタル契約ヲ遵守(Ein Versprechen ieltensollen)ノ義務ヲ負ハシムルノ効力ヲ云フ(Siegel, Das Verpflchtungsgrund 1873, S. 21, 24. Puntschart, u. Schuldvertrag u. Treueidohns, 1896, S. 74ff.)去レバ手附ガ契約ニ拘束力ヲ附與スト云フハ手附ヲ授受スル事ナク單ニ當時者ノ合意ノミヲ以テ締結シタル債務契約ハ當事者一方ノ意思ニテ何時ニテモ解除スルコトヲ得ルモノナルニ反シ手附ヲ交付シテ締結セル債務契約ハ一方的意思ノミヲ以ツテハ最早コレヲ解除スルコト能ハズトノ意味ニ外ナラズ(Gierke, Schulds. 1910.)徳川時代ノ手附モ亦此意味ニ解スベキコトハ本朝藤陰比事(無理を知て下男が無法の段)ニ

「地頭仰られしは、田地望みに依て直段をつけ、田主も合點仕り手つけの銀子をもわたし、證文にてもいたし置ながら、沙汰なしに外へつくらせたらば、松兵衛不



届とも申べきに、直段をつけたるばかりにて、しかと約束せざる儀ならば不念とはいひがたし」

又其蹟作諸商人世帯氣質六之卷、第二ニ

「又右衛門肝を潰し、慥に花山左近大輔様の御留守居伴内様と申てぶつてりと肥肉なる御侍、六十兩に召さるべきとて堅ふ御契約申上、則ち御手附金壹兩渡しおかれ候と段々をいへば……」

トアルガ如ク手附ノ授受ヲ以テ契約ヲ「しかと」ナシ「堅ふ」スルノ手段ト見タルノ證アレバナリ手附ガ契約ヲ「しかと」ナシ「堅ふ」スルコトハ手附ガ契約ヲ成立セシムルノ意味ニアラズ効力ノ不確實ナル契約ヲ確實ニシ効力ノ薄弱ナル契約ヲ堅固ナラシムト云フニ止マル又手附無キ契約ハ契約ハ成立セズトノ意味ニモアラズ手附無キ契約ハ手附有ル契約ヨリモンノ効力ガ不確實ナリ薄弱ナリト云フニ過ギズ

即都塵合作渡世傳授車(元文二年)卷四ニ

「手づけはとらねどかたき約束いたしました故賣すまといふ……手付さへとり給はずば商は先はん後はんじゃ、くるしからじ、われら十兩に買べしと無理にしひて買とり」

トアルガ如シ

然ラバ手附有ル契約ハ如何ナル點ニ於テ手附無キ契約ヨリモ堅固且ツ確實ナルカ換言スレバ手附ハ契約ニ如何ナル効力ヲ附與スルカ曰ク二種アリソノ一ハ當事者ガ一方的意思ヲ以テ契約ヲ解除スルノ自由ヲ失フニ至ルコトコレナリ

近松門左衛門作心中及は氷の湖日(寶永七年)上の卷ニ

「手附取て手形して渡す段に變改して、職人が立ますか」

原田由良助作茜染野中の隠井(元文三年)道行涙のたま呼の段ニ

テ由兵衛ハ研屋ガ已ニ手附ヲ取テ他へ賣渡ヲ約セシ名刀ヲ強請シテ即金ニテ買取り來リ

「カノとぎやめがなんのかの、ささへやらねば手附を取たぶんが立ぬ、イヤ男がたぬとやつ返しつ、晝過迄せつばゆるすではない死ぬる氣の團十郎氣質てやうくと、罫があけば手附戻す聞いてくる間と、たつた今金渡し、受取てきたと刀と、火かげによせて取出す」

ト即知ルベシ手附ニ依ル契約ヲ變改スルコトハソノ身ノ面目ヲ破リ「一分」ヲ捨ツルニ等シキモノナルコトヲ

是レ上方方言ニテ手附ヲ取ルコトヲ「むなぐら取る」ト云ヒ手附金ヲ「むなぐら金」ト云ヘル理由ナラン西生山人酒呑

能作觀延政命談(享和三年)卷二ニ

「京都の内に居りさへすれば、何方へかくし置とも、こ

の權兵衛が尋れば、しれぬといふ事あらざれども、早ぜげんがしよさいなく、慥にむなぐら(是手付金を)取りしならん……随分下直に直をふんても、七十六七兩がものはあり、むなぐら金二十兩は取りたるべし……扱も其日暮に權兵衛は藤七方へ來り、内儀ならびに娘にも逢ふて申やう、時に内儀今朝ほど頼れし牛之助、仲町筋にて尋ね當り我等すいりやうの通り、むなぐら金二十兩取、親といつはりて、賣しよしなり、跡金は十日までの日延、請取つもの證文いたし、其ものは何方へか逃うせたり……」

トアルガ如シ

ソノ二は手附受領者ガ從來契約ノ目的物ニ對シテ有セシ自由處分權ヲ制限スルニ至ルコトコレナリ菅專助作助六紙揚卷紙

子仕立兩面鑑(明和五年)上の卷新清水勘當の段ニ

「マア當分百兩計り手附さへ打て置たら外へはやらぬ金の鎖と、きのふから揉立て大方に手附の才覺」

コレヲ摸擬セル中村重助作傳兵衛近頃河原の達引(天明五年)上之

卷祇園の段ノ文ニ

「マア當分百兩計り手附をやつて、金のくさりてつないで置事を手代の萬八としめし合せ大かたに手附の才覺」

「跡見おくつて手代萬八官左衛門様のおかけて、どふやらかふやらあしゆん様はつなぎとめたで此萬八迄も大安堵」

菅專助作けいせい戀飛脚(安永二年)上の卷、生玉の段ニ

「そなたも知た長堀の八右衛門へ、江戸の爲替金五十兩を風凌ぎと親方へ手附に渡し、マアこつちへ取とめた様なれど跡金の才覺も出來ず、手附の日限もけふがせつは」

自笑作風流曲三味線五之卷、第二ニ

「其後御返事がないゆゑ、はや去る御方へ八百五十兩で今明日に身請仕る契約はたし、手附金三百兩夜前請取申たれば最早思召切下さるべきよし」……

尾上梅幸作流行歌川船合奏(文政八年)ニ

「サア道具屋さん大事の一と腰、他へ渡さぬといふ手付の十兩……」

トアルガ如シ手附ノ受領者ハ手附ヲ受クルコトニ依テ契約ヲ變改スルノ自由ヲ羈束サル、ニ至ルトセバソノ羈束ノ程度ニ於テ契約ノ目的物ヲ處分スルノ自由ヲ奪ハル、コト當然ノ理ナリト云フベシ

徳川時代ノ手附ハ此ノ如キ兩種ノ拘束力ヲ生ズコレ手附



有ル契約ガ手附無キ契約ヨリモソノ効力ノ確實且堅固ナル所以ナリ前掲金儲氣質ニ手附ノ授受ニ依テ契約ガ成立スルモノ、如ク記スルハ恐ラク手附ニ依テ契約ガ確實ニ成立シタルコトヲ意味シタルモノナラン

若シ徳川時代ノ手附ニ關スル材料ガ以上掲載セル種類ノモノニ止マルナラバ徳川時代ノ手附契約ハ先キニ述ベタルガ如キ成約手段ニアラズシテ *Cherke* ノ所謂拘束契約 (*Arrah-Vertrag als Bindungsgeschäft*) ナリト解スルヲ正當トス然ドモ猶他ニ別種ノ材料アルヲ如何セン

第三種ノ材料ニ依レバ徳川時代ノ手附ハ拘束力アル契約ヲ一方的ニ解除スルノ一段ト解スベキニ似タリ即近松半二作替唱歌系の時雨(天明二年)茶屋の段ニ

「ハイ、そんなら旦那様お金申請ます、當月中に後金  
が渡りませぬと、此金は流れます。」

又タ錦文流作當世乙女(寶永二年)卷四(北國金の森の段淺草のよれ饅頭の段)ニテ井筒屋ノ亭主太郎右衛門ハ奈良九ノ爲メニ京屋ノ遊女式部ヲ請出サントテ

「四年の年季を八百兩、内百兩は手附金。残るは近日渡さ  
んと、證文極め立歸り」

シカド殘金ノ才覺叶ハズシテ奈良九ハ出奔

染野中の隠井ニテ研屋ハ由兵衛ヨリ他へ賣約濟ノ刀ノ賣却ヲ強請サレ初ハ「さあへやらねば手附を取たぶんが立ぬ」トテ應ゼザリシモ遂ニハ「手附戻す間いてくる間」ノ猶豫ヲ乞ヒ先約者へ手附ヲ返還シテ後由兵衛へ賣渡セリ又タ近松半二作新版歌祭文下の巻油屋の段ニテ浪人御無心アリトテ油屋へ來リお染久松ノ起請文ヲ圓光大師ノ一枚起請ナリトテ賣付ケントス久松ノ乳母お庄計略ヲ悟テ金子拾五兩差出シ「サア、夫は當座の、手附ム、手附と有ば請取つた、價は何程致さふと、わたしがアイ買まする」ト約束ハシタル價ハ五百兩ト切カサレテ

「今更ハット計り當感顔を見て取お勝、イヤ、無様ながらそりや出來まい、五百兩なら私が買ましょ、今がらりに渡さふ程にさつきの手附はあの人へお返しなされ、成程、そふなふて叶はぬ所、めくさり金で大事の代物、買取ふとはのぶとい女め、手附金ソレ返すと投出す包み、お勝が取上、お侍様こりや最前の手附とは違いましたな……あの人渡した金は反古に包んでござんした、是は是白紙、包が違ふと有からは、お前が内から拵へてござつたふきかへの贖金、正眞の金は懐に有ふがな……」

「この事廓にかくれなく、式部ちやかたより井筒屋へ跡金のさいそく、不埒なるよし互に付届け有つて、手附の百兩は生ながらの損金、式部親かたの徳分」

トアリ又小説ニハアラネドモ馬場文耕著當世武野俗談(寶永七年)河七庭華の段ニモ

「其中近江屋へ手代(庭華の千代)参りて、身請の手附として庭華渡せし金子二百兩還しくれよと申候、善右衛門方(近江屋)にて此手代大きになぶり廻してはじをさらせ、二の町身請の約束の日より外の客をせず揚詰にして置し處、身請の變改さへ男に似合ぬ大たはけものなるに、手附金返せとは古今なき大馬鹿者かなと、五丁町中に男女は云ふにおよばず、御城下の笑ひ艸となり……」

トモ見エタリ此等諸文ニ依レバ手附交付者が契約ニ違反シタル場合ニハ單ニ交付シタル手附金ヲ損失スルニ止マリノ他ノ法律上ノ責任ニ至テハ一切免除サル、コト古今ノ通例タリシヲ知ルベシコレヲ反對ノ方面ヨリ解釋スルトキハ手附交付者ハ手附ヲ放棄スルコトニ依テ契約ヲ一方的ニ解除スルノ自由ヲ有スルモノト云フベシ此ノ如キ契約解除權ハ手附交付者ノミナラズ手附受領者モ亦コレヲ有ス前記書

又同人作伊賀越道中双六(天明三年)第六ニテ古道具屋市兵衛ハ

「昨日此方の言しやるは、急な入用錢三貫、道具諸式を直にして取つてくれといふことなれど、代物見てからのこと、手附三百進せて、残りの錢持つて来た……時にと道具といふは、見え渡つた此通りか、こりや聞いたとはきつい相違……家ぐち毀つても壹貫が物はな、というて手附の三百は飛で仕廻てもう有まい、御推量の通りでござります、仕様事がない、此疊まくつて往なら、コレ若いのそこ退いて貰いましょと、疊はたたく上げかける」

「若いの」ト呼掛ケラレシハ此家ニ泊リ合セシ十兵衛コレヲ見兼ネテ

「コレ道具屋殿、わしや今夜泊つた客、是は難儀な所に泊り合した……手附はわしが返しませよ、疊は此儘置て貰ふと、奇麗に捌く二朱一つ、是は結構な旦那殿ちと多けれど、茲迄來た賃、次手に疊も引直し、躰も廻つて立歸る」

又タ並木宗輔作後藤伊達目貫(延享元年)第二段ニテ「捨がねの門八として所て名うてのいがみ者」妹婿ノ許ニ來リテ「あがり口に大あぐら」



「コリヤイ妹、此月のさし入に、去るれきくから頼まれ、あつらへて置た百疋猿の目貫、手付の金は先きへせしめて、目貫を今に渡さぬぞよ……目貫が出来ずば手付を先へ戻せ……」

トアリ手附受領者モ亦手附ヲ返還シテ一方的ニ契約ヲ解除スルノ自由ヲ有セシコト顯然タリ幕末ヨリ今日迄行ハルル慣習ニテハ手附交付者ガ解約スル場合ニハ手附損(手附流)トテ手附額ヲ損失シ手附受領者ガ解約スル場合ニハ手附倍損(手附倍戻)トテ手附ノ倍額ヲ支拂フコト普通ナリ今前記諸文ニ就テ見ルニ手附受領者ガ解約シタル場合ニ返還スベキ金額ハ茜染野中の隠井ニテハ不明ナレドモ新版歌祭文及後藤伊達目貫ニテハ手附ノ元金高伊賀越道中ニテハソノ三倍弱ニ當ルモ市兵衛ノ言葉ニモ「ちと多けれど」トアレバ普通ノ標準トナスニ足ラザルコト明カナリ去レバ徳川中世ニ手附倍戻ノ原則ガ存立セシヤ否ヤハ疑問ニ屬スト雖モ少ナクトモ右ノ場合ニ手附元金高ガ返還サレタルコトハ争フベカラザル事實ナリトス

要之徳川時代契約ノ締結ニ際シ手附ノ授受アリシ場合ニハ當事者ハコレヲ放棄若シクハ返還スルコトニ依テソノ契約ヲ一方的ニ解除スルコトヲ得タルモノナルコト前掲諸文

ニ依テ明白ナリトス果シテ然ラバ徳川時代ノ手附ハ所謂解約手附(Artha Poenentialis)即チ悔返金(Beugetid)ナリト解スルコトヲ至當トスベシ

若シモ前記第二種ノ材料ト第三種ノ材料トハ互ニ相異ナレル兩種ノ手附ニ關スルモノナリト云ハンニハ問題ハ容易ニ解決サルベシト雖モ反之二者共同一種類ノ手附ニ關スルモノトセバ徳川時代ノ手附ハ契約ヲ拘束スル手段タルト同時ニ契約ヲ一方的ニ解除スルノ手段タルモノニシテソレ自身ニ於テ互ニ矛盾セル二個ノ觀念ノ結合ナリト論ゼザル可ラズコレ徳川時代ノ手附ノ性質ヲ説明スルコト困難ナル所以ナリ

徳川時代ノ手附ハ斯ノ如ク互ニ矛盾スル兩種ノ觀念ヲ包含スルモノナリ去レバ維新後政府ガ「賣買ハ手附金ニ因テ其約束ノ確定不確定ヲナスコトナキヤ」ヲ各地ノ商法會議所ニ質スルヤ彼等ノ一部ハ手附金ハ賣買契約ヲ確定スト答申セルニモカ、ハラズ或ハ「賣買上手附金アルハ最モ約束ノ堅固ナルモノトス然レトモ手附金ヲ流ス時ハ破約スルコトヲ得ル」ト云ヒ或ハ「賣買約束ハ必ず手附金ヲ以テ確定ス然レトモ買主ニ於テ手附金ヲ放棄シ破約トスル時又ハ賣主ヨリ物品不渡ノトキハ手附金ノ二倍ヲ戻ス習慣ニテ是不確

定ナリ」ト云ヒ確不確ノ間ニ彷徨シ他ノ一部モ亦賣買契約ハ確定不確定ハ手附ノ有無ト相關セズト答申セシニモカ、ハラズソノ手附授受ノ理由ヲ説クヤ或ハ「賣買ノ約束ハ必ずシモ手附ノ有無ニ拘ハラザルハ前條ニ答申スルガ如シ然シ手附金ヲ以テスル者ニ就テハ其内心ヲ察スルニ二途アリ其一ハ賣人買人トモニ違約ヲ成サバラシメン爲メニ受渡シ

スルアリ是レ雙方共正直ナル性質ニテ若シ期限ニ至リテ臨時ノ故障差起ルトモ和談ニ及ブベシ其一ハ賣人買人共ニ心中ニ疑念アリテ先ヅ買人ノ方ニハ若シ期限ニ至テ相場下落スレバ手附ヲ流シ申込破談セント見込……或ハ又其反對ニテ賣人ノ方ニ期限ニ至リテ約束ノ貨物相場ガ非常ニ騰貴スルヲ思慮シテ手附金ヲ一倍シテ返辦シ破約スルノ約束ナサントスルモアリ」ト云ヒ或ハ「初見ノ買主ニアラザルヨリハ手附金ニ依リテ賣買約束ノ確定不確定ヲナスコトナシ但タ其手附金ノ有無ニ因リテ確否ヲ問ハ、手附金アルヲ以テ確實ナリト答ヘザルヲ得ズ凡ソ我大阪ニ於テハ商業ニ因リ手附金ヲ要ス者往々之レアルモ普通ノ賣買多ク手附金ヲ要セズ元來賣主ノ手附ヲ要スルハ買主違約スルコトアルニ當テ其手附金ヲ以テ損害ヲ償ハントスルノ豫備ナレバ若シ其物貨ノ價格低落シテ手附金ニテ損害ヲ償フニ足ラサルニ至ル

時別段ノ約束アルニ非ズシテ買主其手附金ヲ流サバ賣主ニ於テ之ニ故障ヲ述ブルヲ得ザル一般ノ慣例ナリ」ト云ヒ一方ニ於テハ手附ヲ以テ悔返金又ハ罰金手付ト見ルト同様ニ他方ニ於テハ手付ガ契約ニ或程度ノ拘束力ヲ附與スルノ作用ヲ全然否定スルコト能ハザリシハ寧ロ當然ノ理ナラズン

バアラズ(商事慣例類集第一編三一八頁以下參照) 翻テ外國法ニ於ケル手附ノ沿革ヲ考フルニ諸説アリテ去就ニ迷フモ今最近ノ研究ヲ參照シテコレヲ略述スレバ希臘古法ノ手付ハセミチック族ヨリ繼受セシモノニシテソノ初メハ契約ノ履行ヲ擔保スル爲メニ提供シタル質ナリシガ交付者若シ違約スルトキハ質タル手付ヲ損失スルノ理ナルガ故ニ遂ニ交付者ハ手付ヲ放棄スルトキハ契約ヲ解除スルコトヲ得ベシトノ原則ヲ生ズルニ至レリ然レトモ此解除權ハソノ初メ獨リ手附交付者ノミコレヲ有シ受領者ニ至テハ若シ違約センカコレニ依テ惹起サレタル損害ノ全部ヲ賠償セザルヲ得ザリキコレ當事者ノ間ニ權衡ヲ失フ事甚ダシキ制度ナルガ故ニ其後受領者モ亦手付ノ倍額ヲ支拂フトキハ契約ヲ一方的ニ解除スルコトヲ得ルニ至リ此ニ希臘ノ手付ハ悔返金トナレリ(Senn, La dation des artha, dans Nouv. Rev. hist. Vermogensrecht, 1911 S. 119ff.; Jag.emann Die Daraufgabe, 1873, S. 2f.) 羅馬ノ手付ハ希臘ヨリ傳ヘタ



ルモノナリ而シテソノ初ハ希臘ノ手附ト同様契約履行ノ質  
 (Pignus)ナリシガ質ノ設定ハ契約ノ存在ヲ證明スルガ故ニ  
 ソノ後單純ナル契約成立ノ證明手段(證約手附 Arha confir-  
 matoria)トナルニ至レリ更ニ其後再ビ希臘ヨリ悔返金トシ  
 テノ手附ヲ輸入セシガンノ初メ手附ガ悔返金タルノ効力ヲ  
 發生スルガ爲メニハ當事者ガ明カニソノ旨ヲ特約スルコト  
 ヲ必要トセリ然ルニ儒帝ノ時ニ至リ此制ヲ改メテ手附ハ特  
 約ナキ場合ニ於テモ當然悔返金タルノ効力ヲ具有スルモノ  
 トセリ此ニ於テカ羅馬ノ手附ハ證約手附タルト同時ニ解約  
 手附タルノ性質ヲ兼有スルニ至レリ (Benn, loc. cit., p. 580) 獨  
 逸ノ手附ハ中世ノ初期迄ハ契約當事者雙方ニ契約上ノ義務  
 ヲ履行スルニ就テノ代當責任ヲ發生スル手段ニシテ即チ純  
 然タル Hafgeldナリキ然ルニ中世末代當責任ガ總テノ債務  
 ノ法定責任トナルニ及ビ此ニ手附モノノ性質ヲ變ジテ單ニ  
 契約ニ拘束力ヲ附與スルノ手段トナルニ至レリ蓋シ獨逸中  
 世法ハ當事者ノ合意ノミニ依テ締結サレタル債務契約ハ一  
 方ガ履行スル迄ハ何時ニテモ一方的ニ悔返スルコトヲ得タ  
 ルガ故ニ手附ニ附與スルニ此ノ如キ一方的解除權ヲ排除シ  
 契約ヲ不動ナラシムルノ作用ヲ以テシタルナリ然レドモ此  
 手附ハ單ニ無償ノ悔返權 (Unentgeltliches Reurecht) ヲ排除

スルニ止マルガ故ニ當事者ハ往々特約ヲ以テ手附交付者ハ  
 手附額ヲ損失シ手附受領者ハソノ倍額ヲ支拂フテ有償ニ契  
 約ヲ悔返スノ權利 (Entgeltliches Reurecht) ヲ留保セリ此ニ  
 於テカ獨逸ニモ亦タ悔返金 (Reugeld, Wandelpön) トシテ  
 ノ手附金ヲ生ジ或ル地方ニテハコレヲ以テ手附ノ法律上ノ  
 効力ト見做スニ至レリ (Gierke, Schuld u. Haftung 1910) 近世ノ  
 普通法及ビ多クノ特別法ハ羅馬法ノ影響ヲ受ケタルガ爲メ  
 手附ヲ以テ單純ナル證約手附ト見悔返金トシテノ手附ハ全  
 然法律上排除シ或ハ當事者ガ特約シタル場合ニ限テコレヲ  
 認メタリ (Jagemann, a. O. S. 137ff.) 法律ニ依リテハ手附ヲ以テ證約ノ手  
 段トナスモ若シ交付者カ自己ノ故意過失ニ基キテ契約ヲ履  
 行セザル場合ニハ相手方ニ賠償スベキ損害金ノ一部ニ算入  
 セシメ若シ受領者ガ同一ノ原因ニテ違約スル場合ニハ賠償  
 金ノ外手附金ヲ返還スベキモノトセリ所謂證約的罰金手附  
 (Arha confirmatoria poenalis) ナリ (Jagemann, a. O. S.)  
 前記諸國法ノ事例ニ依レバ手附ノ根本的作用ハ契約ノ履  
 行ヲ擔保シ若クハ強制スルコトニ存シ彼ノ解約的作用ノ如  
 キニ至テハ何レノ國ニ於テモ前者ヨリモ遙カニ後レテ發達  
 セル第二次的作用ニシテ而モ羅馬獨逸兩法ノ如キニ於テハ  
 明カニ當事者ノ特約ヲ俟テ始メテ發生シタルモノナリ此事

遊女身請の附金渡し



安永九年 勝川春旭自畫作 通人三極志

例ハ我徳川時代ニ於ケル手附ガ一面ニ於テ契約ニ拘束力ヲ  
 附與スルノ手段ナリシニ拘ハラズ他面ニ於テハ契約ヲ解除  
 スルノ手段タリシ奇異ノ現象ヲ解決スルニ好箇ノ參考資料  
 ト見ルベキニアラザルカ然レトモ此點ニ就テハ今此ニ詳論  
 セズ  
 手附ニハ日限アリ若シ交付者ガ此日限迄ニ殘金ヲ支拂ハ  
 ザルトキハ契約ヲ解除セルモノト見做サレ手附ハ質物同様  
 ニ「流」ル、モノトス前掲けいせい戀飛脚生玉の段並ニ替唱  
 歌系の時雨茶屋の段參照スベシ此手附ノ日限ハ當事者ノ協  
 議ニテ定ムルヲ普通トスルモ或種ノ商人仲間ニテハ三日ヲ  
 限トナスノ慣習アリ所謂「お手附三日限」ノ定ナリ並木五瓶  
 作隅田春藝者氣質(年代不詳)三幕目ニ  
 「由兵衛「昨夜打つたは手附ではないか、アイヤ半金夫  
 を流すとは無法者、馬鹿盡せ、  
 才兵衛「イヤ、由兵衛殿……二十日に取つた同然の  
 手附、スリヤ三日過ぎるぞへ、コレ道具屋書付にもお  
 手附三日限としてあれば、流さうと云ふ俺が無理てえ  
 すか」  
 トアルガ如シ(商事慣例類集第一編四三八  
 頁第二編下卷三二八頁參照)  
 手附ヲ交付シタル時ハ契約ノ相手方ハ請取書ヲ作成シテ



後日ノ證トナスヲ例トス前掲本朝藤陰比事卷七ノ文ニ「手  
つけの銀子をもわたし、證文にてもいたし置ながら」心中  
及は氷の朔日上の卷ニ「手付取て手形して渡す段に」ナド  
アル證文手形ハ此手附請取書ノ意味ト解スベシ近松徳三作  
文月恨切子(年代不詳)第三段ニハ身請契約ノ手附證文ヲ載セタ  
リ即

一札之事

一我等抱のお才事身代金七十兩に相極め、右之内爲手  
附金二十兩儘に受取申候所實正也、残り五十兩は七  
月二十八日切無相違受取申契約に御座候、仍而一札  
如件

月 日

岩田屋半兵衛

古手屋八郎兵衛

トアルモコレナリ此手附證文ハ他人ニ讓與サレ又ハ質物ニ  
供スル事ヲ得タルモノナリ紀の上太郎作糸櫻本町育(安永六年)  
第四ニ

「此間儂が取た花咲が手附證文、何とあれに呉ぬか、ハ  
テ仰山な、高が女郎の出入、其様に聲高にいはいでも  
やる筋なれば此綱五郎、未練は残さぬさつぱりとやる」  
トアルハ讓與ノ掛合ニシテ次に二例ハ質入ノ場合ナリけい

せい戀飛脚生玉の段ニテ忠兵衛ハ八右衛門へ渡スベキ爲替  
金五十兩ヲ梅川身請ノ手附ニ費消セシガ後八右衛門ニ催促  
サレテ明日迄ノ猶豫ヲ乞フ八右衛門ノ詞ニ

「是夫も唯は待たぬ、梅川が身の代は二百五十兩とやら  
五十兩の手附の請取、金の濟迄預らふ、畢竟いはい五  
十兩の質、夫共不得心なら今金せふ」

忠兵衛餘儀ナク手附證文ヲ渡ス八右衛門受取テ

忠兵衛是でよいと油断すると金が出来ぬぞ、見りや手  
附の日限もけふ切、長ふは待ぬが合點かや、ハテ明日  
の朝は違いなふ金持て行はいの、ヲ、ちがやんなど」  
別レ行ク彼ガ胸ニハ

「あすの朝迄五十兩、工面の出来る忠兵衛じやない、ヲ  
、そふ思ふてたくつて置た手附證文、是さへ有ばめつ  
たに忠兵衛が身請は出来ぬ、こつちは跡金二百兩で梅  
川は手に入るが、頼んで置た跡金の工面は……」  
トアリ又昔專助作紙子仕立両面鑑上之卷、大手筋萬屋の段  
ニモ

「跡へ猪熊丹左衛門サア、證文は出来て有か、ほんに  
ナアはつたりと忘れて居た、アシタが爰には判もなし  
手形せふにも矢立の用意は、マ、コレ若旦那、途中で

そりや間に合ぬ、ハテたつた今の手附證文、手形する  
迄百兩の質物ヲ、サ、明日でも手形の來次第、引替  
に戻せばよい、然らば左様と件の一札手渡せば……」

ト見ユ此等諸例ニ依レバ手附證文ヲ讓受ケ又ハ質流トシテ  
取得セルモノハ手附交付者ノ權利ヲ承繼スルモノナルコト  
明ラカカナリ

徳川時代ノ手附ハ多クノ場合ニ於テハ所謂内金(Angeld)  
ノ性質ヲ有スルモノニシテ契約履行ノ場合ニハ支拂金ノ一  
部ニ算入サル、モノトス前記諸文ニ「跡金」ノ語ヲ用ユルコ  
ト多キヲ見テ知ルベシ去レバ手附ノ額ハ甚ダ多ク時トシテ  
ハ支拂金ノ半額ニ及ブコトアリ近松門左衛門作紙屋治兵衛 紀伊國屋小春  
天の網島(享保五年)中之卷ニ「夫とても何とせん半金も手附を打  
繋とめて見る計り」トアリ猶前記隅田春藝者氣質三幕目ヲ  
參照スベシ然レドモ徳川時代ノ手附ハ必ズシモ常ニ内金タ  
リシニアラズ別ニ外金(Draufgabe)ノ性質ヲ有スル手附ガ  
存立セシコトヲ忘ルベカラズ徳川時代大阪地方ニ行ハレタ  
ル諸證文ノ文例ヲ蒐集シタル案文録(東京帝國大學 東所藏寫本)ニ

一 札

(中略)

右家屋敷附物代銀共合銀何拾貫目ニ讓リ渡可申致約定

候處實正也、右ニ付爲手付金何兩儘ニ受取預リ置申候  
相對之通來ル何月何日帳切相濟銀子受取候上者、右手  
付其儘差戻ニ可申候、爲念請渡約定一札仍而如件

年號月日

讓主 何屋誰

世話人 何屋誰

何屋誰殿

トアルガ如シコレ亦徳川時代ノ手附ヲ研究スルモノ、特  
ニ注目スベキ事實ナリトス

徳川時代手附ハ管ニ賣買身請ノ場合ノミニ限ラズ雇傭請  
負借金等ノ諸契約ニ際シテモ授受サレタルモノナリ雇傭契  
約ノ手附ハ近松門左衛門作おふさ 徳兵衛 重井筒 (安永元年)上之卷ニ請負  
契約ノ手附ハ西鶴作懷硯(四年)卷之四、第一並ニ北條團水作  
晝夜用心記(寶永四年)卷四、第三ニ見ヘタリ借金契約ノ手附ニ就  
テハ院本小説ノ例ヲ知ラザルモ享保十五年八月御觸家屋敷  
賣買並家質書入之節手付金請取渡之定中ニ見エタリ(徳川禁 令考第 五六四 六八頁)

〔附記〕 商事慣例類集ニ收メタル諸方ノ答申書ノ多クハ  
手附ガ悔返金ノ性質ヲ有スル事ヲ認ムルモ間々手附ハ  
單ニ確約手段(拘束手段)タルニ止マリ手附ヲ流スモ契  
約ハ解除サレズトナスモノアリ(第二篇下卷三三二頁



至三三七頁)又タ多數ハ手附ト内金トヲ區別セザルモ間々内金ノ性質ヲ有スル手附ト純正ノ手附トヲ區別シ後者ニ限テ悔返金ノ性質ヲ認メ前者ニ至テハ單ニ確約手段タルニ止マリコレヲ流スモ契約ハ解除サレズ若シクハ契約解除ヨリ生ズル損害賠償ヲ免カレズトナスモノアリ(第一編四七二頁、第二編下卷六〇頁、三三三頁)此等ノ異例ハ Draufgabe ノ性質ヲ有スル手附ノ存在ト相俟テ以テ德川時代ニ於ケル手附ガ有スル積極消極兩面的効力ノ由來ヲ説明スルノ資料トナスヲ得ザルカ

(七) 賣 買

德川時代大阪邊ニテ行ハレタル家屋敷ノ賣買ニハ町年寄五人組等加判ノ賣渡證文ヲ作成シ且ツ町帳面ノ名前替即チ帳切ヲナスコトヲ必要條件トセリ而シテ此帳切ニ際シテハ買主ヨリ町方ヘ帳切錢ナルモノヲ納付スルノ例ナリ西鶴織留卷之二、第二二

『六分にまはれば大屋敷買ふて、借屋賃取る程慥か成るなし……たとへば百貫目にて、其高に應じて帳切銀さへ才覺すれば、何程にても銀子取替へ家の主となし年寄五人組の連判にて賣券狀の上に、利銀は家賃分にして是たしか成る借物なり』

龜友作風流茶人氣質卷之一、第二二

『小川通に幸の賣家、世話人同道にて見に行けるが、結構な家屋敷……十貫目に銀拾枚の樽代にて談合極め、二三日に帳切も済んで霜月朔日に宿うつり』

トアルニテ知ルベシ右文ニ見エタル樽代ノコトハ猶西鶴作本朝二十不孝(貞享三年)卷之一(大節季に無い)ニモ

『我家屋敷ながら賣るに買手なく、然ながら四間口人に無料も遣られず、樽代に五十目か三十目おこせば遣るに、此家も京橋の舟の乗場ならば捨て、も六貫目が物はあるに……』

ト見エタリ民事慣例類集ニ依レバ德川時代田畑永代賣買ノ禁ニ觸ルルヲ免カレンガ爲メ由緒讓又ハ好讓ト唱ヘ樽肴料酒代金若シクハ禮金ノ名儀ニテ代價ヲ授受シテ土地ノ讓渡ヲナスコト諸國ニ行ハレタリ右ノ樽代モ此種ノ慣例ニ胚胎セシモノカ後考ヲ俟ツ(同書五一〇、五一六)

德川時代ニテモ懸賣ニハ證文ノ作成ヲ必要トセザリキ去レハ西鶴織留卷之一(品玉とる種)ニモ

『よろづの賣掛あるひは當座借の金銀、手形なしの事なれば、借請ぬといふとてもむつかしき出入なるに、心覺の帳面ばかりにて諸拂を濟しぬ』

ト云ヘリ然レトモ手形無キ懸賣ノ訴權ニ就テハ多少ノ沿革ナキニアラス今此ニ詳説スルノ餘暇ナシ

(八) 家 借

家借(店借)ノ契約ニハ借家人ヨリ請人ト連署シタル請狀ヲ家主ニ交付スルコトヲ必要トス家主ノ爲メニハ家持ヲ請人ニ立タシムルコト最モ安全ナリ去レハ團水作日本新永代藏(正徳三年)卷之四(千里を脱皮草)ニモ商人平生ノ心得ヲ擧ゲテ『其外借屋請人は家持』ト云ヘリ此請人ハ請狀ニ於テ借家人ノ宗旨ヲ證明セサル可ラス故ニ借家人ニハ借家人ノ宗旨請狀アルコトヲ必要トス去レバ自笑作風流曲三味線二之卷、第二ニモ『いづくにも借屋かる身の習ひ、宗旨請狀なくてはならず』ト云ヘリ

借家人は借屋賃(宿代、宿賃)ヲ支拂フヲ普通トス此家賃ハ通常半季拂若ハ月拂ナレドモ時ニハ日拂ナルコトモアリ作者不詳商人職人懷日記(正徳三年)卷五、其一ニ

『鉢坊主放下仕油屋のふせがい、門々めくる行人など、慥そふなるを家請手形に借主として四疊半に三人四人相住居……朝出れば晩の戻りの請あはれぬ衆なれば家賃其日拂ひと極め、一人まへに錢貳文宛、路次口に家主床机して外へ出しに請取』

米 穀 問 屋



(三九頁参照)

延享頃 世中氣質繪墨



唯樂軒作立身大福帳(元祿十一年)卷三(一本で立身)ニ

「商買の下直なる方を才覺して、聚樂町の裏かしやに三疊しきにて一ヶ月九分、然も毎日三厘づゝないくづしの家賃にて雨露にぬれず」

ナドアルガ如シ

幕府ノ法令ニ依レバ借家人ガ家賃ノ支拂ヲ怠リタルトキ若シクハ不得巳事由アル場合ニ限り家主ハ店明(店立)ヲ請求スルコトヲ許セリ(律令要略、撰要集書、按卷一奉行心得)小説ニモ此二個ノ場合ニ家主ガ店立ヲ請求シタル例見ユ八文字屋自笑其積合作今昔出生扇(延享二年)卷一、第二ニ

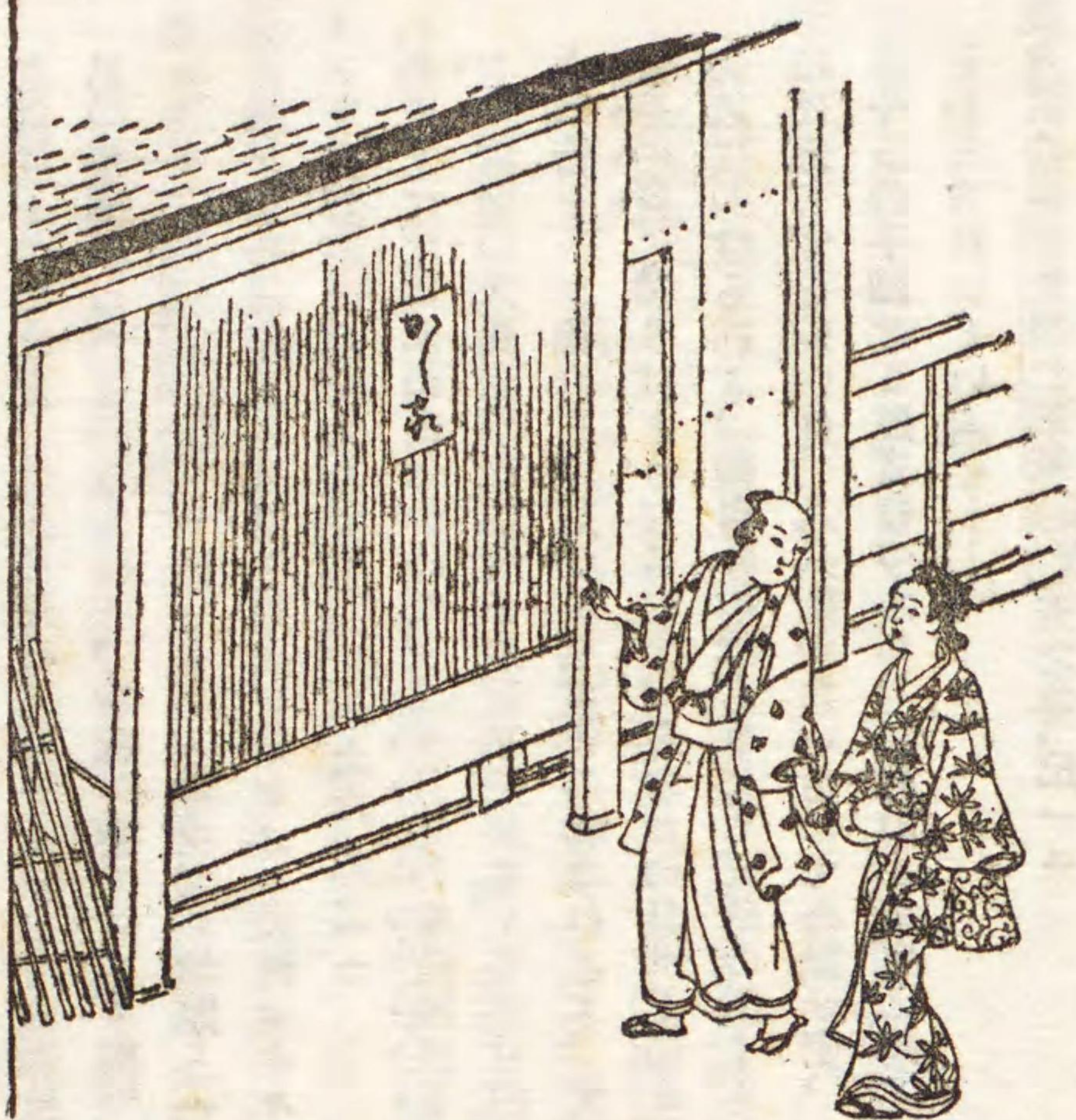
「町くにかしや札の多く有るは、毎月くの家賃を二十五六日時分よりせり立、一日でもおそなわると、苦い顔してはや宿替さする故ぞかし、其癖柱のゆがみをも直さず、屋根が漏れ共かまわず、家賃計りしたためる家主と……」

近松徳三作色競かしく紅翅(年代不詳)第二段(芝居側)ニ

「家主市右衛門「エ、よい口な事いふんじや、俺が一寸聞た處が、貴様とんと家賃やらぬげなそこで家明言付られせう事なしの山科宿替であらうがな」トアルハ家賃息納ニヨル家明ナリ不得巳事由ニヨル場合ハ

### 新夫婦の貸家さがし

元文三年 繪本もしほ草



此頃の家賃は普通の家にて一ヶ月一兩内外なりし、最も廉なるは一ヶ月二朱(十二錢強)位にて、日々何文納めといふ家もありし也(貸家の札を斜に貼るは近世の風俗なり)

今昔出生扇卷一、第三ニ

「此儘飢死せんよりは、いつそ一思いに首縊て死んと、細き丸ぐけの帯を垂木に結び下ヶ首にまよふて、火燧の櫓をふまへ、既にあやふく見へける所へ、家主來かゝり此體を見て驚き、其儘抱きおろし、扱く無分別成事を思ひ立れし事かな、其心が有ては此方の借家には置れず、どつちへ成共早ふ宿替仕て下されと、請人をよび付ケ若もの事が有ては家主の難儀なれば、請人の通其方へ渡すべしと、其日直に家を明させ、請人の方へ送りぬ、請人といふも、二匁三匁の禮銀取て渡世にする請人屋なれば、手前に長くかくまい置事もならず情なく追出しける」

作者不詳諸國落首咄(元祿十一年)二之卷(つらきは家主名、残は明の鐘の段)ニ

「都相之町通に貝田露程といへるもの、師ありけるが、さる人の家を借て月日を送られけるが、有時家主より申けるは俄に家入用の事候まゝ、近くに家替する様にと度々使を立て、何の聞分もなくせがめば、是非なく外の家へ移行置土産に一首よめり

借屋をば追出しかねもつき果て

そろく〜と家を明ぼの」

トアル類ナリ

貸屋ノ家主ハ家屋ノ破損ヲ修繕スルノ義務ヲ有ス前記今昔出生扇ニ「其癖柱のゆがみをも直さず、屋根が漏れ共かまわず云々」トアリ又後穿窟主人作川童一代(寛政六年)卷五ニ「家賃をおこさぬ者には、家をおかしなされます事は御無用になされませ、町入用や破損がまはりますればどうも勘定が合ませぬ」ナドアルハ其證ナリ

家主ハ借家人ガ分散ノ場合ニハ他ノ債權者ニ先立テ家賃ノ支拂ヲ受クルノ特權ヲ有ス、近松半二作太平記忠臣講釋(明和三年)第四ニ

「折から表へ破傘古土瓶鍋蓋炮烙徳利加賀の古籠、越中禪香の物漬櫻だいのかたしく行燈に取そへ三四人、ハア愛ちやさうなと、門口から、ちつと物を尋ませう内方に石屋の五郎太郎は居ませぬかと、ずつとはいつてそりや居るは、ヤアお家主様か、何ぢやお家主様か、わり様は〜ようも〜断なしに、ぬつくりとよう夜披仕やつたの、コレ愛に居るは負せ方衆、皆打寄て家内集めて見たればの、こちらの家賃米代木代味噌油其外の買がかり物が三百五十匁、其中へ道具屋の直打にし、錢百にはたるたらず、ヲ、さうぢや〜、おれは



醒が井の拵屋、石屋の手間取が、不相應な研賃に、身を流す替鞘の塗賃が二十五匁、今請取る……イヤ、ア、大法ぢや家賃から取ねば置ぬ、それにまだ木は買はずに竹簀子を折ては焚、大屋根の平瓦をまくつては大和風呂、用事場の戸迄大盗人めと、近所へ響くわゝり聲」

ト見エタリ(民事慣例類集二一頁至二二頁参照)時トシテハ家主又ハ借家人ハ家賃息納ノ場合借家人ノ家財ヲ請求シ若シクハ提供シタルコトアリ作者不詳傾城太々神樂(寶永二年)卷之六、第二ニ

「心ほどにはゆかぬ世の中にて、二ヶ月分の家賃滞けるを、家守の八兵衛が節臘敷せがむに是非なくて三寸四方の箱を一ツ持参し、是れは某重代の物なれども、先當分の質に御うけとりなされて、そなたの旦那どのに御めにかけられよ、御自分の御らうじては埒の明くものにあらずといへば、八兵衛かたい男にて合點せず、さやうの子細なる道具むづかし、只めのご算用に銀子をわたされいといふを……」

其積自笑合作浮世親仁形氣(元文五年)卷、第一ニ

「早速に旅立ち、身代のちいそうなつたもこんな火急な思ひ立には調寶、疊四疊、鍋釜三ツ、明半櫃にやぶれ夜着一ツ、一年半の宿代の滞の方に家主へ渡して、古

郷なれともみぢん難波に心とまらず」

菅專助作(起請方便品書置壽量品伊達娘戀緋鹿子二年)五の卷ニ

「シタイ貴様に見込はなけれど、爰のお娘をどふぞして……と思ふから、家賃を待て、心得た、ちよつと錢かせ、心得た、あげくに世帯の入用向仕送屋迄を引付たは、當がなふてせふかいの……モウ、一寸も待ぬてゑす、金が濟ざ家財かざい、今請取にや了簡せぬと、せりふも形も天窓勝手ふり廻し、時吹を飛すわろ聲……ハテ何とせふ百年め、如在の無私が性根、お望みの通り家内の諸道具只今も渡し申しませふ……マウこつちに了簡せぬ、是でも非でも諸道具渡して、家賃の算用せにや置ぬぞ」

ナド見ユ但家主ガ借家人ノ意ニ反シテツノ家財ヲ差押ユルコトハ法律上許サザリシト見ユ本朝藤陰比事卷一(質物は當右衛門の段)ニハ「家賃とどこほり候とて家主方へ私道具箱を押へ取置れ候」トノ訴アリシニ對シ地頭ハ訴人ニ有利ナル判決ヲ下セル例ヲ記スコレ果シテ一般ノ法ナリシヤ否ヤヲ詳ニセス

時トシテハ借家人ハ借家ノ際敷金ヲ入ル、コトアリ作者不詳商人職人懷日記卷四、其三ニ

「其隣りに富貴の酒屋あり、其比忍びて酒造事はやる節大江やの借藏居間に隣たる幸に、外へ借より高くしき。銀出し戸柵の内より通ひ道して、大分元を仕込ぬ」トアルガ如シ

(九) 地 借

借地ニ就テハ院本小説ニ見ユルモノ稀ナリ升瓢作世間御旗本容氣卷之三、第二ニ

「又此屋敷の見晴を望み、小笠原家の大名隠居貳百坪餘り地面をかりいれ、二階座敷の涼所をしつろふ相談早速とのひ、十年分地代金百兩是又先達て不殘請取り御隠居の方には家作の繪圖地形の催し、既に普請に取り掛らんとせられしに、此川筋御成道故二階物見の類遠慮あるべしと、御船掛りの役人衆よりことわられける故、此御隠居所のもくろみ違ひ、見晴ばかり趣向の借地、其普請拵へがたき時は一向無益と地面差戻され借彼の渡されける地代返されよとありしに、隼人之助合點せず、地面御用の由故樹木等迄切り拂ぬ、普請のいなやは存せず、たとへ一向明地にて瓜茄子の畑になしても、十年の内は勝手次第、金子返辨罷ならずと、此百兩も徳になりぬ」

トアルハ多少地借ノ性質ヲ説明スルニ足ラン猶西鶴作本朝櫻陰比事(元禄二年)卷之二、第五ニテ隣人ノ地尻ニ土藏ヲ建出シタル京七條通ノ分限者自由御普請地盗人トノ訴ニ會ヒ町方ヲ頼ミテノ詔事ニ

「あの藏修理の時分に罷成候は、更め引込ますべし、其内地入用の義出來候は、何時によらず相渡させ申すべし、こなたにも當分は島にいたし置かるる事なれば、一年に銀五十目宛地賃出させ申すべし」

トアルハ稍變體ノ地借申込ナレド借家ノ家請狀ニ「家御入用之節者何時に而も早速我等方へ引取家明渡可申候」(案文廿四)「御店御入用之節は何時成共無遲滞早速明渡可申候」(文久三年補刻改正増補)トアルモノト對照スルトキハ地借契約ノ片影トモ見ルヲ得ベシ

(十) 借 株

徳川時代ニ諸種ノ株式ヲ貸借シタルコトアリ其積作商人軍配圖二之卷、第三ニ

「今は心安しと六間口の家を真中より仕切、借屋二軒にして一方は酒株に賣殘しの酒道具を添て、十年が間年を切て、一年銀五拾枚にて貸し、其身は谷町の二匁五分の宿賃出る裏屋に引込み、人仕事して女の手業に、



其身の口拂ひと宿代をして、五十枚の酒株の貸代と、  
今一軒の借屋賃一年十枚と合て銀六十枚宛、十年が間  
二十五貫八百目溜りぬ」

トアルハソノ一例ナリ此酒株ハ右ノ如ク酒造場及ビ酒造道  
具ト結合シテ權利ノ目的物ヲ成スコト慣例ナリ同人作諸商  
人世帶氣質一之卷、第一ニ「十二間に甘間の酒蔵ある家を  
酒株諸道具共に買取て」トアルヲ参照スベシ酒株ヲ擔保ニ  
供スルトキ亦同シ

(十一) 借金

徳川時代金銀ノ貸借ニハ普通借用手形ヲ授受スルモ信用  
アル間柄ニ於ケル當座ノ貸借ニハ手形ナキコトアリ西鶴織  
留卷之一、第二ニ「よろづの賣掛あるひは當座借の金銀、  
手形なしの事なれば」紀海音作八百屋七(寶永元年)中之卷ニ  
「沙汰に及んだしわん坊、親の病氣に人參を盛らぬやうな  
る慾者が、二百兩と云ふ銀をば、手形もなしに預けたは、  
真から底から息女をば、ほしいと思ふ餘の事」ナドアルニ  
テ知ルベシ、貸借ニ手形ヲ授受スル場合ニモ信用アル間柄  
ニテハ債務者丈ノ印判ニテ濟マシ證人請判ヲ用ヒサルコト  
アリ龜友作當世銀持氣質卷之四、第二ニ「是はどなたぞお  
頼申て、内證借に仕たい物じやと、かねぐ存てあります

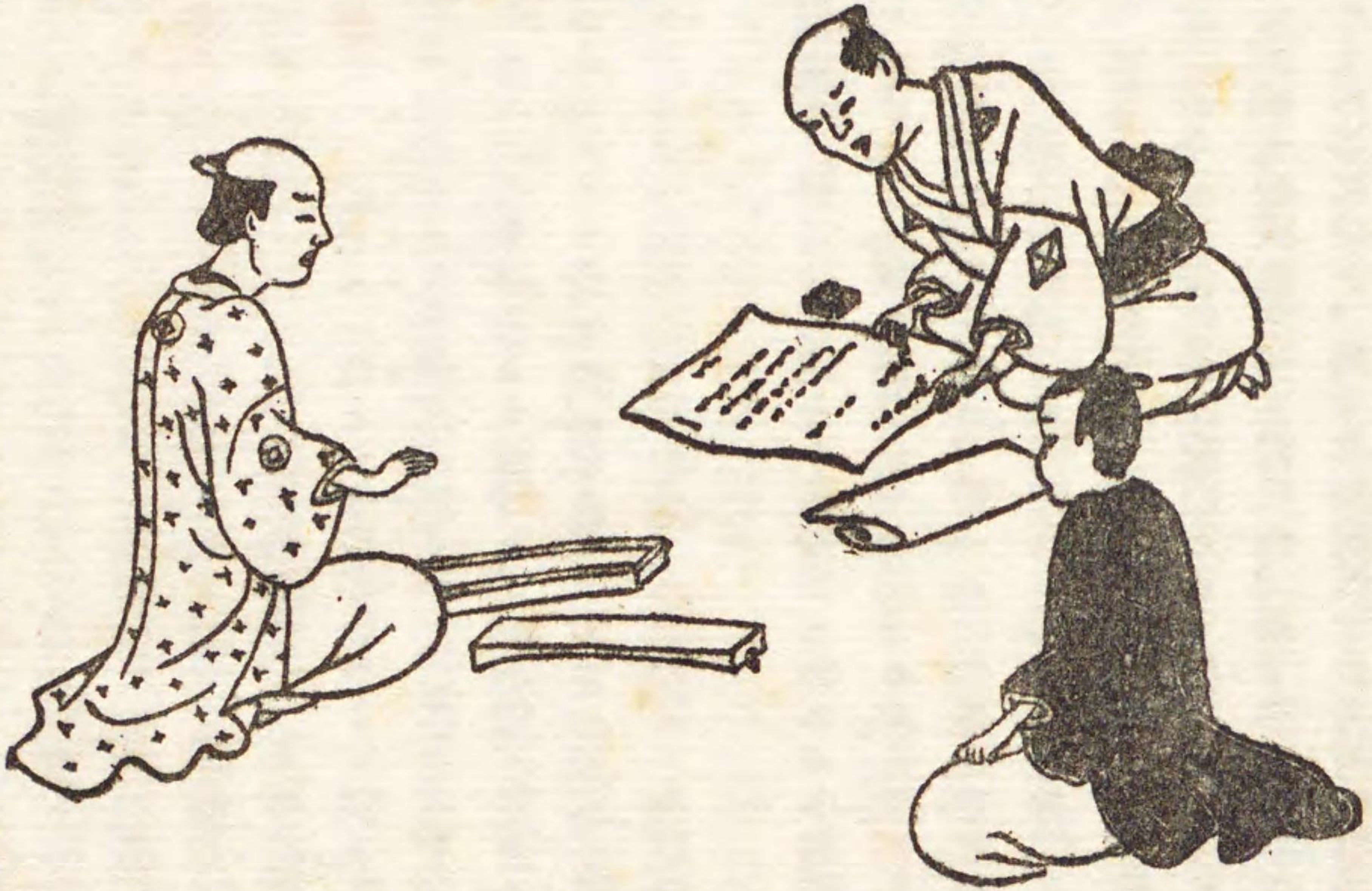
両替屋



寛保頃 北尾辰宣畫 繪本狂歌百首

高利貸

「むかし名を  
二つ呼ばれ裏  
小屋はしんぐ  
へ錢を貸す者  
あり、高利を  
取り、若しと  
どこふる時は  
直に鍋釜とも  
いはず、引ぬ  
き取かへる、  
いと氣強きこ  
と、其所作芝  
居にすれば、  
曾我の十郎を  
せぶるなど  
敵役の所作に  
して随分意地  
悪く小面憎き  
が其風俗の專  
一なり、身を  
持ちし町人は  
おそろしき者  
と咄し、芝居  
に見聞くより外知らざりしに、近頃は歴々の者のなすわざ、其風俗に見ゆる  
ぞ口惜しき有様也」實曆頃 風流おぐら山



所……世倅とわたしと二人て濟ます印形なら、證文はいか  
やう共よかるふやうに、おまへでおしたゝめなされて下さ  
れ、利足もよいほどお取なされて下さいませ」トアルガ如シ  
證人ガ手形ニ加判スル場合ニハ加判代ヲ受クルコト普通  
ナリ西鶴作好色二代男(貞享元年)卷之八、第三ニ「小判百兩借れ  
ば、口次判代に十五兩引きて渡す、利金はしかも八割の算  
用」トアルガ如シ但シコハ借金ノ場合ニ限リシニアラス、  
其積作御伽名代紙衣三之卷、第一ニ「六貫七百目の手形を  
書かせ、加判人兩人に印形させて、銀主の手代證文とりて  
たらふく酒をしてやり……禮といふて金二兩取てしまへば  
加判代といふて兩人が五兩せしめる、此事首尾せしお祝と  
て、末社仲間へ一兩一步申請れば、此座に居賃といふて二  
歩とれば、亭主まかり出訴訟ありげな顔つき」トアルハ賣  
渡手形ノ加判代ナリ

徳川時代金子ヲ借ルコトヲ「金子を預る」ト云ヒ借金證書  
ノコトヲ「預り手形」ト云ヘル例多シ幕府ノ法令ニテハ利子  
有ルヲ借金銀ト云ヒ利子無キヲ預リ金ト云フ而シテ利子有  
ル場合ニハ假令預リ金ノ名義ニテモ借金銀ト見做ス例ナリ  
然レトモ當時ノ證書文例ニ見ユル所ノ預リ手形ニハ常ニ利  
足附隨セリ而シテ借用手形ト異ナル點ハ後者ニハ特ニ辨濟



期日ヲ記載スルニ反シ前者ニハソノ記載ナク「何時成共御  
 入用次第」返濟スヘキ旨ノ文言ヲ記入スルコトニ存ス本朝  
 藤陰比事卷三(借銀の正直を)ニ「成程此者より銀子一貫五百目  
 借用申度候、御地頭様より修履料百石御附被成候社之義に  
 候へば、何時にても返辨可申旨頼申候故、則證文取銀子預  
 け申候、其後催促いたし候へ共一圓取敢不申」又西鶴作  
 日本永代藏卷之一、第三ニ「世上に金銀の取やりは預り手  
 形に請判、慥に何時なりとも御用次第と相定し事さへ、其  
 約束をのばし出入になる事なりしに」トアルハ能ク證書ノ  
 文例ト符合スルモノナリ去レバ「預り金」ト云フハ普通ノ意  
 味ニ於テハ何時ニテモ返濟ヲ請求シ得ベキ無期限ノ金貸  
 借ナリト知ルヘシ

借金銀ニ關シテハ徳川時代種々ノ名目アリ今ソノ小説院  
 本ニ見エタルモノ一二ヲ採テ説明センカ第一ハ大名借ナリ  
 自笑其積合作浮世親仁形氣二之卷、第一ニ「今都にて大名  
 借する、上から二番めの銀持、世間から三萬貫目の身代と  
 さすにちがひはなし」自笑作流風傾性野群談(享保二年)卷之三、第  
 一ニ「扱此度江戸おもて手代勘左衛門方よりわか旦那御私  
 金、大名借し返納七千五百兩預り置申由、則下拙方へかは  
 せ相渡し申せとの事につき、只今持參致候」ナド其記事甚

貫預置き、都にて良き所を見立て、家屋敷を求め、其積作  
 諸商人世帯氣質三之卷、第二ニ「習を跡めにして兩替屋勘  
 九郎といはせける……諸方より歩の安き銀を持ち預け、  
 れば、次第に家築へ二千貫目の分限」其笑瑞笑合作世間長  
 者容氣(寶曆四年)四之卷、第三に「家賃少しも滞はらぬゆゑ、  
 是を集めて兩替へ頼み、利まはしを見」自笑其積合作浮世  
 親仁形氣五之卷、第一に「駿河町の兩替より小判八百兩か  
 り請る契約して、手形した、め金子請取につかはすべき手  
 代も諸方へ出て宿にゐず」西鶴織留卷之一、第二ニ「年々手  
 づまり兩替屋より日借の小判、二日切の手形銀、二割の利  
 銀をかまはず先請込で、當座拂に埒をあげ」其積作諸商人  
 世帯氣質一之卷、第三ニモコレヲ摸シテ「兩替屋より日借  
 の小判、二日切の手形銀、高利を構はず當座拂に埒を明て」  
 ナドソノ例多シ

債務者ガ借金ヲ辨濟シタルトキハ借用手形ノ返還ヲ請求  
 スルコトヲ得債權者ガコレヲ返還スルコト能ハザル場合ニ  
 ハ返リ手形ヲ作成シテ債務者ニ交付スルモノトス近松半二  
 作京羽二重娘氣質第三冊目ニ  
 「いつぞや松葉屋の傳右衛門に借つた一貫の銀、戻した  
 時は途中ゆる證文がないによつて返り證文してやると

ダ多シコハ徳川時代諸大名相手ノ貸金ニテ内帑窮乏セル諸  
 大名ハ此種ノ融通ニ依テ纔カニ其家政ヲ維持シ得タルニ拘  
 ハラズ往々ソノ返濟ヲ怠リ爲メニ京大坂ノ銀持町人ニシテ  
 破産ノ厄ニ遭ヒシモノ甚ダ多數ナリシコトハ載セテ町人考  
 見録ニ詳ナリ

第二ハ死一倍ノ金ト稱スルモノナリコハ西鶴作本朝二十  
 不孝卷之一(今の都も世)ニ「抑死一倍金子千兩借りて其親相  
 果つると、三日が中にて二千兩にて返すなり、手形は二  
 千兩の預にして、小判一兩月一兩一匁の算用に、一年の利  
 益ばかり首に取るなり、千兩の二百兩減きて八百兩にて渡  
 しけり、此内借次の長崎屋世並にて百兩取て占め、手代へ  
 の禮とて二十兩取られ、相判に家屋敷のある人頼みしに此  
 二人に判代とて利なしに二百兩借られ、此ほど此事に入用  
 銀とて取られ、此座に居賃といふ人もあり」トアルニテソ  
 ノ性質明瞭ナリ徳川百ヶ條第三十九條ニ依レバ倍金手形ニ  
 依ル借金ハ禁制ナリ去レバ「死一倍の金」モ公然行ハレタ  
 ルニアラザルベシ  
 徳川時代兩替商ハ今日ノ銀行ノ代用ヲナセシ金融機關ニ  
 シテ人ノ依頼ニ應ジ金銀ノ借出預入ヲナセリ、西鶴置土産  
 (元祿)卷之四(大晦日の伊勢參)ニ「唐人屋といふ兩替に銀三百  
 元年) (わら屋の琴の段)

金の貸座頭  
 (二句狂)

嘉永頃版 繪本柳





書いておこした一貫目の返り手形」

「ヲ、證據見たくば證據見せうと、一札出し押ひらき一銀一貫目、慥に受取申候、然る上は此方へ取置候證文は、反古たるべく候、刀屋半七殿へ、松葉屋傳右衛門」

トアルニテ返り手形ノ文例ヲ知ルニ足ルベシ

徳川時代ノ考ニテハ借金ハ債務者の身的負擔ナリ即チ其身ノLastナリ故ニ借金スルコトヲ「借錢負ふ」ト云ヒ借金ヲ「負銀」ト云ヒ債權者ヲ「負せ方」ト云フコト院本小説中に屢々見エタリ今一々例示スルノ餘暇ナシ

(十二) 入札

徳川時代入札ハ屢々工事請負契約ニ用キラレタリソノ法ハ左ノ四種ノ材料ニテ明瞭ナリ、錦文流作棠大門屋敷(寶永二年)卷之一(難波長者大系圖の段)ニ

「普請奉行枕を割て御思案あれども、たやすく取退べき分別出ず、所詮入札をもつてとらせらるべきに定り京伏見淀交野……大津打出の町人等に相觸らる、御書立を拜見いたすに、御城内の大石を取すて、其跡二十間退て……御幸以後堀土手共に取崩す事、兩日の内に出来いたすにあつては、入札付直の外過分の御ほうび下さるべきむね、……町中此事に氣を煩ふ……入札三

みいたせば、二度普請うけんといふものなし……此上は地頭へ申て評議次第に申付べしと内談の上、千五百兩に増金五百兩相添二千兩にて仰付らるゝ、度々不届ものこれあり普請延引のあいだ、此度は入金千兩相渡すべしとありしに、門兵衛あうけあひ申、則千兩の入金をさし上、川普請をうけとりぬ、此入金と申は右のごとく損を捨てにげかくれいたすゆへ、うけとり方よりかくのとほり金子をいだし申事なりとぞ」

月尋堂作武道真砂日記(明和九年)卷之一、孝ニ

「難波の浦の人忘れ、貝も、玉となりぬるむかし、染屋形におゐて、牢屋敷の破損の御普請入札をもつて仰付られ侍りぬ、定日に銘々、入金持参仕り、札をひらくに、勘助と申もの、落札にて、ことの外下直なり、二番札とは大分のちがひ、御念のうへ御目録をうつしあやまりたるか、萬一手ぬきなど仕る所存にてはなきかさやうの事これありては、後日に役人中無調法に罷成、其方も越度すくなからず、かならず只今なるを迷札に仕りて、二番札へおとし申やうといづれも勘助に仰付られける、勘助……急度御目録の通りに少も相違なく仕立あげ申べし……捨金百兩の外に、又百兩金子

百貫目を安札にして、五百貫目七百貫目に及ぶ……こゝに淀領江戸屋與茂四郎としたる入札の封をひらけば、纔に銀五拾貫匁兩日の中急度仕立指上べき奥書……普請奉行與茂四郎を召れ銘々高札におく書なし、其方安札に慥なるおく書、何と出来べき積り有や、萬一仕損ずるにおゐては、曲事たるべき御意」

作者不詳渡世今日鑑(不詳年代)農之部第一ニ

「是によつて民家へふれをながし入札をもつて洗掃除請取申せとのおふせ出され……人々につもりをして入札しける、すでに札ひらきの日限あいきはまりける……あるひは貳貫目壹貫目八百目壹貫六百目是らの札人の心は九分十分也爰に七條の百姓五郎左衛門とある札ひらき見るに、書出しの通りに銀五百目にて仕るべき入札、落札なりとおふせ付られ候」

作者不詳商人世帯樂(不詳年代)卷二、第二ニ

「堤のきれ口貳百間の所を五百兩の落札にて、大和の普請かたうけとりしに、水のはやき大河石をつめどもこたへず……是までの造用十五貫目を損になして掛落いたしぬ、その次は八百兩にうけとりし河内の百姓……愚慮の及ぶ所にあらずと、又入金を跡にして、しりご

さしあげをき、普請のなかばに不埒の義申候は、右の二百兩の金子御取もぎになさるべし、いさゝかあうらみに存じ奉らざるむね、再三申上るうへは云々」

右請文ニ入金又ハ捨金トアルハ文化五年十月評定所一座ヨリ大坂町奉行へノ書付ニ「一敷銀出入、此儀請負等申付候ものより、其金高ニ應じ金子爲差出置、右請負之品相濟候上、差戻候敷銀之儀と存候」(徳川禁令考後聚二巻四七八頁)トアル敷銀ト同物ニテ今日ノ保證金ナリ

入札ハ又タ賣買ニ用キラレタリ商人職人懐日記卷一、其三ニ

「藏屋敷のとり米、千石萬石にて入札を以て買こむ時商人のあそばす銀はないならひなれば、金銀持たる人にも兩替屋のかねをつかふに、百石に付て五百目宛式銀を渡す也、それ請取や其まゝ銀を持せて、藏屋敷へわたし、手形を請取」

トアルハ大坂藏米ノ賣買ナリ猶西鶴作本朝櫻蔭比事卷之五ニ

「手前に銀子用意無くは、家屋敷賣拂へと仰出だされ其日入札にして一貫二百目に賣立て云々」トアル文参照スベシ



(十三) 爲替手形、振手形、預り手形

手形ナル語ハ徳川時代ニ總テノ證書證文ニ通ジテ用キラレタル名稱ナルガ今日ニ至リ纒カニ爲替約束小切手三種證券ノ特稱トナレルハ不思議ノ變遷ト云フベシ  
徳川時代ニハ爲替手形ヲ一ニ爲替ノ添手形又ハ添狀トモ呼ベリ團水作日本新永代藏卷之四(千里を親皮草履一足の段)ニ商人平生ノ心得ヲ記シテ「爲替には添手形を取事」又タ近松門左衛門梅川冥途の飛脚(寶永八年)上之卷ニ

「中の島丹波屋八右衛門から來ました、江戸小舟町米問屋の爲替銀、添狀は届いたが金は何故届きませぬ、此中文を進しても返事も御座らず、使を遣れば、酢の蒟蒻のと、何時書けさつしやるぞ、此者に渡して人をつけて下され、手形戻すと申さるゝ、サア金子請取ふと立跨つて喚さける」

トアルガ如シ此爲替手形ノ様式ニハ種々アレドモ其骨子タル主要文言ニ至テハ「此手形を以、其御地兩替何町何丁目何屋誰々、急度相渡可申段、少も相違無之候」(諸書九年版)ト云フガ如キ受取人名宛ノ支拂約束文言カ若ハ「此度其御地何屋何兵衛殿江、爲替ニ取組候間、來ル何月幾日迄ニ、無相違御渡可被下候」(文政十年版)ト云フガ如キ支拂人名宛

替手形仍て如件

年月日

何屋某殿

尙參着爲替ノ名稱ハ夜食時分作風流敗毒散(元祿十一年)卷五、第一ニ「當五月に參着爲替とりくだされしに、不首尾なる支配、足ト尾の見えたるひとつなり」ト見エタリ  
爲替金額ノ支拂ハ此手形ニ對シテノミ爲サル、ヲ原則トス前記冥途の飛脚上之卷ニ

「ハテ誰ぞと思ふ丹波屋の八右衛門……お袋、江戸爲替儘に請取ました、不動參りに待ますると立處を、妙閑誠と思ひてや、これ忠兵衛仕切爲替の作法は金と手形と引替え、若し御持參なきならば一筆鳥渡書せましや、物は念じやといひければ」

菅專助作桂川連理柵(安永五年)帶屋の段ニ

「一昨日兄貴が取に往た駿河の爲替、まだ金を見ぬ故合點行ぬと飛脚屋へ行てとふたれば、一昨日長右衛門殿に渡したと、爲替手形を出して見せた」

ナドアルニテ知ルベシ去レバ爲替手形ノ本文ニモ「此手形を以其御地何町千年屋鶴太郎え金高之通無相違御渡可被成候」ト云ヒ或ハ「其御地何殿以此手形請取可被申條無相違

ノ支拂委託文言カノ何レカーナリトス而シテ此主要文言ノ外場合ニ依テハ種々ノ文言ヲ附加スルコトアリ例ヘバ「右者、本多下總守様御下金、米屋太兵衛殿以取次爲替取組、於當地儘請取申候」ト云フガ如キ爲替取次文言ヲ記シ或ハ「右者、先達而積送候反物代金之内、此度其御地何屋何兵衛殿江爲替取組候間」ト云フガ如キ資金文言ヲ記シ或ハ「江戸手形着次第以此手形何屋何兵衛殿へ無相違相渡可申候」ト云フガ如キ參着拂文言ヲ記スルアリ或ハ單ニ「此代金は御地誰殿方へ無相違御渡可被下候重而差引可申候」ト云フガ如ク滿期日モ參着拂文言モ記入セサルモノアリ(案文帳、案無書藏上、文武實林古狀大成、諸人通用證文案書、手形證文案書等参照)次ニ掲グルモノハ兩替商舊記卷二、商事慣例類集第一編(五四頁)並大坂商業習慣録上、第七ニ記載セル江戸爲替手形ナルモノニシテ支拂人名宛ノ支拂委託文言ニ差圖文言ヲ加ヘタルモノナリ

合金

兩也

但有合金

右者當地何某より下し金爲換致儘に請取申候、此代り金於江戸何月幾日限(或は參着)、右同人差圖の方へ日限無相違御渡可被成候、爲後日爲

御渡可被成候」ト記セリ

徳川時代爲替手形ノ振出及ビ支拂ヲ營業トスルモノハ飛脚、兩替屋並ビニ問屋ナリトス就中間屋ハ送荷物ニ對シテ先爲替ノ引受ヲナスヲ例トス(荷爲替)唯樂軒作立身大幅帳卷二(息一はれ海)ニ

「平兵衛出船の前日大坂へゆき、前より書通せし、北濱中の島の問屋へ廻り、穀物買づみのため此度西國へ下り候間、もし荷物さし上げ候は、相場まはしとも御念入られ、御賣拂ひ被成、つゝては、かの地のやうすにより、荷物より先へも自然爲替など致、手形さし上せ申義も御座有べし、左様の節は、たとへ荷物上着いたさずとも、てがたの通り滞りなく銀子御渡可被下候やと申せば、いづれの荷を請込とて、先かはせを嫌ふてはならぬ問屋商賣、いやといふては客を取はづさうより外はなし、銀子之義は何程成共御手形次第相渡し、隨分念を入れ支配仕べき間、御買物有次第、荷物此方へ御上せ被下候様にと頼みけるが、問屋の爲には一人にても客は大切なる物かな、平兵衛いまだ堺へ戻りつかぬ内に、はや大坂問屋へより……いづれの手紙にも荷物の送り状、此方へたのむよし申越



す、誠に近比までは、問屋へ荷物を上せてもらねば仕切をして、銀を渡すといふ事はなかりしに、次第に世間に新聞屋おほくなりて、荷をもおこしそうなる客へは、荷を見ぬ先から、爲替を請又は縁を求めて相場状をまさちらし、あるひは扇子箱を遣し、時々付届に情を出して云々」

トアルガ如シ而シテ大坂問屋ト此ノ如キ特約ヲ結ベル商人ガソノ出先ニテ爲替ヲ振出スニハソノ地ニテ大坂へ送金ヲ望ムモノヲ尋ネテ金子ヲ受取リコレニ對シテ大坂問屋ヲ支拂人トシ送金依頼人ガ指定シタルモノヲ受取人トスル爲替手形ヲ振出スモノトス即チ同書同上(天運循環して再び長者の段)ニ

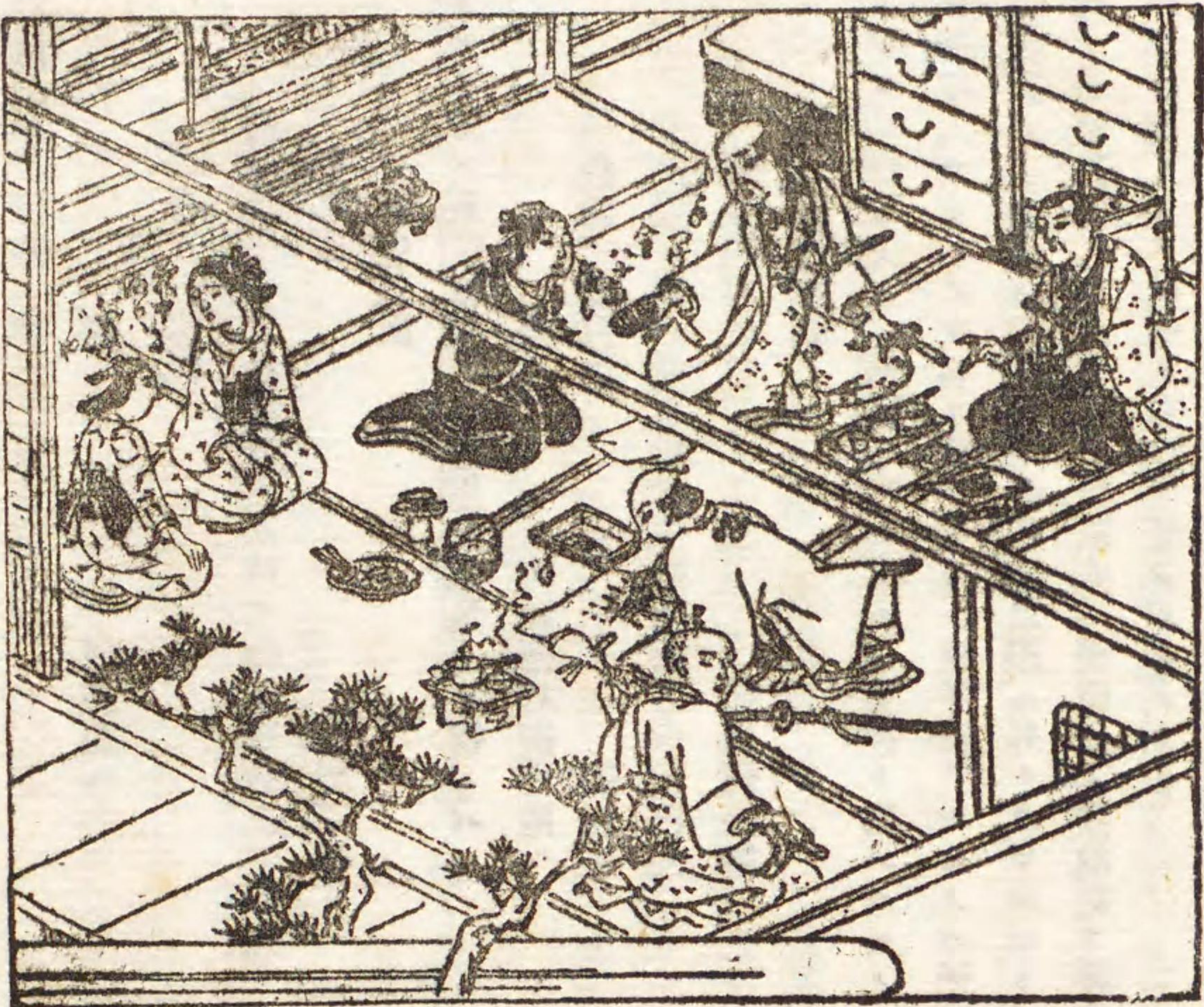
「げんかいの前より船をはかたへよせ、上座郡の在々をせんさくしければ、岩戸といふ上種を七八百石買出し、上中下ならしたる相場に運賃をかくれば五十二匁の上着、手船二艘の内一艘についで、問屋の亭主を頼み、かはせ銀をさかせければ、折節近所より京都へ上る銀四十五貫匁有を、大坂北濱肥前屋次右衛門といふ問屋にて、手形上着次第一日も滞りなく早速相渡申答のかはせ置手形に、宿の加判にて埒明、種代の仕切をしまひ、それより肥前へ渡り、肥前筑後三个國の種残

らす買上、銀はさきくにて爲替を開立、種は手船にも積は、借り船をもして、都合四千八百石の種代、六十貫匁の銀には手をもかけず、皆く爲替にて埒明、荷物はだんくんに先立て上せ、其身長崎にとゞまり、萬の商に氣をとめかんを付しが云々」

トアルガ如シ  
振手形ト稱スルハ今日ノ小切手ニ相當スルモノニシテ兩替ノ預金者ガ兩替ヲ支拂人トシテ振出ス手形ナリコレモ亦先キニ説明セシ質札ト同様記名式ニシテ所持人拂ノ手形ナリ(黙認の選擇的所持人拂手形)而して兩替ハ別ニ特約ナキ場合ニハ預金々高ヲ限度トシテ振手形支拂ヲナスヲ例トス西鶴作世間胸算用卷之一、第一ニ

「近年、銀なしの商人ども、手前に金銀ある時は、利なしに兩替屋に預置き、大拂ひの時、米屋も呉服屋も味噌屋紙屋も肴屋も、觀音講の出前も、揚屋の銀も乞ひにくるほどの者に、其兩替屋で請取れと、振手形一枚づつ渡して、萬仕廻ふたとて年籠の住吉參……されば其振手形は、二十五貫に八十貫あまりの手形持ちかくるほどに、兩替には算用差引して、後に渡さう振手形大分ありと、さまざま詮儀するうちに、又掛乞も其手

### 「手がたく所」の繪



享保元年 西澤一風作 今源氏空船

形を先へ渡し、又先からさきへ渡し、後にはどさくさ  
と入亂れ、埒の明かぬ振手形を、銀の替りに握りて年  
を取りける、一夜明ければ豊なる春とぞなりける」

ト見エタリ猶兩替商舊記卷二、商事慣例類集第一編(五四頁)  
並ビニ大坂商業習慣錄上、第七ニ「此手形を兩替屋へ持參  
するときは、印元より兩替屋へ預込みあれば、異儀なく渡す  
べしと雖も、若し預け込なき時は、不渡なる旨を以て對ふ  
但し預け込金なく共、兩替屋に於て此手形の振出の過量を  
負擔する約あるものは、此限にあらす、通常之を通ひ尻何  
程は請合ふべしとの約束あるものとす、此振出手形、甲よ  
り乙に渡り、乙より丙丁に渡り、終に不渡となるときは  
丁は丙に返し、丙は乙に返し、乙は甲に返し甲と印元との  
關係となることなり、然れども振出し手形、甲乙丙丁に渡  
り、丁より兩替屋に取付けし時印元の入金なくして不渡と  
なれば、乃ち前陳の如く甲乙丙と逆に戻るべしと雖ども、  
既に印元よりは確に入金あるに、兩替屋に於て之を拂ひ能  
はざるときは、其手形の所持人の損失となるなり、又印元  
より振出したる手形を以て、期限内に取付けたるも、猶不  
渡となるときは其責印元にあり、若し日限を過ぎて取付け  
不渡となりしものは、其日限を遷延したるの怠りあれば、



乃ち其所持人の損失となるものなり」トアル文参照スベシ  
右振手形ノ書式ハ前記三書ニ依レバ

何某殿へ

一金 兩也

右之通儲に請取此手形を以て御渡可被成候以上

年月日 何屋某殿

何屋某殿

トアリ又々新撰増益都會節用百家通上ニ依レバ

何屋何右衛門殿へ

一合銀三貫目也 御渡シ

右之銀子儘ニ受取申候重而指引可申候已上

何の何月幾日 何屋何兵衛

何屋誰殿

トアリ右側下方ニ「何某へ」トアルハ妻書ト稱スルモノニ  
テ受取人ナリ右ノ文言ニ依ルトキハ振手形ナルモノハ元來  
振出人ガ支拂人ニ宛テタル金子請取證ニ外ナラザルコトヲ  
知ルベシ換言スレバ手形ノ受取人ハ振出人ノ請取證ヲ持參  
シテ支拂人ヨリ金子ノ支拂ヲ受クルモノナリ

振手形ト區別スベキハ預リ手形ナリトスコハ今日ノ約束  
手形ニ相當スルモノニシテ通常兩替屋ヨリ預金者ニ對シテ

振出スモノトス(前記借金ノ段ニ説明セル)其書式ハ兩替商舊記  
卷二、商事慣例類集(上同)竝ニ大坂商業習慣錄上、第七ニ依  
レバ

覺

割印 一金 兩也

右之通儲に請取申候此手形を以相渡可申候以上

年月日 何屋某殿

何屋某殿

トアリ且ツ前三書ニハ「是者兩替屋より預り人に差出した  
るものにて、名宛人者勿論、其他誰に而も、持參人に仕拂  
ふべき手形なり、但し甲乙丙と流通中に、其兩替屋破産す  
る等の事ありて不渡となるるとき者、其手形の所有人の損失  
となりて甲乙は之に關せず」ト説明セリ恐ラク左ノ錦文流  
作當世乙女織卷五(京のつれ)ノ記事ハ此預リ手形ト前記振  
手形トヲ混視シタルモノナラン同記事ニテ牙婆なきハ算用  
ニ詰リテ加賀屋嘉吉ヲ欺キ或客衆ヨリ不日受取ルベキ金子  
アレバ其迄ノ融通ニトテ金百兩ノ預リ手形ヲ認メサス

「客衆がもどるその間、金百兩の預り手形、わしが當名  
にしてくだんせ、そのより手形をちよつと出し、算用

さらりと仕舞ませよ……手形を一枚書んせと、何の氣  
もなふ云いまはし、それ〱硯手形紙、はやう〱と  
さし出せば、嘉吉は當分銀の出る事にはあらず……さ  
りとは智恵かな〱と、さら〱〱と書認め、鼻紙  
入より判とり出し、墨ぐらにてつかりと、おしてわた  
せば……」

牙婆ハコレヲ受取り翌日債主ノ許ヘ行き

「扱預り手形を出し、これは加賀屋の嘉吉さま、今朝御  
出成されまし、只今急なる事有りて、少の間小判が入  
る、より手形をしてやる程に、是をわたして算用せよ  
手形の金子は嘉吉さま、御算用が御ざんすげな、是に  
て算用を濟むと通を〱させ請取ぬ」

此預り手形ハ轉々シテ盆前ニハ嘉吉ノ許ヘ支拂ノ爲メ呈示  
サル即

「その後ふなづや加賀屋の嘉吉、盆前の算用あひに、百  
兩のより手形出ぬ、嘉吉かたには慥なる手形を仕たれ  
はいやといはれず、とやかくいへば、親仁の手前不首  
尾千萬それに恐れて子細も得いはず、無念ながらも金  
子を調べ、とうやら斯やら内をくろめぬ」

トアリ此文ニハ始終振手形ト預リ手形トヲ同一視スルモ所

謂振手形ニアラズシテ約束手形ノ意味ニ於ケル預リ手形ナ  
ルコト記事ノ模様ニテ争フベカラズ

作者不詳當世貞女容氣(年代不詳)一之卷、第二ニハ小〱手〱形〱ナルモ  
ノヲ記ス即チ

「金銀なく何をもつて現銀ばらひの道理に成ぞと、た  
づぬるに、何にても御買物なざる、時、代金、上急度  
七月十四日、又極月晦日には御濟しなざる、所實正銘  
白なりと、小手形といふ物をした、め、家老用人中印  
形を押してつかはさる、時は、此手形金銀同前に、御  
國中通用してたとへば一貫匁の小手形を、儘に八百匁  
には質物に取て銀子をかし申なり、しかれば現金同前  
にて、自然と商人競合になりて、下直に萬事を賣上申  
なり

トアルモノ之ナリ文面ニ依レバコハ純然タル約束手形ナリ

(十四) 分 散

徳川時代分散ト稱スルハ佛蘭西ノ中世ニ破産手續ノ一種  
トシテ行ハレタル財産委付(Abandonement de biens)ニ相  
當スルモノニシテ競合セル多數債權ヲ満足セシムルコト能  
ハザル債務者ガ債權者ノ同意ヲ得テ自己ノ總財産ヲ彼等ニ  
委付シ其價額ヲ各債權ニ配當セシムル制度ナリ(Schaffner, Ge  
sch. der Recht)



此分散ハ身代限トハ全然別物ナリ身代限ハ債務者ノ財産ニ對スル裁判上ノ強制執行ニシテコレガ實行ニハ必ズシモ多數ノ債權ガ競合スルコトヲ要セズ反之分散ハ常ニ多數債權ノ競合ヲ前提トスルモノニシテ且裁判外ニ於ケル債務者ト債權者トノ協約ニ依テ成立スルモノナリ去レバ律令要略ハ「一右身體限爲出之、不足之金は當人身上取立候節相懸候得は、猶又切金申付之、分散候以後懸り候も同斷」ト云ヒ特ニ身代限ト分散トノ兩種ノ場合ヲ區別シ徳川百ヶ條ハ「身體限申付之事」(第二十)ト「借金銀分散申付之事」(第三十)ト別々ニ規定シ商事慣例類集第一編二百十二頁大坂府ノ答申書モ亦タ「舊時町奉行所ノ裁判ニ因ル身代限リニアラズシテ權利者義務者ノ示談ニ出ヅル分散ニ於テハ先取ノ特權ト認ムルモノナシ」ト云ヒ兩者ヲ劃然區別セリ由是觀之レバ民事慣例類集ガ分散慣例ヲ財產拋棄ナル題目ノ下ニ編集シタルハ極メテ當ヲ得タルモノナレドモ、ソノ記事中ニ「身代限」並ビニ「御年貢未進取計方」ヲモ公借又ハ公裁ニ因ル分散トシテ收録セルハ手續ノ類似ニ起因スル俗間ノ誤解ヲ承繼シタルモノト云フベシ但此ノ如キ混同ハ幕末ノ法令ニモ間々見エタリ

分散ノ成立ニハ債務者ノ申出ニ對シテ債權者總體ガ同意スルコトヲ必要トセスソノ大多數ガコレニ承諾ヲ與フルコトヲ以テ足レリトス而シテ此場合ニ於ケル不承諾者ノ債權ニ關シテハ元文五年以前ト以後トニテソノ制ヲ異ニセリ同年以前ニ在テハ不同意者ノ債權モ亦タ分散勘定中ニ算入シコレニ對スル配當金ハ名主ノ許ニ供託スルノ制ナリシガ右供託金ヲ受取ルモノ皆無ナリシ爲メ同年ニ至リ爾後不同意者ノ債權ハコレヲ分散勘定ヨリ除外スルコトニ改正セリ科條類典第三十五條元文五年伺之内「一金銀借り方之者身體分散之節、貸方少々不得心之者有之由願出候はゞ、分散請候様ニ申聞、若不得心ニ候はゞ、得心之もの計江分散割合爲相渡可申候、尤借り方之もの身上持次第、割合請取候者も不請ものも一同ニ、追而相懸候様ニ可申渡事」朱書ニ「是ハ分散願出候節、貸方之内不得心之もの有之候者、其分之割合金は名主方江預置、残り之もの江割賦金渡、跡懸り申付候得共、只今迄跡懸り申出除置候割賦金請取候儀無御座候間、以來は不得心之もの可請取割合も惣高江入割賦申付、追而一同に跡懸り可申付旨、此度一座評議之上相改申候」(徳川禁令考後聚)トアルガ如シ而シテ此元文五年ノ改正ハ寛保元年極トシテ百ヶ條中ニ規定サレタリ此等ノ規定ニ

方可申付事ニ候

トアルガ如シ此改正ガ何時如何ニシテ行ハレシヤハ詳ナラザルモ寛政十二年以後ナルベシト推測サルベキ理由アリ今此ニ詳説スルノ餘暇ナシ  
以上ハ法的淵源ニ據テ概説シタル分散ノ手續ナリ翻テ小説院本ノ記事ニ徵スルニソノ手續更ニ明細ナルモノアリ先ヅ分散ニ多數債權者ノ同意ヲ必要トスルコトハ團水作日本新永代藏卷三(正直は一編の段)ニ

「岡屋何某といふ男、少の様子ありて身代纏れて商ひ相續成難き思はくを、負せ方を集め斷りけるに、皆々驚き詳しく勘定を聞に、負金三千貳百兩、有物は三千兩、然れば不足は貳百兩、是程の事は年の廻り合せにて出入有べき事なり、何れも數年の取やり取立て一人もこれなし、只管身代を立申されよと、一同の云分先以て御心底忝なし、併し身上立難しと存ずる仔細は當年僅か貳百兩の不足とは見へけれ共、來年よりない貳百兩に利銀かゝり、十年の内に七八百兩不足になるべし、然る時は各へ損金大分に掛り迷惑なり、兎角貳百兩の不足の只今分散なされよと申ぬ、餘り神妙なる商人の心を感じ、負せ方へ有金を請取各配當し

依レバ分散ハ未配當ノ債務ヲ免除スルノ効果ヲ伴フモノニアラズ分散者ガ他日資力ヲ回復スル場合ニ於テハ分散加入債權者タルト分散不承諾債權者トヲ問ハズ所謂「跡懸り」ヲナスノ權利ヲ有シ前者ハ殘餘ノ債權額ヲ後者ハ全部ノ債權額ニ對スル辨濟ヲ求ムルコトヲ得ルモノナリ然ルニ此制モ亦タンノ後改正サレ一度分散ニ加入シテ割賦ヲ受ケタル債權者ハ殘餘債權ヲ放棄シタルモノト見做サレ獨リ分散不承諾債權者ニ限リ「跡懸り」ノ權ヲ有ストセリ即チ公裁録卷之壹吟味物取捌方之事第九十八條ニ

「借金多身上難持立分散いたし候節は、家財家藏賣拂代金並田畑質入直段迄巨細に書付、惣金高之内ニ而御年貢不納有之候は相納、殘金を以借金口々取調員數ニ隨ひ割賦返濟方之懸合いたし、尤身上積之書付江當人は勿論村役人並親類迄加判いたし候帳面を分散割帳與唱申候、右帳面を以金主共江爲見届候上ニ而割賦之通返濟いたし候事ニ候、且右分散之割合方少々ニ而承知不致ものは、割合返濟方爲相除、承知致候もの計割合遣候事ニ候、然上は分散之通り之割合一旦請取候者は殘金不足有之候共損失可致筋ニ而、且割合不請ものは分散人追々身上持立候節、金主より相手願出候は、濟

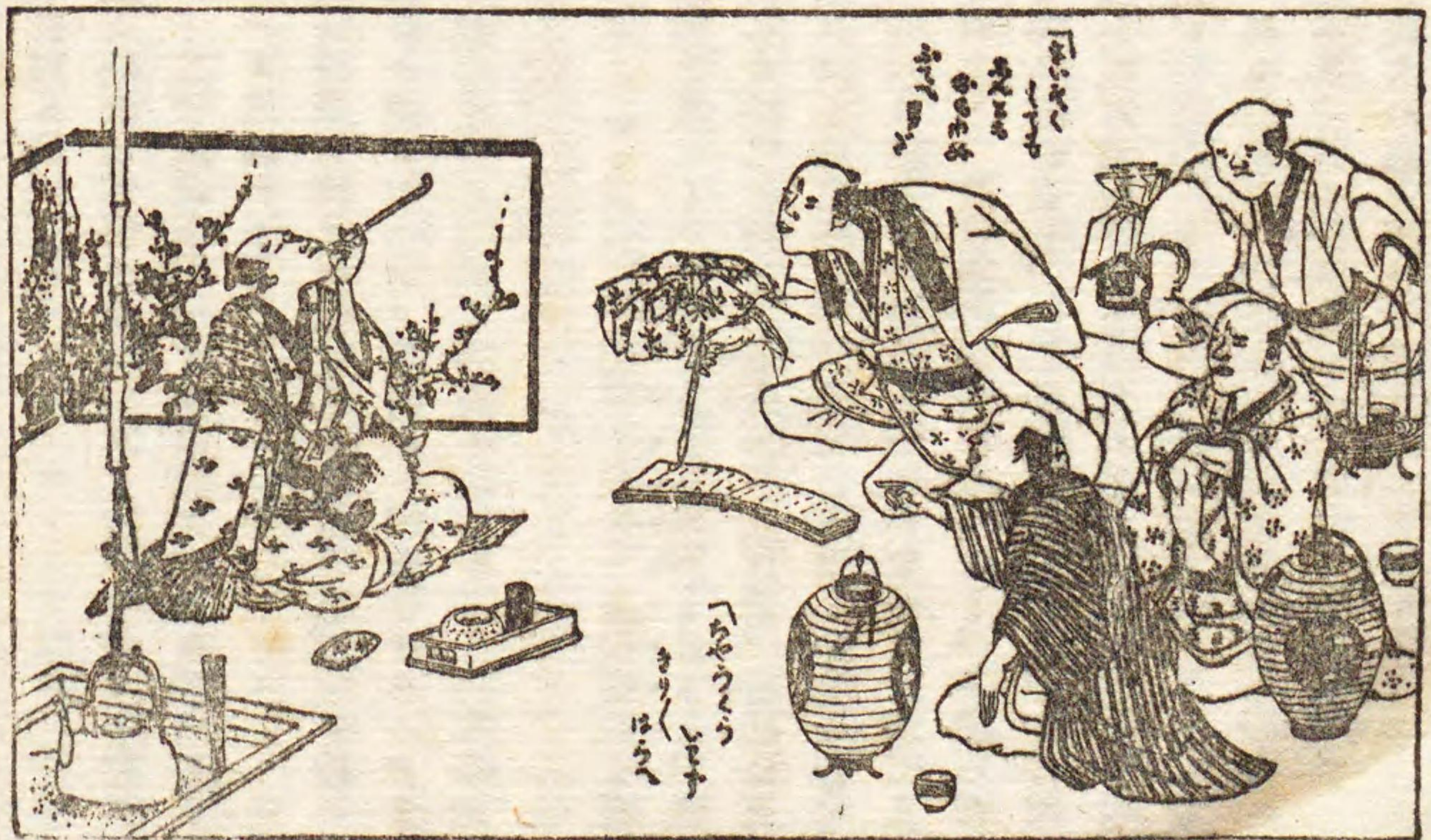


て、借仲間より金子三百兩合力しけるを云々』  
其積作世間手代氣質(享保十一年)四之卷、第一ニ

「輕安驚き……とかく拙者が身の災難、此度諸色の銀高三十五貫目へ、此家屋敷道具共に、御仲間へ相渡し我等は此儘にて立退き申さん、よろしふ頼むといはれければ、與六兵衛與をさまし……色ちがひして立歸りかくといへば親方大きに肝をつぶし、外の手代共を催促にやられければ、はや外へも聞へけん塗師屋、蔭繪師、指物屋、金物の細工人、組屋の女など、臺所につめかけ、さまざまとの問答いふて見てもすまぬ事なれば、先輕安老の家屋敷諸道具かけて、何程の銀目有るぞ、僉議して見られよと、割符に馴たる男が申出して谷町の古道具屋をたのみ、諸道具のねぶみをさせて十露盤ひかへておいて見るに、家財共に五貫五百目、輕安飯料の爲他所へ預けおかれし銀五貫目、打合せて十貫五百目餘を三十五貫目餘へ配當して見れば、凡三步に廻れり、尤二歩に廻る分散も世になき事にはあらね共、賣て間のないに大分の損銭は成りがたしと、負せ方の頭なれば吳服屋の旦那、中々さかれぬを、輕安難儀の餘りに、此吳服屋銀右衛門の旦那寺の和尚を頼

### 多の數の債の鬼に責らるる男

享和三十年 返合一九 著 歌川豊國 善惡角力勝負附



み、家財渡して身づから出るとの歎き、さすが慈悲を表にせらるゝ和尚、不憫に思はれ、段々詫して三步にて濟させ、二十一貫目の絹布代へ、六貫三百目請取て堪忍せられけり』

ナドアルニテ知ルベシ

分散勘定ニ入ルベキ債務者ノ財産ハ雷ニ債務者ガ現ニ所有スル不動産ニ限ラズ其債權ヲモ包含ス前記ノ文ニ「家財共に五貫五百目、輕安飯料の爲、他所へ預けおかれし銀五貫目、打合せて十貫五百目餘を云々」トアルハソノ一例ナリ猶其積作商人軍配團一之卷、第二ニハ債權者ガ一度ハ辨濟ノ見込ミ無トテ抛棄セントシタル分散者ノ古手形(舊債權)ヲ取立テ、ソノ金ニテ酒宴ヲ催セル記事アリ

「松原通りの紙子屋、身上潰れ、負せ方三十七人寄合するについて、此米屋惣太郎も、米代壹貫三百五拾匁あれば、賣掛の頭として中間より回文廻る……仲間立合吟味するに、ねばまもなければ、家財に六貫目の古手形を添へて取、賣立て見るに、やう／＼三分半にまはれば、何れも堪忍して濟まし、古手形はとも埒のあかぬ物、反古同前なれば、もみくさにして紙子屋へ遣るべきといふを、はした錢賣る小兩替屋、此仲間にて

手形の文段を見て、是は慥に銀になれば、我に任せ給へ見事に銀にして見せんと、彼手形を懐中し、預り主の方へ行き町所へ付届し、其上に表向へも出べきと、むつかしうかゝりければ、借り手は歴々の浪人、親類の取持にて、近日御奉公に出らるゝ心拵への最中、若し表立てば、立身の障りと町中を頼み、六貫目を貳貫五百目にて色々賤れければ仲間には拾ひ物と悦び、貳貫五百匁取て濟まし、捨物にした銀を、兩替屋殿の大きな御働さ忝ないと仲間寄合、割符で取んとするを頭分の人申けるは、死だものが蘇生事はあらふが、此古手形が銀にならふとは存ぜんんだ、然れば萬更拾ひものといふもの、此内五百目少なふ取たればとて、さのみの事もござるまは、何と何れも貳貫目は割て取、五百目はのけて置て、仲間の氣晴しに申合して、東山へ參るまいかといへば、一座尤もと同じ日を定めて圓山にての參會』

トアルガ如シ

然レドモ債權者ガ承諾スルトキハ分散者ハソノ財産ノ一部ヲ自己ニ留保スルコトヲ得ベシ同書二之卷第三ニ

「此後家……嫁入より以來、年々物好に拵へたる小袖共



に、家の内の道具疊迄あげて負せ方へ突出し、自身家々へ廻りて詫び嘆かれしほどに、世界に鬼もなく痛ましく思ひ、賣立て十露盤して見れば、貳分半にも當らざれども堪忍して家を仲間へ取らふともいはず宥免して濟しければ』

月尋堂作子孫大黒柱(寛永六年)卷一、第五段ニ

『虎田屋手びろく、一家中年々の懸銀、此たび一度に請とらぬ帳面をさらりと消て、身○體○分○散○し○て、や○う○や○う○負○せ○方○の○な○さ○け○に、ふ○た○り○の○娘○に○金○子○五○兩○づ○い○も○ら○ひ、室○町○を○立○の○き○二○條○河○原○町○に○往○ぬ』

又タ後ニ引用スル一粒萬金談ニ『ちりつ葉一本でもやる事ならぬ、其着て居る物だけはやりませう』トアルヲ参照スベシ民事慣例類集ニ據レバ地方ニヨリ住宅地農具炊具ノ類ハ分散ヨリ除外スルノ慣例存在セシコトヲ知ル(同書四七八四頁等)

債務者ガ分散ノ申出ヲナシタルトキハ債權者ハ集會ヲ催シ先ヅ債務者ノ總財産ノ評價ヲナシムルモノトス前記世間手代氣質ニテハ古道具屋ヲ頼ミテ『ねぶみ』ヲナシメタリ次ノ文ニ『見倒』ト云フモ此種ノ評價人ナリ喜三二作息子一粒萬金談(天明元年)ニテ六十四郎ナル馬鹿子息醫者長庵ニ

シ但三步二歩一步ニモアタラザル分散ナキニアラズ前記世間手代氣質ニ『凡三步に廻れり、尤二歩に廻る分散も世になき事にはあらね共』定延狂作世間用心記五之卷、第一ニ『もとより無い銀のゆづり状、うそのない事あらはれ、一ぶにも當らぬ分散をとつて、我物ゆゑに負せ方は、骨を打つてしまひぬ』ナドアルヲ見ルベシ去レバ後文ニ引用スル風流敗毒散及子孫大黒柱ニテハ四歩ノ分散ヲ『上々吉』『珍らしきよい分散』ト云ヘリ

債權者會ガ分散ニ決定シタル時ハ債務者ノ財産中賣却スベキモノハ入札ニ付ス自笑作風流曲三味線一之卷、第四ニ『此家屋敷裏に四間四方の内蔵ニツあり、来る五月一日に入札にて賣申候、和甚一度は手廣く見せかけ、大盡顔して住みしが、可惜身代を傾城狂ひに皆になし、其身も置所なくて無分別よりの無理死、若い者のよい手本と、負せ仲間の親仁どもが打寄りての評判』

トアルガ如シ入札ニ先立テ債權者ハ債務者ノ財産ヲ封印ス然ルトキハ債務者ハソノ財産ノ處分權ヲ失フモノトス前記風流曲三味線同上ニテ和甚ノ後家ハ分散財團ニ屬スル惠心自作ノ三尊ヲソノ父ノ依頼ヲ受ケタリト稱スル出家ニ渡サントス手代城兵衛コレヲ遮テ

欺カレテ長壽ノ妙藥ヲ調製ストテ種々ノ藥種藥具ヲ買集メシガ其代價ハ六千五百兩ノ巨額ニ上リ

『此度の拂ひに丁度千兩たらず六十四郎色々詫ても商人一人も聞ざれば是非なく千兩のかはりに家屋敷家財一世帯丸さりに渡しやう／＼承知しける

「千兩のかはりに此家ではどこのはなへもたらねどなじみだけに私等は了簡しませう皆様ものりかゝつた舟とふせうしてやらしやりませ

「早く見たをしを呼てふませう  
「ちりつ葉一本でもやる事はならぬ其着て居る物だけはやりませう

「何でも早く明渡して何處へても御座れ〜  
「百迄生るからは此くらゐな難義はなされうマアおあきらめなされませ

『みたをし』ガ債務者ノ總財産ヲ評價シタルトキハ債權者ハ分散價額ガ總債權ノ幾分ニ該當スルヤヲ算定スルモノトス而シテ債權者ハ四歩ニ當ルトキハ分散ヲ行フニ躊躇セザリシモノ、如シ夜食時分作風流敗毒散卷一、第二ニ『梅のごとくその年の霜降月、世間へ斷申され、預け銀四歩買掛り六歩の大法をもつてあつかふ事となりぬるに』トアルガ如

『たとい親旦那のよほせにても、三尊を進ずる事はならず、まだ奥様には是程世に知れての分散をかくし、詞をつくるはせたまふ愚さ、何か耻なる事ならむ、此家には大分借銀有て、負せ仲間はや先達て家財に封をつけ、皆入札にいたせしが、諸道具の中に此三尊がねうちありと仲間共目をつけ、三十兩餘の入札、念もなく唯はくれまじ、くれぬとて我々も衣類迄つきたて布子一ツの見なれば、何を替りにやるものなし云々』ト云ヘリ

右入札賣却ノ後其代金ヲ各債權ノ價格ニ平均ニ割賦スルモノトス自笑其笑合作今昔生出屬卷三、第三ニ

『家屋敷諸道具は買懸の方へ分散に割付、百目有所へは壹匁五分、壹貫目の所へは拾五匁に而扱へば、是はあまり成る仕方と腹立てもせふ事なく、不肖／＼に請取て濟しぬ』

分散勘定ニ要シタル一切ノ費用ハ債權者仲間ニテ平等ニ分擔スルモトス西鶴作日本永藏卷之三、第四ニ

『或時十一貫目の分散に、ある物貳貫五百目、課せ方八十六人毎日勘定に出合、中間事に始末する人なく、遣日記に温飽蕎麥切酒肴さま／＼の菓子好み、半年



あまり隙を費し、取物はみなになして、埒の明所は壹  
人手前より四分五リンづい出してつくばひ、町内に禮  
いふてまはるもをかしかりき」

トアルニテ推知スベシ

分散債権者ノ集會ニテハ最多額ノ債権ヲ有スルモノ勢  
力ヲ有シソノ意見ガ重ンゼラレタルコトハ前記世間手代氣  
質、商人軍配圖ニテ察知シ得ベシ

分散者ガ他日資力ヲ回復スルトキハ債権者ハ殘餘ノ債権  
額ニ對シテ再ビ辨濟ヲ求メ得ルコト古制ナリ西鶴作日本永  
代藏卷之三、第四ニ

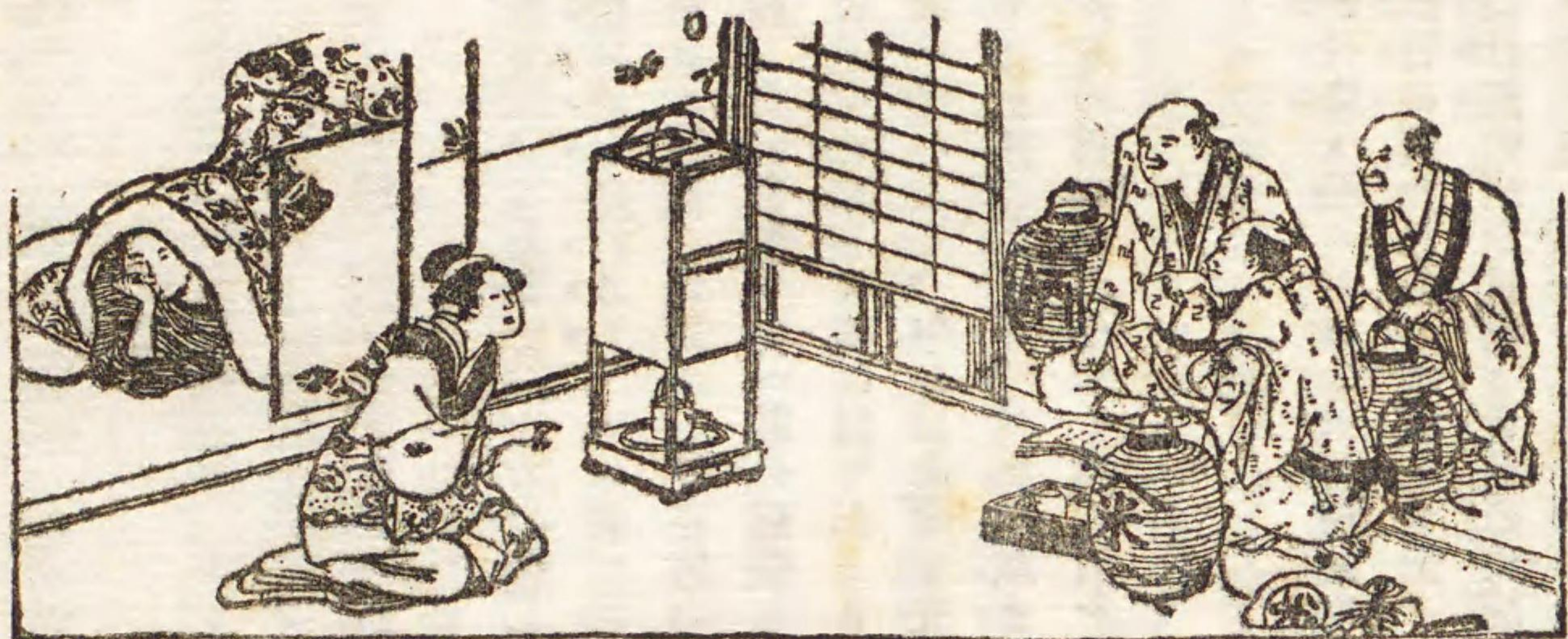
「むかし難波江の小島に、伊豆屋といへる手前者自然と  
倒れ、正直の首をさげて詫言して、財實渡して六分  
半あり、殘る三分半はいつも仕合次第に濟すべしと  
結構づくにたち退て、生國伊豆の大島に行て親類を頼  
み、日夜に世をかせぎ、一たび元の如くにと思ひこみ  
し所存より、大分まふけて二たび大坂にのぼり、あつ  
て過たる分散の残り銀ことくく濟しぬ」

トアルガ如シ後世分散後ノ「跡懸り」ハ分散不承諾者ニ限テ  
許セシガ之ガ爲メニハ債権者ハ將來資力ヲ回復スルトキハ  
債権全部ニ對スル辨濟ヲナスベシトノ證書ヲ債務者ヨリ取

### 亭主は隠れて女房が接應す

享和三三年 山東京傳著 北尾重政 悟道迷所案内

「借金の淵より分  
散寺へいたる道の  
圖」と題して「と  
もらちばあくめ  
へ、百貫の鯉にか  
サゴ一枚だ、お持  
佛のあみご、神棚  
の徳利でも用捨は  
れへ」の洒落文句  
を並べあり



置クコトヲ必要トセリ此證書ヲ「仕合證文」又ハ「出生證文」  
ト云ヒソノ返濟金ヲ「出生辨金」ト云ヘリ昔時ニ於テハ分散  
加入債権者モ亦タ未濟ノ殘餘債権ニ就テ「仕合證文」ヲ取ル  
ノ例ナリシコト右文面ニテ察シ得ベシ(民事慣例類集四七六、  
四八六、四八八頁参照)  
以上ノ外前記風流敗毒散卷四、第三ニ見エタル左ノ記事  
ハ分散手續ニ關スル前記諸文ノ闕ヲ補フニ足ルベキモノナ  
リ

「何町何屋誰に負せ方の者ども、符印勘定の御願早速仰  
附られ、御慈悲をよろこぶ一群、預け銀高六百五拾貫  
目とかや、されども今の代のすがた、四步出せば上  
々吉の身體倒、負せ方より千鱈持て禮に行事なるに、  
あの人もいま一步通りいださるれば諸方申分あるまい  
と、かゝりつながら組中の迷惑……四十五人の負せ方  
四十四人まで得心判濟けれども、河六壹人合點せず、  
兎角金銀づくにてはなし、あの仁の仕形が不届にごさ  
ると、口づよくいふはこまりもの、町衆も手の術つき  
て、せんかたなしぢの硯ばこ、濟判とりたい事山々な  
れども、とりつく島のない時に、西九が智慧にて」  
河六ガ馴染ノ女郎ニ依頼シテ彼ヲ説カシメケルガ計略圖ニ  
當リ河六モ

「いやとも申されじと、埒明てやるにあちつけば、太夫  
もうれしさの筆くひしめして、此よしをつたへさこゆ  
れば、町衆も夜のあけたるこゝち」

債務者「本人は此恩一生わすれがたしとよろこび歩銀早速  
渡し」タ迄ハヨカリシモ「まづ／＼かの女郎に一禮申さい  
ではと、一期にふみも見ぬ色里のあないを町代の喜兵衛に  
たづね」遊里ニ一度足ヲ入レシヨリ

「さりとは世の中に色の道ほどやさしきものはないと即  
座に得道し、それよりあそぶ心になりて、ひらおしに  
あすほどに、無分別に銀の半加ゆきて、漸あつかひす  
みて一年たぬうちに、家の賣除何角打込て、又百五  
十貫目の不足、此たびは町衆も最早愛相つきてかまは  
ねば、無二無三の分散、家の内の鼠十二疋、土龍三  
疋、門にゐる赤犬まで直打にいれて、わづか三百貳拾  
匁ならではなかりき」

徳川時代分散ハ商人ト非商人トヲ別タズ庶民ノ間ニ屢々  
行ハレタルモノナルコトハ前記ノ如ク小説院本ニソノ記事  
ノ散見スルコト甚ダ多キヲ見テ知ルベシ猶菅專助作伊達娘  
戀緋鹿子五の卷ニ

「ハテおぼこな事あつしやりませ、今時の此世界夜ぬ



けと分散せぬ者は男の内じやござりませぬ、私次第に  
なされませ」

トアルニテ如何ニ尋常ノ出来事ナリシカヲ察シ得ベケン  
時トシテハ債務者ハ自己ノ財産ヲ豫メ隠蔽シテ分散ヲナ  
シ巧ニ債務ヲ免カレタルモノアリ西鶴作日本永代藏卷之三  
第四ニ

「末々一度は倒るゝつもりに、五七年も前より覺悟して  
弟を別家に仕分て分散に是を遁れさし、京の者は伏見  
に名代を替へては屋敷をもとめ置、大坂の者は在郷の親  
類に田島を買せ置きぬ、身の置所を先へ跡の虚殻を借  
錢のかたへ渡して、古帳を枕にして横に寐てかゝるこ  
そなたでけれ、町衆扱ひにかゝり、年分に其家を立て  
んといへば、かへつて是を迷惑がりて、外聞は灰まで  
渡し住家を立のき、三月の節句を心やすく桃の酒を祝  
へり」

トアルハソノ一例ナリ  
分散ハ時ニ割符又ハ割符仕舞ト唱エシコトアリ前記世間  
手代氣質四之卷、第一ニ「割符に馴たる男が申出して云々」  
同書一之卷、第一ニ「割符仕舞の店を買取り自分の出店と  
なして云々」其續作渡世身持談義(享保廿年)一之卷、第二ニ「或

る負せがたさへあれなればとて、新規の商得意日々ま  
さり、次第に借金を濟し、十年符を八年に皆濟しける」  
トアルガ如シ

破産ニハ各種ノ Infamia ガ伴フコト歐洲ノ法制史ニ見エ  
タリ我徳川時代ノ分散亦同シ民事慣例類集四七三頁以下ヲ  
見テ知ルベシ但小説院本ノ記事ニハコレヲ載セズ然レドモ  
柳亭種彦作傾城盛衰記(文政四年)ニ

「年も行ぬ體をして仔細らしい意見立、町人の分散は、武  
士の落城したも同然、斯なるからは詮方が無と取合ね  
ば」

トアレバ分散ガ社會的耻辱タリシコト推シテ知ルベシ  
相續財産ノ分散ニ就テハ後段相續ノ部ニテ説明スベシ

(十五) 元 服

登與島玉和軒作花雲佐倉曙(嘉永六年) (佛頂寺迎禪和尚が杉山彈正への言の段)ニ

「ハア、御尤なる御仰、上を恐れぬ宗五郎強訴の科は是  
非に及ばず、併いかなる科有り共、十五才迄の子供は  
御仕置なきと承はる、拙僧へ下し給らば入門いたさせ  
出家となし、宗五郎夫婦が亡跡の菩提の爲に致した  
し、すべて人間生まれれてより、十五才迄を幼といふ廿  
才迄を少といふ三十才迄を若といふ、此理を以て子供

は火災に逢ひ、又は盗人に逢て金銀を取られ、慥に思ふて  
預けた手形銀が割符になり云々」ナドアルガ如シ

分散状態ニ陥レル者尙資力回復ノ見込アルトキハ各債權  
者相謀リ分散ヲ爲サシメズシテ總債務ノ年賦返済ノ方法ヲ  
立テ以テ其資力ノ回復ヲ待ツコト宛モ今日ノ協借契約強制  
和議ニ類似セル慣例行ハレタリ月尋堂作子孫大黒柱卷六、  
第二段ニ

「そも、此の兩がへ屋と申すは、天王寺屋吉兵衛とて  
兩がへ爲替仲間の隨一なり、中比もはざる人の爲に  
損銀おほく、おのづから身體つぶれる、世に隠金し  
て身體つぶれる兩がへ屋の格にあらず、その身正直に  
すぐれける故、諸方よりあづけにもちかくる金銀を取  
こまず、手まへ仕縛ける體をみせける故、さてはとて  
あづけ置し金銀を取たてられ、天然のつぶれなり、負  
せかたあつまり、勘定して四歩にあれば、今の世の  
倒人には、めづらしきよい分散なり、そのうへ帳面等  
はいさゝか不審もあらず、十年符にて身體たつべしと  
て、いづれも日ごろのよしかたにめで、負せかた  
符印をほどき商をさせ、そのうへ人々跡たつためなれ  
ばとて、當座銀を取かへ、勝手に成べき事を取もちけ

の助命偏に願ひ奉ると低頭平身……」

トアルガ如ク十五歳未満ヲ幼年トナスコト徳川時代ノ普通  
法ナリ故ニ全國民事慣例類集第九章第一款ニモ「凡ソ十五  
歳未満ヲ幼年ト稱スルコト一般ノ通例ナリ」トアリ又公事  
方御定書下卷(百箇條)第七十九條モ「拾五歳以下之者御仕  
置」ノ大人ノソレヨリモコレヲ輕ク罰セリ然レモ右慣例集  
ニ依レバ或地方ニテハ二十二歳未満二十歳以下十六歳以下  
若ハ十七八歳乃至二十歳ニテ婚姻ヲ爲ス迄ヲ幼年ト看做セ  
ル地方アリテ徳川幕府ノ武家法ニテハ十歳迄ヲ幼年(幼少)  
十一歳以上十七歳以下ヲ若年ト稱セリ民事慣例集同上武藏  
國豊島郡慣例ニ「幼年ノ年齢ハ十歳迄ニテ夫ヨリ少年弱年  
ト稱セシ慣習ナレモ從前名主役勤ムル者十五歳迄ハ直勤ヲ  
許サ、リシニ付凡ソ十五歳迄ヲ幼年ト唱へ後見ヲ撰定スル  
「ナリ」トアルハ武家法ト平民法トノ折衷ナリト見ルヲ得  
ベシ

前述ノ如ク少ナクトモ庶民階級ノ間ニアリテハ男子ハ普  
通十五歳ヲ以テ幼年ノ境ヲ脱スルモノナルガ故ニ此年ヲ以  
テ一人前ノ男ニ成ルモノト看做ル紀山人作仇競今様櫛初編  
卷中第三回ニ「親子と申ても最早十五歳以上になれば一人  
前ノ男と申すもの」トアルヲ見テ知ルベシ去レバ又此年ヲ



以テ所謂元服ヲ加フルヲ常トス錦文流作業大門屋敷卷三、  
(淀麗龍門之助の段)ニ

『素庵家督は一子初五郎十五歳にて元服、代々家傳の通名江戸屋茂三郎とよばれ、古今の美男……』

湯漬菰水作御入部伽羅女(寶永七年)卷一、第一段ニ

『大黒屋の宗善とて、代々柄かけ切傳へ、四十過より法體きは、若隠居して大黒姿、跡取は東西子より勝久と名前をつたへ、十一歳にてふり袖かくし、十三の年半元服十五歳にて男となり、廿一にて妻をむかへ……』

ナドアルガ如シ然レモ此元服ハ法律上ノ要件ニアラズシテ單ニ成人タルコトヲ公示スル社會的儀式ニ過ギザル者ナルガ故ニ必ジシモ十五歳ノ時ニ之ヲ行フヲ要セズ本人身體智能發育ノ程度ニ依リ或ハ身分階級ノ高下ニ依テ或ハ十五歳以前ニ於テ或ハ其以後ニ於テ舉行セル例多シ例ヘバ京山作當世男女の鏡教草女房形氣(安政五年)卷十六下第八回ニ『さて金有屋の惣領息子金太郎は、十六の春元服なしけるに親に優りて才智賢く』涼花堂斧磨作當世誰が身の上(寶永六年)卷一(上々吉箱入の銀持の段)ニ『此息子十九の春前髪おとし、げんぶく振舞として町内其外近付中に弘めの饗應をなしけるが』唯樂軒作立身大福帳卷二(思ひの念は身體のため)ニ『十七の秋元服させ、名を平兵衛と改

### 元服の祝ひ

享和四年(文化元年)十返舎一九著 歌川豊廣畫 敵討運若葉



元服親「これからは随分おとなしくせねばならぬぞや」  
母「よく似合ひました」老人「めでたいく」

### 卷四、第三ニ

『身軀十人並の町人は女子の生れし時、それが嫁入の造用の心あてに、銀子三貫目のけてをけば、十五六歳にて縁につける時のこしらへもの、見事になるつもりぞかし』

西澤一風作昔米萬石通(享保九年)中之卷ニ

『ア、情しらずのむす子殿……一ツ／＼年も寄、長が十五にも成ならば夫婦にし、女房かはいと思ふ氣がつかば、ひとり手になをらふ物と、それ計りをたのしみに云々』

曲山人作小三假名文章娘節用後編(天保三年)下巻第六回ニ

『お雪もはや十五にもなりたれば、金五郎と結婚をむすばんには、すこしは足も止らんと、頻に是をすゝめしかば云々』

福内鬼外作靈驗宮戸川(安永八年)第五ニ

『今仰やつた入譯に一つも無理はなけれども、十五の秋嫁入てより今日が日まで、一言の詞答不機嫌なお顔も見ねば、見られもせず、人も羨む夫婦中』

永井正流作本朝濱千鳥(寶永四年)卷二、第一ニ

『一子だになきを歎き、所の氏神牛頭天王へ祈誓かけ

め』自笑其笑作今昔出生扇卷二、第一ニ『音羽や四郎兵衛といふは、今年十八元服して身軀を受取り』ナドヲ見ルベシ元服ヲ加フルコトヲ『男と成る』ト云フハ我來ノ語ナリ川童一代嘸卷三ニ『跡式は太郎吉を太郎兵衛とあらため、家督相續して暮しけるに、つく／＼と思ふに、我もはや願のごとく人界に出てはや三年をへて、今は元服して男と成たれば、是よりはちと遊所へ出かけ……』トアルハ其一例ナリ、曾テ服部南郭ハ不用意ニモ『結髪爲男兒』ノ句ヲ作テ世評ヲ受ケタルコトアリ即文會雜記卷二下ニ『南郭送秀緯序、失一左手ト書シタルヲ、希汲ノ評判ニ、一左手ト云フコト二左手アルヤウ也トアリ、又或人ノ評ニ、南郭結髪爲男兒ト云句心得ラレズ、結髪シタリトモ男兒トハ云ハレシ、男兒ハモトヨリ定リタルヲナルト云、和語ヲウケテ作ラレタルユヘ此アマリアルカトナリ、スベテ日本人ニハサバカリノ作者ナリトモ、カヤウノアマチハアルベキナリ』ト出デタリ

### (十六) 婚姻

婚姻ノ要件ニ就テハ小説院本ニ見ユル所甚ダ稀ナリ先ヅ婚姻年齢ニ就テハ慣例必ズシモ一定セザリシモ男女子共大抵十五歳以上ヲ通例トセシニ似タリ作者不詳傾城太々神樂



一女をもふけぬ、幼少より世の人にすぐれ、容色類ひなき娘、十三歳の時、父風の心地となやみけるが、末期におよび、此家の小者平八郎とて十五歳なりしを彼と一女を婚姻、家督残らずゆづるべきよし書置遣に過行ぬ」

ナドアルガ如シ

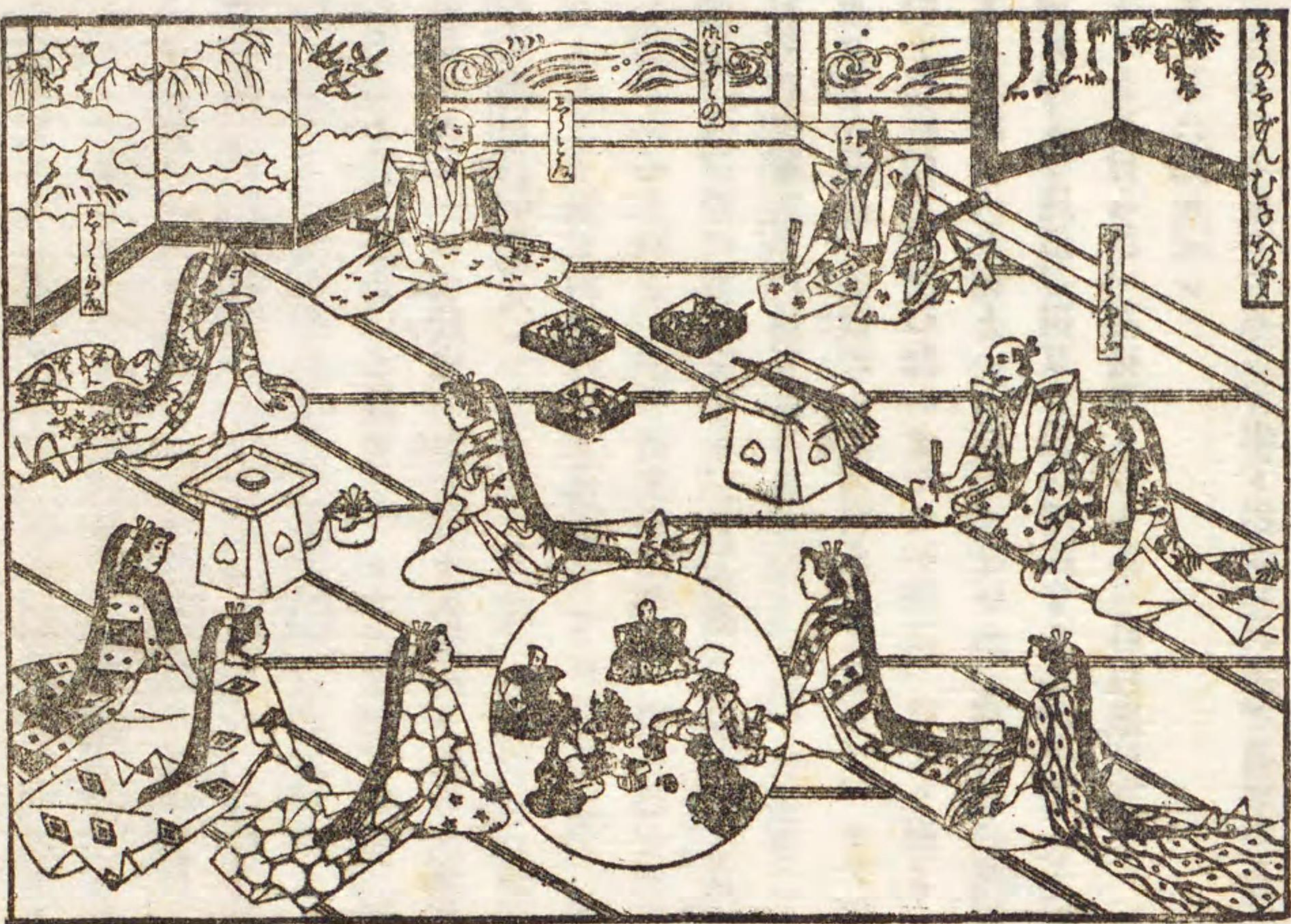
父母ハ男女子ニ結婚ヲ強ユルコトヲ得ザルニアラズト雖モ豫メソノ同意ヲ求ムルコト普通ノ順序ナリ紀山人作仇競今様櫛(年代不詳)初編卷之中、第三回ニ

「梅太郎「そりやモシあなた、憚りながら御無理と申すものでござります、さほどの事を當人のわたくしへはなぜ又おつしやらずに取さはめをばなされました、親子と申しても、最早十五歳以上になれば、一人前の男と申すもの、夫にあなた親じやと申て、御自分の了簡で一應いひ聞せもせず、縁談をさばめると申事がまアござりませうか」

トアル文参照スベシ

徳川時代ノ嚴格ナル用語ニテハ婚姻ト云フハ夫婦ノ關係ヲ發生スベキ祝言ノ舉行ナリ而シテ此婚姻ヲ舉行スル契約ハ即縁談取極ニシテコハ結納ノ授受ニ依テ成立スルモノト

婚 姻 の 圖



嫁の實家(萬治三年の女禮禮集) 三々九度の式(安政二年の南柯之夢女舞衣)

ス(徳川禁令考後聚)此結納ノ授受ハ未ダ夫婦關係ヲ發生セシムルモノニアラズト雖モ新郎縁女ノ間ニ夫婦ニ近似シタル關係ヲ生ズ即チ何レカ一方ガ死亡スル場合ニハ他方ハ夫婦ノ忌ト同日數ノ遠慮ヲナシ縁女ガ他人ト密通スル場合ニハ兩人共姦通罪ニ問ハル、モノトス(百ヶ條第(四十九條)故ニ或法源ハ縁女ト雖モ妻ト稱スルコトヲ得ト云ヘリ附札集(予所持寫本原題名ヲ闕ク今假ニ名ク)卷六寛政三年三月二十二日奥平富之進家來ヨリ町奉行ヘノ問合ニ「智養子ニ而家督致相續候へども、未婚姻不相整内娘不義致家出之處、右體不義致候上は妻同様ニ可有之哉」トアリテソノ附札ニ「妻同様之事ニ可有之候へ共、婚姻後密通とは仕置差別可有之事ニ候」ト見エ(此問答柳督規鑑卷二ニモ載ス)又條々問答(予所持寫本)第九十五條文化六年九月二十七日戸田越前守家來ヨリ問合ニ「智養子願相濟先方江引取置、未婚姻不相整候節、縁女之儀は家附之娘ニ而も、私智養子何之誰縁女と認、智養子ハ私縁女ト相認候而可然哉」ソノ下ケ札ニ「書面……向々之振合も可有之候得共、縁組相濟祝儀取替取替 候上は、婚姻不相整内ニ而も、夫婦定式之忌之日數遠慮いたし候儀ニ付、妻と相認可然被存候」トアルガ如シ去レバ菅專助作けいせい戀飛脚飛脚屋の段ニモ「アノ愛な徒者め、祝言せいでも云號したからは忠兵

備といふ男の有身、よふ密夫しおつたな」

ト云ヒ作者不詳加賀お菊妹背中酌(年代不詳)ニテ「町人ながら」刀商賣武家方へ出入りして侍かたぎのりつは者」タル傳三郎ハ

「扱與兵衛にむかい、エ、先達て結納の祝儀を納めらるゝからは嫁入をなされいでも定七様と云ふ武士のおくがた、結納の祝儀を持参いたして御契約を申したは拙者、今以ち菊様と手代の幸助密通いたせし故、たのみの金子は戻されましたと、此傳三生面さげて申て参られぬ、サア與兵衛殿しあんして私の立やうに頼みますと」

云ヒ西生山人作觀延政命談卷五、第三段ニハ

「年は十七歳なり、同所御徒士町何某が方より、無理にもらひかけられしかば、遣はすつもり縁談取組、すなはち結納までも相濟、來る幾日はこし入の約束なりし所、先がたの智ふと病氣付しまゝ、婚禮の日限延引段々とやまひも重るよしを聞、しげおもふやう、いまだ盃はいたさずとも、印取かはしたるうへは夫なりと貞實の心發して……」

トアリ

(十七) 離 婚



徳川百箇條第四十八條ニハ「一離別狀不遣、後妻を呼候もの所拂」又タ「一離別狀不取、他え嫁候女髪を剃親元を相返す」トアリコレニ依レバ夫婦關係ハ離別狀ノ授受ニ依テ始メテ斷絶スルモノト云フベシ(但シ侍階級ニテハ別ナリ)此離別狀ハ竹田出雲作双蝶々曲輪日記(寛延二年)第六ニ「お定の三件半手早に書いて差出すを」其積作風流軍配團(享保廿年)三之卷、第一ニ「三行半のお定りを書いて渡せば」トアルガ如ク古來三行半ヲ條例トセリニ去狀或ハ暇の狀トモ云ヘリ紀の上太郎作志賀の敵討(安永五年)第八ニ

「浪人しても蘭又右衛門、女房賣つては苗氏の瑕、去狀遣るか心の禮と、硯引寄せ磨る墨も、妻の心を思ひ遣る、忍び泪に書く文字も、にじみ勝ちなる三下り半」福内鬼外作靈驗宮戸川第五ニ「ヤア〜是は、去狀暇の狀何科あつて私をば、ヤア何科とは狼狽者、たつたいまそちが詞ば、君より親よりも、連添夫が大切といふたではないか、其大切な某が詞に背く不屈者、但又首討か離縁するか、サア〜何と〜さめ付られ、妻は身も世もあらぬ思ひ」ナドアルニテ知ルベシ

離別狀ハ右ノ如ク古來三行半ト稱スレバ甚ダ簡單ナルモ

ノ、如ク聞ユ然レドモ單ニ形式的文言ニアラズシテ離縁ノ事由ヲ充分ニ記載スベシトノ説ナキニアラズ中村重助作近頃河原の達引堀川の段ニ

「イヤノウ書たものは、あと〜までのこる物、男のさり狀とあなじ事、とつくりとわけのわかるやうにかいてやるがよひぞや」トアルガ如シ

離婚ノ權利ハ夫ニアツテ妻ニアラズモトヨリ離婚ガ妻又ハソノ實家ノ申出ニ起因スルコトアリ得ベシ然レドモソノ許否ハ夫ノ權内ニアリ且當時ノ思想ニテハ妻又ハソノ實家ガ離縁ノ申出ヲナスコトハ倫理ニ反ストナセリ竹木三郎兵衛等合作(美濃屋三勝艶容女舞衣(安永元年)鹽町の段ニ)

「夫から思案をするに付、唐も倭も一旦嫁にやつた娘、嫌はれふがどふせふが、男の方から追出す迄、取戻すといふ理屈はない筈、コリヤ宗岸が一生の仕損ひと悔んでも跡の祭り」ト云ヘリ但法律上妻ノ實家ガ離縁ノ請求ヲ爲シ得ル場合一アリ律令要略ニ「女房に得心も不致せず、衣類等質物ニ於遣之ハ、不縁候事舅の心次第」トアルモノコレナリ

夫死亡シ又ハ勘當サレタル場合ニハ舅ハ嫁ヲ離縁スルノ

權利ヲ有スコノ場合ヲ舅去ト云フ菅專助作紙子仕立兩面鑑本町大文字屋の段ニ

「サア相手のない若い嫁を、はなしもせず傍に置は、ア、あの親父め合點がいかぬわいのと、近所隣に思はるゝもいやさに、氣の毒ながら舅去、や書て來た去狀と渡せば手に取泣入嫁」

同書楠葉親里の段ニ「私儀は大坂本町、大文字や榮三郎と申者、召連ましたは妹松と申て、則萬屋助六が女房なれど舅去りにて先離縁」

トアルモノ之ナリ

離婚ノ場合當然起ルベキ問題ニアリ其一ハ夫婦財產關係ノ變動ニシテ其二ハ子ノ歸屬問題ナリ前者ハコレヲ次段ニ譲リ今後者ニ就テ述ブル所アラン世俗法(Vulgarrecht)ニテハ離婚ノ場合「男子ハ父ニ女子ハ母ニ從フ」モノトセリ本朝藤陰比事卷七(女の不貞は世の界の拂物の段ニ)

「扱又二人の女子は離別する時、男子は夫、女子は妻の方へつく事、古來よりの法なりとて御取あげなかりければ」

近松半二作太平記忠臣講釋書置の段ニ

離縁狀請求

年元和享  
作畫自九一舎返十  
歌短ばるい

妻の親  
「わしが娘を受取るに、間違がつた事があつてはすまぬ、一筆かゝしやれ」

亭主  
「おれが去るのだ去り狀はなかつてもいふはなア、おいらア無筆だから書くことがならねへ」





「出行夫を女房引止、去れた夫を止は爲ぬが、出て行氣なら此の子を連れて行しやんせ、ヤア戯け者、去たからは子では無わい、イヤイヤイヤ男の子は夫に付世間の大法」

大坂五行本時雨の炬燵(近松門左衛門作 天の網島の増補)紙屋の段ニ  
「サア／＼／＼手短におさんに隙やりや、女の子は母へ付が世間の大法」

近松徳三作色競かしく紅翅第二段芝居側の場ニ

「吉兵衛」エ、此奴がくずけく／＼と何ぬかしあがるぞへ、男の子は男に付かならひ、吉松おいて去んでしまへ」

トアルガ如シ而シテ此原則ガ幕末迄或地方ニ行ハレタルコトモ亦民事慣例類集ニ依テ明ラナリ然レドモ幕府法ニハアラズ公裁録卷之六吟味物取捌方之事第十條ニ

「女房離縁いたし候節、男子は男江付女子は妻江附旨申儀世上に而何となく申習候得共、奉行所に右之定等は無之、出入および候節は、男子に而も女子に而も夫之方江引取可申趣を以取計候、然共相對之上男は夫女は妻之方江引請候旨、熟談いたし候上は任其意候、右は先年三浦伊勢守町奉行に問合挨拶に有之候」

### 離縁と亭主の未練

「夫婦の中ちよつとした事が心安だて、一つひ二つひ、喧嘩となり三くだり半を書て投付け、そのやうな奴にはあきほてた、出て行けといふに、女房も腹立まされに、奥へ行きて髪化粧つくりたて、路考茶縮緬に金糸紋、下には茶小紋の無垢に黒縹子の帯を胸高にしめ、「アイおさらば」と涙ぐみて云ふを見れば、又美しく惜くなれども、そうとも云はれず、早く出て行けといへば、女房もしほ／＼と立つて、店をさし出るを、亭主「イヤ／＼其處から出ることはならぬ」といばれ、さらばと裏口から出やうとするのを、又「イヤ其處からならぬ」といへば、女房「そふして何處から出たらよいのですか」亭主「出る所がなくば出ぬがよい」

寶曆頃版本  
鳥居清經畫  
難波の梅



ト見ユ右三浦伊勢守ハ天明七年西九御目付ニ任セラレ後奈良奉行ヲ經テ京都奉行ヘ轉シ寛政十一年卒去セシ人ナレバ右文中ノ問合挨拶モ天明寛政頃ノモノト知ルベシ此ノ如キ「世間の大法」ト「奉行所之定」トノ相違ガ如何ニシテ發生セシヤハ今此ニ斷言スルヲ得ザルモ懐胎中離婚サレタル妻ヨリ出生シタル子ノ歸屬及ビ養子離縁ノ場合ニ於ケル子ノ歸屬ニ就テハ「奉行所之定」モ亦太古ハ「男ハ父ニ女ハ母ニ從フ」ノ原則ヲ採リシコトアリ養子離縁ノ場合ニ就テハ後段ニ説クベシ懐胎女離婚ノ場合ニ就テハ元文二年編纂ノ應政談ニ

「懐胎に候へ共離縁之事は夫之心次第也、出産之上、男子なれば夫之方江可引取、女なれば妻之方江差置べし」

トアルニテ知ルベシ然ルニ此原則モ亦タ何時シカ改正サレ前記普通離婚ノ場合ト同様「男女共父ニ從フ」ノ主義トナルニ至レリ親縁諸格(予所持 寫本)第一條寛政元年二月奥平富之進衆ヨリ町奉行ヘノ問合ニ對スル回答ニ

「懐妊之婦人離縁之上一通之事ニ而離縁候得ハ、出生之男子ニ而モ女子ニ而モ夫方ヘ引取候事御規定也但密夫之譯ニ而離縁候得ハ出生之子男子ニ而モ女子ニ而モ

婦人の方へ引請候事御規定也」

同書第十六條文化十一年五月松平伊豆守ヨリ御勝手へ伺書ノ回答ニモ亦

「妻離縁之後出生之子ハ、男女共夫之方ヘ可引取筋ニ候得共、女子ハ妻之方ニ差置候共相對次第ニ候」

トアルニテ知ルベシ去レバ寛政十三年二月ニ土屋相模守家來ヨリ

「懐妊ニ而モ離縁之事ハ夫之心次第可致候、出産之上男子ハ夫之方江引取、女子ハ妻之方江可指置候、右之趣寛保中被仰出候由及承候得共、書面等モ無御座候、右ハ如何様相心得可申哉、此段奉伺候已上」

トノ問合ニ對シ舊慣ヲ忘却シ應政談ノ明文ヲ知ラザル時ノ御目付(?)ハ

「書面之通ハ御定等無之儀ニ付、難及挨拶候」  
ト回答セリ(條々問答第 二十一條)

### (十八) 夫婦財産制

徳川百箇條第二十七條ニハ御仕置人關所ノ場合ニ於ケル妻ノ財産ノ運命ヲ規定シテ「妻子之諸道具……構無之事」「一夫御仕置に成關所之節、妻持參金並持參之田畑家屋敷も可致缺所事、但妻之名付にて有之分は、不及缺所候事」



トアリコレニ依レハ妻ノ財産ハ(一)妻名義諸道具(二)妻持  
參金(三)妻持參不動産(四)妻名義不動産ノ四種アルコトヲ  
知ルコレニ大阪表金銀出入取計書(徳川禁令考後集 二巻四六五頁)ニ見エタル  
『一持參銀ニ而無之妻ニ相成候以前より貯持候銀子』ヲ加  
ユルトキハ(五)妻名義金子ノ五種類トナルベシ此中後ノ二  
者ニ就テハ小説院本ニソノ記事見エサルガ故ニ以下ニハ前  
二者ニ就テノミ説明スベシ

(一)妻持參金 コハ一名敷金(銀)トモ云ヘリ利慾ニ奔ル  
ハ今モ昔モ人情ノ常ニテ西鶴モ日本永代藏卷之五第五ニテ  
『萬年曆のあふもふしぎあはぬもあかし、近代の縁組は  
相生形にもかまはず、付ておとす金性の娘を好むこと  
世の習ひとはなりぬ、さるに依て今時の仲人先敷金の  
穿鑿して跡にて、其娘子は片輪ではないかと尋ねける』  
ト時人ヲ嘲ケリソノ弟子ノ團水モ亦日本新永代藏卷之五、

(敷銀は悪女の  
家土産の段)ニテ

『昔は女房の敷金を好みしが、是れ大き成了簡違ひなり  
銀を持て来る女房に直なはない者なり、いはゞ立身を  
せんと思ふ男が、女房の敷銀杯を目に掛けて埒があくべ  
きや、敷銀望む男も是油断者の曲者なり』  
ト後人ヲ誡メヌ去レバ徳川時代敷金付ノ女房ト云ヘハ一概

ニ醜女ト思ハレ西鶴作好色一代女(貞享三年)卷之三(金紙七巻 結の段)ニ  
モ『惣じて九所ともに揃ふたる女は稀なるに、見好くおほ  
かたなる娘ニ敷銀付けての縁組、いつの世に始めてこれほ  
ど無分別は無し』ト云ヒ又川柳ニモ『持參金よめなけなし  
の鼻にかけ』(柳多留 七編)『美しい嫁から財布持つて居る』(同二十 四編)  
『持參金痘瘡よけの守りにし』(同初)『百兩で綿に包んだいも  
が来る』(同二十 四編)ナドノ句アリテ持參金ハ何時モ『醜女の家  
土産』ニ外ナラズ而カモ世人輒モスレバ龜友作世間仲人氣  
質第二ニ『少々不具な女房でも、土産さへ持て来るならば  
悦で娶るつもり』『金百兩の持參なら、ろくろ首合點で、一  
生夫婦にならとの請合じや』ト云ヘルガ如ク持參金付ノ妻  
ヲ望ム所以ハ此金子ガ婚姻ニ依テ夫ノ所有ニ歸スレバナリ  
即落月堂操扨作近代長者鑑卷一(親の威勢は二言つ 一がせの三件半の段)ニ  
『敷銀の潤澤なる女房をよびひかへ、それにてゆきつき  
そふなしんだいを、たてなをすつもり』  
山東京山作(玉崎吉六 鹿懸於町)江之島御利生對の菅笠後編(文化七年)ニ  
『扱も吉六は人々の勸に任せ、お町を妻に貰受、二百兩  
の持參金にて倉付の賣据を買ひ、目出度婚禮整ひけれ  
れば云々』  
龜友作世間仲人氣質卷之三、第二ニ

『我が元手と女房の持參金とを矢だねにして、鬢付油元  
ゆひたばこ入させるおしろいあらひこ萬小間物の見せ  
を出し』

ナドアルニテ知ルベシ

此持參金ハ後ニ述ブルガ如ク夫ガ妻ヲ離縁スル場合ニハ  
返還スルコトヲ要セリ去レバ持參金ヲ以テ妻ガ夫ニ貸與シ  
ル貸金ノ如ク見ルノ考ナキニアラズ紀の上太郎作糸櫻本  
町育第七ニ

『下總の行徳村に住ながら、身に徳もなき貧しさは、持  
て生れたばんのくぼ、茂治作といふ小百姓、二畝か  
見世になら〜と草履草鞋の紐よりも、細き煙の詫住  
居、岩藤は此家へ敷金持て後連と、形も容もかはる世  
も、金の光りの高枕…コレ此おれはの、赤城の奥御  
殿で、お年寄様ともいはれた身、何の爲に敷金持て、  
こなたの様な老耄の、何の益にも立ぬ…あたしんき  
な男を持どいの…サアかういふが腹が立なら、勝手  
にしやれ、こなたの身の上といふは、油つぎの會所見  
る様な、アノ佛壇と、對王時代の古つづら、底の抜た  
鍋釜と、紙屑籠も一所に脊負て今此内を出て行なりと  
貸た金を耳揃へて戻しなりと、二つ一つの返事じやと

口へ出儘の悪口雜言…後打詠め茂治作が、口惜いと  
は思へども勝れぬものは敷金の才覺何と泣ばかり』

トアルガ如シ從テ又夫ガ持參金に對シテ有スル權利ハソノ  
收益權ニ過ギザルガ如ク解シタル例ナキニアラズ即増舎大  
梁當世傾城氣質(明和八年)一之卷、第一ニ

『十露盤のつもりさへよければ、萬年曆の相性も見ず、  
丙午の代に敷銀十貫目ませば、一言の申分なくえんぐ  
みする事、命より銀を大事のものとおもふもあろかの  
世や、さりながら百貫目の敷銀の利にては、年中の色  
あそび自由なれば、たとへ女房はかんだにても、ちん  
ばにても、くるしからずと胸算用せしに』

トアルガ如シ

妻ノ持參金ハ夫ガ妻を離縁スルトキハコレヲ返還スルモ  
ノトス去レバ持參金ノ消費セル夫ハ妻ヲ離縁シ難キコト獨  
リ『敷金ノ才覺』ニ泣ク茂治作ノミニアラズ川柳ニ『さりゑ  
とるものかとおかねにくい事』(柳多留 十七編)トアルヲ見テ其他ヲ  
推スベシ但其離縁ガ妻ノ申出ニカ、ルトキハ之ヲ返還スル  
コトヲ要セズ正保録卷十九、元祿十五年八月二十三日町觸  
ニ『一養子並妻持參金出入、父方より養子相返候敷、夫之  
方より妻に暇とらせ候は、持參金相返可申候、養子又は



妻女房より暇候は、持參金は相對次第可任由可申候事トアルニテ知ルベシ(此他撰要集書拔卷一享保四年六月諸出入裁許書付律令要略參照) 作者不詳傾城難波みやげ(寶永七年) 卷四、第二ニ

『みづからおつとの方へのみやげ銀五百兩は大かたみな色ぐるいに無し給ふと見へたり、たとへさなきにして、みづからいとまを取にいては敷銀ももどさるべきか』

本朝藤陰比事卷二(百兩の敷金は命引替の段)ニ

『衛門八申上げるは、夫に暇をくれと申程の不届なる女に、執心遺恨をさしはさみて、暇をつかはし申さぬにては、まつたく御座なく候得共、敷金百兩持參申したるを、當座入用につかひはたし候へば、これをさいかくの後増を明け申べくとぞんじ、御あつかひの御方へも無返事にまかりなり候、外に子細御座なく候と申す地頭御褒美ありけるは、常體の町人ならば女の方よりいとまを取からは敷金などはその通りにおしなぐり申べきをさしからず、暇に相添かへすべしとは律義なる所存也』

トアルハ正ニ當時の法制に符合スルモノナリ後ニ引用スル世間御旗本容氣卷之三ニハ妻ガ離縁ヲ申出ス場合ニハ持參

金ノ返還ヲ要セズトノ原則ヲ利用シテ持參金ノ横奪ヲ事トセル悪子息ノ例ヲ記セリ

婚姻ノ媒人ハ敷金ノ十分一ヲ報酬トシテ受クルコト徳川時代町人仲間ノ慣例ナリ去レバ媒人モ敷金付ノ嫁ヲ尋ネ求ムルヲ常トセリ西鶴作日本永代藏卷五之一、第五ニ

『今時の仲人頼もしづくにはあらず、其敷銀に應じて、たとへば五十貫目つけば五貫目取事といへり、此如く十分一銀出して煙呼かたへ遣しけるは、内證心もとなし』

林屋正藏作帶屋於蝶三世談(文政八年)ニ

『コウまた乃公が身を入れて肝煎するも、持參金諸色くるめて百兩餘、昔から諺にも仲人賃一割の十兩金を貰いたさ、後は野となれ、山醫者の此目論見は、何でござんす』

トアルハソノ好例ナリ 持參金ハ一ニ土産金(銀)トモ唱ヘシコト前掲難波みやげノ文ニテ知ルベシ又敷金ヲ持參スルコトヲ動詞ニテ「敷く」ト云ヘル例モアリ團水作晝夜用心記卷三、第一ニ

『殘る百兩を敷て道場か醫者か兎角身樂なる方へかたつきたさねがひ』

トアルモノ之レナリ (二)妻名義諸道具 コハ妻ノ衣類粧飾品ノ類ニシテ日耳

曼法ニ有名ナル Gerade (Ornamenta muliebria)ニ相當スルモノナリ此諸道具ハ妻ノ所有ニ屬ス從テ夫ガ闕所ニ會フモ身代限ノ言渡ヲ受クルモ差押ヲ免カル、モノトス又夫ト雖モ妻ノ同意ヲ得ルニアラザレバコレヲ處分スルノ自由ヲ有セズ其積作世間娘氣質(享保元年)ニ

『扱は亭主が内證ならず、女房の道具を質物につかはせしかと、身代の様子をうかひ見るに……見世も居間も小判の山なす事、よもやかふした身上にて、女房の物を質にはおかれぬ筈とおもひ云々』

西鶴織留卷之二、第二ニ

『何事も沙汰なしにして歸しさまに敷銀の事は是非もなし、衣類手道具を借といふて質に置れては取返しなし何事も母人に問はねばなりませぬと、小袖一ツも借事なかれ云々』

トアルニテ知ルベシ若シ夫ガ妻ノ意ニ反シテ妻ノ諸道具ヲ處分シタルトキハ妻ノ實家ハ離縁ヲ請求シ得タルコト前記律令要略ノ文ヲ見テ知ルベシ同書ニ依レバ此妻ノ諸道具ハ夫ガ妻ヲ離縁スルトキハ持參金ト共ニ實家へ送還スベキモノトセリ西鶴作本朝櫻陰比事卷之二(京に隠れ無き女房去の段)ニ

『此主別して色深く、一代に女房去る事二十八人まで

は世間の人も敷へ笑い……一夜のうちに去荷物出せば送荷運び、後には仲人なしに祝儀を濟ましぬ』

トアルハソノ一例ナリ又律令要略ニ依レバ持參金ハ妻ガ離縁ヲ申出デタル場合ニ於テハ妻ニ相當ノ理由アルト否トヲ問ハズ夫ハコレヲ返還スルノ必要ナキモ諸道具ニ至テハ若シ妻ニ離縁ヲ請求シ得ベキ相當ノ事由アルトキハ夫ハコレヲ留保スルコトヲ得ズトセリ去レバ近松門左衛門作天の網島中之卷ニテ紙屋治兵衛ノ妻おさんノ父五左衛門ハ自カラおさんの離縁ヲ求メシニ拘ハラズ

『非人の女房には尙ならぬ、去狀くおさんが持參の道具衣類敷改めて封つけんと、立寄ば女房あはて、着物の敷は揃ふて有る、改むるに及ばぬと駈塞がれば云々』

トアリテおさんノ諸道具ヲ請求セリ 若シ夫ガ妻ノ同意ヲ得テ妻ノ諸道具ヲ處分シタル場合ニ於テハ妻離縁ノ際コレヲ送還スルノ義務ナシ升瓢作世間御旗本容氣卷之三第三ニ

『おやぢ氣の毒の天窓をかいて、兎角女房にてもあてかいたらんには氣もあさまるべしと、急に聞き立て、小日向邊に佐藤毫玄といふ醫師のおたねとて十七八なる美しくし娘に、また親父金氣を好み、六拾兩の持參に



て婚禮とのひ引取しに、暫らくはむつまじかりしが此持參金も遺失そのうへ小袖道具夜の物まで賣りなくしてよしはらと轉變……夫よりおたねへあたりあしく或は柱にしばり付け……おのづからさとも聞へ、長袖とて欺くよと毫玄以外の外立腹して、早速娘を呼びよせ取返へす相談きまり、其よし菅之丞方へ申遣しければ、菅之丞悦び早速三下り半の去狀、持參金は拾りに管筒長持等の手道具共は取返したるに、内には一色の品もなし、からものにて錠をおろせしはと毫玄怒られけれ共、是はおたねも合點の事にて不殘賣り拂ひたるよし一色も返さず、菅之丞方には是れより又女房の吟味、赤坂邊にて内藤齋宮之助妹を取り組み、四拾兩の持參にておしつけ婚禮とのひ……ほどなく一文なしに遺失せ、是より内儀の衣類手道具そろく無心の相談、内儀おくら前のおたねのやうなる心弱きことにあらず……とても末とげまじき身持と見限り、夫にかさねての嫁入のしたくにする衣類等を失ひてはと、一色もかさず手ばしこく諸道具片付け里へはこび、是も離別の頼聞届け持參金を徳にして早速去狀認め遣し、又女房の吟味」

トアルニ依テ(一)持參金ハ妻方ヨリ離縁ヲ申出タル場合ニハ返還スルヲ要セザルコト(二)諸道具ハ妻ノ同意無クバ夫コレヲ處分スルノ自由ヲ有セザルコト(三)諸道具ハ妻方ヨリ離縁ノ申出ヲ爲シタル場合ニモ相當ノ理由アルトキハ送還スベキモノナルコト(四)然レトモ妻ノ同意ヲ得テ夫ガ處分シタル諸道具ハ此限ニアラザルコト此四個ノ事實ヲ察シ得ベシ

夫ガ妻ノ同意ヲ得テソノ諸道具ヲ質入シ未ダコレヲ請戻サザル以前ニ妻ヲ離縁シタル場合ニ請出ノ費用ハ何人ガ負擔スベキカニ就テハ明證ナキモ川柳ニ「去狀をかく内しちを受けに遣り」(柳多留)トアルニ依テ察スルニ夫ノ負擔ナルニ似タリ

律令要略ニ依レバ「倅相果候故、嫁差戻候類ハ、持參金不及沙汰ニ、諸道具ハ可差戻之」トアリテ夫死後舅去ニ會ヒシ妻ハ諸道具ノ返還ヲ受クルニ止マリ持參金ニ至テハコレヲ失フモノトセリ反之地方公裁録(徳川禁令考一)ニハ「妻を迎へ間もなく夫相果、子もなく遺言も於無之ハ、妻者舅方江可返、然共持參金諸道具共可戻」トアリテ右ノ場合妻ハ獨リ諸道具ノミナラズ持參金ヲモ請求シ得ベシトナセリコハ恐ラク時代ニ依テソノ制ヲ異ニセシモノナラン柳營規

鑑卷之二、寛政六年二月松平肥後守を服忌掛江問合ノ文中ニ「倅相果候故、嫁を差返し持參金は、不及沙汰、諸道具可差戻筈御定ニ有之哉ニ存候」トアル御定ハ律令要略ノ誤ナルベシ

妻ガ夫ニ先立テ死亡セシ場合ニ妻ノ持參金及ビ諸道具ハ如何ナル運命ヲ有スルカ律令要略ニハ何等明文ナシト雖モ「女房親元江參リ居相果候共、離別之證據於無之ハ、諸道具持參金田畑共ニ不及返之、夫之心次第、但田畑妻之名前ニ而差置分格別歟」トアルニ依テ推測スルトキハ妻ガ夫ノ許ニテ夫ニ先立テ死亡スル場合ニモ所謂離別ニアラザルガ故ニ夫ハ妻ノ持參金持參田畑並ニ諸道具ヲ返還スルノ義務ナシト云ハザル可ラズ、此推定ハ諸例撰要(予所持寫本)卷一、第二十二條文化十四年五月二十四日某家江町奉行江問合ニ對スル付札ニ「御書面之通娘參り候上ニ而死去候ハ、子供有無ニかゝわらず、妻持參之品差戻候筋ニ無之、尤妻存命之内遺言ニ而も有之かたみとして夫々遣候義違も、妻死去後は夫心次第ニ付云々」トアルモノト符合ス然ルニ徳川ノ初期京都地方ニ行ハレタル京都諸司代板倉氏、新式目ノ規定ハ右ト異ナリ「又無子女房死去之時者、右持來諸財衣類悉親之所江可返、無父母者親類方江可渡事」ト云ヘリ今民事

慣例類集ニ依レバ右ノ場合ニ依リ(一)持參金諸道具ハ子ノ有無ニ拘ハラズ里方へ還スベシトナス主義(二)子ノ有無ヲ問ハズ夫家ニ留保スベシトナス主義(三)子有ルトキハ夫家ニ留保シ子無キトキハ里方へ返還スベシトナス主義(四)子無ケレバ返還シ子有レバ里方トノ間ニ分配スベシトナス主義此四個ノ主義ガ行ハレタルヲ知ル律令要略ハ第二主義板倉氏新式目ハ第三主義ヲ代表スルモノト云フベシ安政三年再刻御家手紙の文大全(東都三河屋版)所載左記持參金受取書ノ如キハ正ニ此第三主義ヲ契約ヲ以テ排除セルモノト云フベシ

一札之事

一御息女誰殿事、此度我等方江縁組相整候ニ付、金何程被相添無相違受取候、然ル上者萬一不熟之儀出來候之節者、何ヶ年相過候而子供出生致候共、右之持參金は不殘相揃返辨可致候、爲後日仍如件

年月日 誰

誰殿

(三)妻持參不動産 妻ガ持參ノ田畑家屋敷モ亦持參金ト



同様夫ノ所有ニ歸スルモノトス(徳川禁令考後聚 二巻一四三頁)從テ夫ガ關

所ニ會ヒ身代限ノ言渡ヲ受クトキハ差押ヲ免カル、コト能ハズ然レトモ此ノ財産モ亦持參金ト同様夫ガ妻ヲ離縁スル場合ニハコレヲ返還スベキモノナルガ故ニ夫ノ所有權ハ妻ノeventuellノ期待權ノ爲メニ制限サレ妻ノ承諾ナクシテハ夫ハ單獨ニコレヲ處分スルノ自由ヲ有セザルモノトス龜友作風流茶人氣質卷之四、第二ニ

『亭主露路までおくられて早々我宿へ歸り、女房衆に件の道具の咄して、急に買取り富家井屋へ賣付け銀もつけする積り、今銀といふてはなければ、そなたの持參の家屋敷を質に入れて才覺する積り、只四五日にかへす銀といへば、内儀も近年工面の悪いまゝに銀もつけと聞いて、呑込めばそんなら今から袋町へ行き相談さめて手附は今二兩ある金を渡してこふ云々』

トアルニテ知ルベシ  
(十九) 養子

徳川時代庶民ノ間ニテハ養子縁組ノ際養家ト養子ノ實家トノ間ニ養子縁組ノ證書ヲ授受スルヲ例トス並木永輔等作紙屋治兵衛雙扇長柄松(寶曆)曾根崎新地の段に紀伊國屋小春「とにやうしにおこす時、こちへ取たかへり手がた、コ

「彼人てい主に語りしは、泉州佐野の商人白金屋助三郎義身躰有徳なるが、男子數多持一人何方へも養子につかはし、他家をつがせ申度望み、則持參銀も千兩相添る筈」

其積作世間手代氣質二之卷、第三ニ

『細き事ながら、是迄賣たる膏藥から、延したる銀十貫目を、五貫目づゝわけて、土産銀として五條邊の衣屋へ兄をやり、弟を小間物屋へつかはし、兄弟共に養子にやりて、夫婦は程なく世をさりぬ』

笠亭仙果作油丁製菜種黃表紙ニ

『今の世の習慣いなれば、着類道具は持參におよばず、三百兩の敷金にて婿に來る人だにあらば、祝言の其の場で身上悉皆く渡して、我れは出家を遂げ云々』

ソノ他例甚ダ多シ

子無キモノガ養子ヲナシタルトキハ養子ハ男女ヲ問ハズ總領ノ身分ヲ取得ス養親ニソノ後實子出生スルモ爲メニ總領タル身分ヲ奪ハル、コトナシコノコトハ前記二種ノ養子證文ニ明記セルノミナラス本朝藤陰比事卷六(石瓦磨けば世繼の寶の段)ニモ

『北町大川屋徳左衛門、ことし四十三歳まで一子もなき

レに有、こな様のじきひつもんごんはよむに及ばぬ、此小とらをやうしにもらふ上は、たとへじつの子がでけふ共、此小とらをそうれうに立ふ、せいじんののちいかやうの事が有ても、つとめほうこうなどにはかたくうちり申まじく候」

養子證文之事

ト見ユ男子養子ノ證文モ此ト大差ナシ諸人通用證文案書ニ一此何次郎當何年何才に相成候者、我等方江不通養子ニ貫請候處實正也、則爲御樽代金何程被下慥請取申候、然ル上は此後我等實子致出生候共、此何次郎を總領に相立家督相讓可申候、其外縱奉公ニ差出候共、見苦敷野郎奉公等決而爲致申間敷候、勿論此上ねだりケ間敷義一切申間敷候、爲後日養子一札如件

年號月日

請人 誰  
人主 誰

誰殿

トアルガ如シ

右證文ニ樽代ト稱スルハ養子ノ持參金即チ敷銀(土産銀)ナリ唯樂軒作立身大福帳卷二(思ひの念は身體のたれの段)ニ

により、三倉屋の三男松之介を養子に望みしかば、早速同心して金子百兩乳母一人相添て遣しける所に、此松之介十一歳の時徳左衛門女房二十年の馴染に、思ひがけなく懐胎して男子を産り、終殘の初物なりとて、夫婦寵愛かぎりなかりしに、女房常々思ふに、養子松之介なくば、今出生の子總領たるべきに、はやまりて家の嫡子次男になしぬる事はいなしと、悔しき色外にあらはるゝに付ては、自然と松之介に疎遠になり……彦九郎(三倉屋)夫婦内談して、我人の情欲かはる事あるまじき世界のならひ、いかさま養子と實子とならべては、いつくしみ實子にはまさるべからず、これ無理にはあらず、それにつけては、代々の家督を實子をさし置養子にゆづる事心よかるまじ、義理を思へば今松之介をかへさんとはいひ難かるべし、取かへしたる上は相應の事あるまじき物にあらずと、大川屋徳左衛門にひそかに取戻し申べき相談いたしかけぬるに、徳左衛門大きに立腹して、たゞ養子に貫ひ惣領に立し上は、たとへ實子十人二十人出生したればとて不深切の儀毛頭これなし、今實子あれば、それがし思案もかはるべきと思はれしと見へたりとて、無興せしかば云々』



ト云ヘリ地方公裁録(徳川禁令考一 帙四三九頁)ニ「養子極置實子出生とい

ふとも、實子跡式不繼之」律令要略ニ「父養子致跡式於極置ハ、雖爲實子跡式不爲續之」トアル規定ト對照スベシ

養子ハ惣領トシテ養家ヲ相續スルノ權利ヲ有スルモ、養子ノ場合ニハ往々養子ハ家名ノミヲ相續シ、遺産ニ至テハ家女コレヲ相續スルコトアリ涼花堂斧磨作當世誰が身の上卷之四(堅事九十六の百姓の段)ニ

「かくて年月を経て彼家督名跡をゆづる時、兄が家は男子にて嫁むかへたれば別條なく、二男三男が家は女子なれば外より智を入たるに、二家ともにこの名代にして諸式ゆづり、若不縁ならば身體二つにわけ取て別るべしとの、書置に、夫婦納待の判させて、家財半分は初めより智引出物との約束也、むこは忝く娘は萬大事にかけて、其家富さかへけり、今比地下の養子入智みな娘に譲りて、すこしにても女の心に入らざれば、其まゝ追出し、子ある中は生甲斐もなき男の胸をさすり暮し、追從輕薄をいひならべ、下人にとりたるおほきに、それはいゑの滅亡と見て、むすめに跡をゆづらず智を大切に仕たる事、めづらしき親心と、世の取沙汰に合けり」

トアルガ如シ凡ソ此等ノ諸文智養子ノ場合ニ於ケル家相續人ヲ記スルヤ養子ナルガ如ク家女ナルガ如ク何レモ甚ダ曖昧模糊タル筆法ニ出ヅル所以ノモノハ當時家名ノミヲ養子ニ續ガシメ財産ニ至テハ家女ニ讓ルノ風一般ナリシガ爲メナラズンバアラズ猶近松門左衛門作重井筒上之卷ニテ紺屋ノ入智徳兵衛ノ偽女房ガ詞ニ

「これは先ア、御懇親な、尤も家も商賣も、私の物とは申しながら、子な産した中なれば、最う今では屋財家財皆主の物で御座りまする」

トアル文參照スベシ時トシテハ養父ガ其跡式ヲ娘一人ニ與フル代リニ娘ト智養子トノ兩人ニ對シテ共同ニ讓與セル事例アリ遺言ノ段ニ引用セル緋縮緬卯月の紅葉二十二社巡りの段ヲ見ルベシ

徳川幕府法ニテハ養子ヲナストキハ町内ニ對シテコレガ「弘め」ヲ爲スコトヲ必要トセリ雨滴庵松林作風流夢浮橋(元禄十一年)卷六第一段ニ

「よしや浮世は夢のうち、きのふとくれけふと暮して、はや古手屋に二とせをおくり、諸事を律義に勤けるゆゑ孫兵衛の氣に入、むかしを尋ればよしある者、兎角彌兵衛を養子にして、跡式をもわたしうらざしきに引込

トアルニテ知ルベシ去レバ智養子家相續ノ場合ニハ或ハ家女ガ跡ヲ取ルモノト見或ハ家女ガ家ヲ相續スルモノト解シ或ハ又夫婦ガ共同シテ家督ヲ受クルモノト見ルノ思想ナキニアラズ近松門左衛門作戀八卦柱曆中之卷ニ

「道順ふかくの涙にくれ、道順がみらいもはやした、ひとり娘の事なれば智を取て、家をつがする筈なれど近年諸國の銀もすまず、家屋敷をも人手に預けるひつそくの身、此跡を娘に渡し、苦らうさするかわひさに一代切に家を捨、よめりさせた親心」

神澤貞幹著翁草卷三(密夫非密 夫の段)ニ

「男は智養子に行て不縁なるとき、其の家を立退ところ則離縁の證據なり、奚ぞ離縁の男より證據を求めん哉その所以は家女に其家を相續せんが爲に婿をとるの主意なれば、其家を離るゝは則相續せざるの證となれば、これ離縁狀に及ざるもの歟」

團水作武道張合大鑑(年代不詳)卷三、第一ニ

「第三にわたくし男に生れなば彌平太どの養子に及ばざる所を、口おしくも女には生れたれ共、此杉倉の家相續をいたすか致すまじきは、我等家督を請取からは分別次第に仕るに、誰か異議申人あらんや」

後の世の便をもとめんと、吉日をえらび町内への廣、さつさつのこゑにぎやかなうちにも、彌兵衛は堀江のかたへ、通ふ心のとげしなく云々」

トアル文並ニ遺言ノ段引ク所前記卯月の紅葉ヲ參照スベシ養子離縁ノ場合ニ於ケル持參金ノ運命ハ妻ノ持參金ト同様ニテ養家ノ申出ニヨリテ離縁スル時ハコレヲ實家ニ返還スベシ馬場文耕作近世江都著聞集(寶曆七年)卷四(白子屋一族亡の段)ニ

「所詮智又四郎、母御の心に不叶事あらば、是非に不及候まゝ、離縁いたさるべし、持參金の返還にせまり給は、爰こそ詮方もなき所なり、持屋敷を賣拂ひなりと致さるべし」

作者不詳諸國武道容氣(寛政八年)卷之二、第一ニ

「親子のあいさつ切もどし候、随分其元にて御養生あるべし、尤ゑんを切忠次郎もどし申うへは、持參銀返辨申等なれ共、此方ゑ參り悪性狂につかひすてたる金子二十兩餘り、此度の病氣に拾兩あまりの人參又は藥料かれ是算用仕れば二三百匁拙者方へまいれ共、其段は今日迄親子のむすび仕たるよしやうと存ながし候」

ナドアルニテ知ルベシ但養子方ヨリ離縁ヲ申出又ハ養子ニ過失アリテ離縁サレタルトキハ此限ニアラズ前記近世江都



「扱右のたくみは菊に少し疵付させて、又四郎と菊と心中なりといひふらして又四郎に浮名を立させ、世間のならぬやうに拵へ離縁して、持參の金子不返して仕廻ふべき手段也」

諸國武道容氣卷之二、第二ニ

「扱くあの忠兵衛のわう道もの、又しては養子を、難を付て追出し、敷銀をよこにねてあきなひのものと手にする事、たゞ取山のほとゞぎす」

トアルガ如シ養子ノ諸道具モ亦タ離縁ノ時ハコレヲ還付スルモノトス自笑其積合作往昔驗今出話善惡身持扇享保十下之卷、第一ニ

「つゝに聲を追してのけられぬ、娘は狂亂のごとく悲しみなげ、ど、色遊びとはちがひ、どふした血くさい事を出かし、一門一家まで難儀にあはふかも知れず、娘が思ひ死すればとて、家にはかへられぬと誰いふても聞入なく、聲の道具まで親元へ送つて仕まはれぬ」

トアルハンノ一例ナリ猶養子持參金諸道具ニ就テハ廳政談律令要略ヲ參照スベシ

養子離縁ノ時子ノ歸屬ニ就テハ寛保以前ノ制ニテハ「男

八年十月小笠原相模守家來々「娘江賀養子仕孫女出生之上右養子不縁に而養父及離縁候得は、養子ハ娘江之離縁狀不取置候共夫婦之縁切れ候義に御座候哉」トノ問合ニ對シ御目付(?)ノ回答ハ「書面賀養子及離縁候得は夫婦之縁切れ候義勿論之事と被存候」ト云ヘリコハ侍階級ノ制ナレドモ翁草同上ニ見エタル享保年間ノ紀事ト符合スル所アレバ平民間ニテモ同様ナリシト解シテ可ナリ

(二十) 親 權

父母ハ子ヲ懲戒スルノ權利ヲ有ス、西澤與四作風流今平家元禄十五六之卷、第二ニ

「入道耳にいれず、親が子をくゝりせつかんするに誰何といはん、汝等がしる事にあらず」

トアルハンノ一例ナリ

父母ガ子ヲ勘當スルコトモ亦ソノ懲戒權ノ行使ナリ此勘當ハ通常久離(舊里)ト混同サル例ヘバ昔專助作紙子仕立兩面鑑大手筋萬屋の段ニ

「心にかゝるは其方の身持放埒、けふは勘當あすは久離と親父の立腹」

トアルガ如シ然レトモ法律上兩者ハ全く別種ノ觀念ニシテ久離ハ兄姉ヨリ弟妹ニ又ハ伯叔ヨリ甥姪ニ對シ又ハ親ヨリ

子ハ父ニ女子ハ母ニ從フノ原則ニ據レリ廳政談ニ「一賀養子離縁之上、出生之男子は夫之方江可引取、引出物は相互に返させる也」律令要略ニ「賀養子離縁之上は、出生之男子は賀之方江可引取、引手物等は相互に可返之」トアルモノ之ナリ然ルニ此原則モ其後何時シカ改マリ「男女共父ニ從フ」ノ法トナレリ即親縁諸格第十六條文化十一年五月松平伊豆守ヨリ御勝手ヘノ伺書ニ對スル回答ニ「賀養子を差戻し候は、男女之子供は養子可連歸事に候、乍然熟談次第養子之方に差置候は、男子は養家ニ而者他へ養子之取組等不相成候」諸例撰要卷七第三十條天保五年七月問合ノ附札ニ「書面之通りは賀養子離縁之上は出生之子養子方え可連歸事に候得共、双方熟談之上留置之義は勝手次第之事と存候、但留置候義男女に而差別無之候得共、男子之儀は養子等に差遣候義難成事と被存候」トアルガ如シ

賀養子ガ離縁サレタル場合ニ妻トノ夫婦關係ハ當然解銷スルヤ若シクハ離別狀ノ受領ヲ待テ初メテ斷絶スルモノナリヤノ問題ハ徳川時代實際ニ屢起レル難問ナリシコト翁草卷三(密夫非密)ニ「今も民間には養子不縁の、ち良もすれば離縁狀の出入六かし事なり」ト云ヘルニテ察スベシ幕府法ニテハ此場合離別狀ヲ必要トセズ條々問答第百八條文化

出奔セル子ニ對シテ爲ス親族關係斷絶ノ言渡ニシテモト親族關係ニ因ル連帶責任ヲ免カル、ノ手段ナルニ反シ勘當ハ父母ガ子ニ師匠ガ弟子ニ對シテ申渡ス親子又ハ師弟ノ關係斷絶ニシテモト懲戒的放逐(追出、追失)ノ意味ヲ有スル行爲ナリ(地方凡例錄卷七參照)

親ガ子ヲ勘當シタルトキハ此ニ親子ノ關係ハ斷絶ス從テ兩者ハ互ニ血族關係ニ起因スル連帶責任ヲ免カル、ニ至ル西澤一風等作并筒源六戀寒晒(享保八年)上之卷ニ

「ヤアそこつなり伴之丞、世忤一人有たれ共、勘當したればあかの他人、見て見しらぬ、見しつて武士が立物かと、氣をはり弓のつるゝとに、ひかれて母もよりつかず」

竹本三郎兵衛等作艶容姿舞衣鹽町の段ニ

「其又七生迄勘當した半七が替りにこなたは、何て繩かゝつた、ヤア、サア半七とは親でも子でもないこなたがけふ代官所で、何の爲に縛られて戻らしやつたと」  
「思へば、不孝者、よい時に勘當さしやつて、親に難義のかいらぬは、まだ此上の仕合せと思ふたは他人の了簡」

近松半二作京羽二重娘氣質第五冊目ニ



「あさつが片手に硯箱サア新平殿、言しやる通り去れませう、極の暇の状書いてさつぱり暇下されと、硯を側に奥よりも、悴新平勘當ぢや、久離切つたと出づる母何私を勘當とな、ヲ、委細は皆聞いた、人を殺す横道者、我子と言はば此母にもどんな難儀が掛らうやら、親子の縁を切つたれば、親に繋る首綱は無い」  
ナドアルニテ知ルベシ

勘當ハ町中五人組へ届ケ勘當帳ニ記載スルコトヲ方式トス其積作世間息子氣質一之卷、第一「親の手に餘ると勘當帳に附けて舊里さる」同人作世間娘氣質五之卷、第一「今ははや異見も盡きて、外さま沙汰になつて、勘當帳に付て追失ひ」同書四之卷、第二「又例なき娘として親一門見限りはて、衣裳をはいで一重紙子に着替させ、勘當帳に迄つて、舊離切て追出しければ」同人作商人軍配團三之卷、第一「何共手に合ひ難く、持餘し候へば勘當の御帳につけて追拂申と、五人組迄届け御断申上げ、宗三郎を追出しぬれば」トアルガ如シ

右ノ手續ヲ踏ムコトナキ單純ナル勘當ヲ内證勘當ト云フ自笑作風流曲三味線一之卷、第二「あきれて何の異見もなく五年以前に内證勘當して何處へか追失はれ、次の弟半内に

を勘當してから、其翌年此新兵衛が出生して四十過ぎて始めての子、日々に可愛い程追失ふた養子が事が思出され」トアルモ同一ナリ尙風流夢浮橋卷六第一段ヲ参照スベシ

勘當ハコレヲ取消スコトヲ得所謂勘當ノ宥免ナリ從テ濫用ノ弊ナキニアラズ自笑其笑合作今昔出生扇卷二、第一「さりながら我子と思ふ心安き分別より、少の事にも勘當」と組中の役害一家の世話に成物ぞかし、我子の悪事を世間へ弘めるも同じ事にて、月の内に貳度も三度も町勘當して人の世話に成りながら、いつの間にから勘當宥して嫁を入れ、隠居して居るおやぢも世間に多し、勘當するも早く宥す事も又早し」

トアルヲ見テ察スベシ  
父ガ勘當セシ子ヲ父ノ没後母ガ宥免スルコトヲ得ルカ父ノ遺志ガ分明ナルトキハ言フ迄モナシ紀の上太郎作系櫻本町育淺草の段並ニ第四段ニテ中根屋ノ母妙閑ハ亡夫ガ勘當セル一子綱五郎ヲソノ遺言ニ依テ宥恕セリ反之亡夫ノ意思不明ナル場合ニハ近松門左衛門作夕霧阿波鳴渡(寶永七年)下の卷相の山の段ニ

「これ〱扇屋殿、我々は藤屋伊左衛門様の御老母藤屋妙順様よりのお使、伊左衛門様は父御の御勘當、今は

家を譲り「自笑其積作傾城歌三味線(享保十一年)五之卷、第三「度々内證勘當したは、世間への言譯、一夫でも悪性やまぬゆゑに、是非に及ばず表向へ出して舊里を切つたも、此新右衛門が本心から出た事ではござらぬ」ナドアルモノ之ナリ前記其積作世間娘氣質卷五、第二ニハ「衣裳をはいで一重紙子に着替させ」娘ヲ勘當セシコトヲ記セリ此衣裳の着替ハ必シモ勘當ノ總テノ場合ニ行ハレタルモノニアラザルコトハ相續ノ段ニ引用スル子孫大黒柱卷五、第二ニ「そのざより着のまゝにて追いだされぬ」トアルニ依テ明カナレドモ古クヨリ傳ヘタル勘當ノ方式ニシテ而モ最モ廣ク行ハレタル慣習ナルモノ、如シ川柳ニ「わんぼうを脱ぎおろうさと朝がへり」(柳多留)トアルわんぼうハ襦袢ノ訛音ナリト云ヘバコハ憤怒ニ耐ヘヌ親父ガ道樂子息ノ朝歸リヲ待テ温服ヲ一重紙子ニ着替サセテ家ヲ追出ス意ヲ寓セシモノナルベク又「着かやれといへばわんぼう脱ぎ居らう」(同書十)トアルモ同意味ノ句ナレド「着かやれ」ハ母親ノ言葉父ノ一轍ナルニ對シ母ノ心情ヲ寫得テ巧ナリト云フベシ  
侍階級ニテハ養子ハコレヲ勘當スルコト能ハザリシモ庶民階級ニテハ其例アリシト見ユ前記世間娘氣質五之卷第一ノ勘當モ養子又タ前記傾城歌三味線五之卷、第三ニ「養子

紙衣姿の勘當息子

元文四年 西川祐信畫 繪本池の心



柳句に曰く  
「おいとしいれえと勘當させた奴」  
「近邊にからまつて居て母を刺ぎ」  
「チト内へめぐるべいと息子いひ」



此世に亡き人なれば、お袋様の我儘に勘當御免はな  
り難し、夕霧様には御一子まである事、嫁御孫御に勘當  
はなし、藤屋妙順が嫁を廊の内にて殺されず、一時な  
りとも廊を出し、外にて往生させましたいとお願ひ  
トアルガ如クソノ許否ハ母ノ責任ニ關ス恐ラク此ノ場合親  
族一同ト協議ヲ遂ゲテ決定スルヲ慣例トセシナラン

右文ニテ勘當ノ効果ハ勘當ヲ受ケタルモノ、妻子ニ及バ  
ザルコト明ラカナリ然レドモソノ妻ニ子ナキトキハ通常舅  
去ニ離縁シ實家へ還ラシメタルニ似タリ世間娘氣質五之卷  
第一ニ『連合勘當せらるゝ上は、是非におよばぬ首尾なれ  
ば、歸るまい共いはれず』トアルニテ推知シ得ベシ

母ハ父ノ死後ニ於テハ子ヲ勘當スル權利ヲ有ス前記糸櫻  
本町育第四段ニ

『後打見やり綱五郎、母の傍へさし寄て、ヤコレ母者人  
ちと無心があるが聞て下さりませぬかい、ヲ、あの人  
としたことが、親子の中に無心とは何事じや、いや外  
のことでもない此綱五郎、又勘當がしてほしい、ヤア  
何といやる綱五郎、尤若氣の廊通、死しやつた親父殿  
の堅い氣で、勘當をさつしやつたも、本の鹽踏すため  
追出した其後で、母が案じは幾世の思ひ、五年六年泣

ケル來世ノ觀念ト相結合シテソノ根底ヲ固メ傳ヘテ以テ德  
川時代ニ及ベリ

我國上代氏ニ氏上アリテ氏人ヲ統ベ家ニ家長アリテ家族  
ヲ率ユ此氏人家長ノ地位ト權利トハ子孫嫡々相傳ヘ相受ク  
ルヲ常トセシ爲メ何時シカ家督相續ナル觀念ヲ發生セシメ  
タリ此觀念モ亦中世武人階級ノ間ニ於テ更ニ特別ノ發達ヲ  
ナシ傳ヘテ以テ德川時代ニ及ベリ

私有財産制ガ認メラル、ヤ早晚遺産相續ノ制度ガ發達ス  
ベキコト自然ノ徑路ナリ我最古ノ制ハ知ルニ由ナキモ大寶  
令ハ明ラカニ繼嗣ノ外ニ遺財相續ノ制ヲ認メタリ此遺財相  
續ハ中世不動産ガ特ニ重視サル、ニ及ビ遺跡相續、跡式相  
續、跡目相續若シクハ名字相續ト結合シテ名跡相續ノ觀念  
トナリ傳ヘテ以テ德川時代ニ至レリ

德川時代ニ於ケル相續ノ觀念ハ斯ノ如キ起源ト性質トヲ  
異ニスル家名相續、祭祀相續、家督相續及ビ跡式相續ナル  
四種ノ觀念ノ結合ナリ去レバ德川時代ニ於テハ家名相續ト  
云ヒ名字相續ト云ヒ家相續ト云ヒ家督相續ト云ヒ遺跡相續  
ト云ヒ跡式相續ト云ヒ跡目相續ト云ヒ將又タ位牌所ヲ立ツ  
ルト云ヘル語ハ普通ノ用語トシテハ全然同一觀念同一意義  
ニ使用サレタリ菅專助作伊達娘戀緋鹿子二の卷ニ

暮し、漸と尋合ひ、勘當赦して間もないに、又勘當し  
てくれとは、氣が違ふたか綱五郎、アいや氣も違はね  
ども、本のたとへにいふ通り、乞食三日すると忘れ  
ぬと、勘當赦されて内へ戻つて其氣づまり、もうく  
商賣がうるそうて、内に居ることがいやで、マ、第一  
こなたの顔見る事が真から底からとんといやじや……  
やイ罰あたりの不孝者め、是程に思ふ此母に何か不足  
で其様な、愛想づかしをよういふな、モウくんとんと  
思ひ切た、望の通り勘當する出て行きやれ』

(廿一) 相續

トアリ尙前掲京羽二重娘氣質第五冊目ノ文參照スベシ  
(第一)相續ノ觀念 德川時代ニ於ケル相續ノ觀念ハ前代  
ヨリ傳來セル諸種ノ相異ナレル思想ノ結晶ニシテ單一ナル  
觀念ニアラズ  
予ハ曾テ日本最古ノ相續ハ祖名相續ノ觀念ナル事ヲ論明  
セリ(國家學會雜誌第一  
二十六卷第六號)此祖名相續ハ中世ニハ家名相續、名字相  
續若シクハ家相續ノ觀念トナリ傳ヘテ以テ德川時代ニ至レ  
リ  
儒教ノ渡來ト共ニ所謂祭祀相續ノ觀念ハ支那ヨリ輸入サ  
レタリ此思想ハ此國固有ノ祖先崇拜ナル思想及ビ佛教ニ於

『此度御赦免有る間急ぎ吉三郎を呼返し、末々は安森の  
名跡を繼せと有る殿の御意、有りがたくお請有れ、上  
使の趣斯の通りと述べければ……跡伏拜み女房も町、案  
じに案じた上使のお入、若やお前の身の上かと幾瀬の  
思ひ、吉三郎が勘氣もゆり、安森の家を繼せいと是有  
難い御前の御意』  
同上六の卷ニ

『元おれは上方者、若氣の至りで江戸へ欠落、縁でかな  
此家へ男奉公、先久兵衛様の氣に入つて今の噂は家の  
娘、娶合して跡式を譲れ二代目の此久兵衛、其おれが  
代に成て數年仕似せの八百屋を仕まひ、位牌所を潰し  
ては先久兵衛様へ立ぬ計りか、女房ながら主の娘を路  
頭に立ては、世間へどふも云譯がない』

松貫四作戀娘昔八丈(安永四年)城木屋の段ニ

『それからほうく流浪の中、縁でがな此家へ手代奉公  
前の親旦那が不便をくはへて下さつて……幸ひ娘にわ  
れを娶合し、此家督を譲る程に、随分商ひ精出して位  
牌所を潰さぬやふに、又娘が事頼むぞよと、他人のお  
れに身上を、ぼつかりとくださつた大恩』  
紀海音作笠屋三勝二十五年忌上の卷ニ



「聞は此程親人が一門中を呼集め、ども思ふても半七めは、焼ねばなをらぬ浮氣者、追出したこそ幸いなれ、嫁にたまかな入縁を取、此苗跡を繼そようと、談合あつたを悦んで」

「半七めを追出したと必他人にしらしやんな、どもで後には呼戻し我家督をゆづるやつ」

糸井鳳助作所縁の藤浪(安政六年)初編、第一回ニ

「丹六が姉むすめのおりさに聲を取て家督とせんと、其評議に決着しける所に、丹六存生のうちよりめしつかひし手代に喜代七といふは盛年二十七歳……親類の中より、此もの見ところあり、おりさに娶せ家名を嗣せんこと、永久の基礎ならんとすむるものあるによりて」

山東京山作(當世男)女之鏡、教草女房形氣十六之卷下、第九回ニ

「私事町人の家督望みこれなく候、家名は弟錢藏を以て御立て下さるべく候」

鼻山人作(藤)花街壽々女(文政九年)中卷(身の上の段)ニ

「親に代りてこの伯父が勸當じや、此身代を潰しては先祖に對して申譯なし、吾乙娘に聲とつて、家名を永く相續させん」

笠亭仙果作油丁製菜種黃表紙ニ

「衰へたる家ながら名跡の立行きて、先祖の祭りの連綿と絶えざらん事を祈る者なり」

「最早否やがつても餘十郎に家を繼がせて、代々の位牌の傳守をさせねば成らぬと、一轍に言はるゝゆゑ」

柳亭種彦作正本製九編(天保二年)ニ

「隱居の願と存すれ共、家を讓子が御座らぬれば迎、又他人に野上の家督を嗣せんも口惜う存ずる故、其許へ上置たるアノ久松を取戻し、直様國へ連歸り名跡を立させたまは」

團水作武道張合大鑑卷三、第一ニ

「家來に討れたるからは、最早杉倉の家はたとへ次男ありとも、跡目立がたく長く二字斷絶に及ぶ段、是非なき仕合、先祖に對し本意失ふのみならず、耻辱の名を流す所、餘りに無念に存ずれば、彌平太は頓死の申立にて、公儀を相濟まし申さば、當分の耻なく、事により家も相續申べく存ずるはいかに、と語り出せば」

本朝藤陰比事卷三(明て悔しき家)ニ

「地頭双方を召出され、後家に仰付られしは、藤兵衛相果しうへは一子藤六に名跡を繼せ、家業油断なく申つ

け……其方後見をかたくして家を相續すべき所に、さ

はなくして……向後さやうの心底をあらため、親子むつまじく愛禮を致し、跡職相續仕れと仰渡されければ」

其他並木丈輔作萬屋助六二代掃(享保二年)中の卷「總領じやとてひこをとり、おはい所を立さすと」若竹笛躬等作(おぼつ)會根崎模様(寶曆十一年)柳の馬場の段ニ「後々おれが子分にして片岡の苗字を譲らんと思ふたに」鼻山人作花街壽々女下卷(浮世はな)

「幸介夫婦は本宅に至りて家名相續致すべしとの差圖に隨ひ」尾上梅幸作枝珊瑚京打笄(文政十年)後編「何卒家名相續させんと思ひし事もアラ口惜し」其笑瑞笑合作世間長者容氣二之卷、第三「汝此金を以て家名を相續すべしと小さき家を構へ、吾妻もろとも隱居分となり」等ノ諸例ヲ見テ此

等各種名目ガ全然同意義ヲ示スノ語ナルコトヲ看取スベシ  
右ニ例示セル諸種ノ相續ハコレヲソノ本源ニ溯テ論ズル  
トキハ家名相續、祭祀相續、家督相續、並ニ跡式相續ノ四種觀念ニ過ギザルコトハ前述ノ如シ然レドモ更ニ一步ヲ進メテ論ズルトキハ此中家督相續ハ徳川時代ニ於テハ最早家長權相續ノ意味ニアラズシテ全ク遺跡相續又ハ跡目相續ト同一ノ觀念ナルコトヲ知ルベシ先ヅ侍階級ノ用語ニ就テ考フルニ此ニテ家督ト云フハ客觀的ノ意味ニ於テハ全ク一家

ニ屬スル秩祿知行ノ意ニ外ナラズ其第一證ハ遺變留諸向問答之部文政十一年正月十六日奥御右筆片山鎌吉ヨリ問合ニ

「一父隱居家督  
一父死後跡目  
右之通稱候處、萬石以上御目見以下ニ而差別有之候哉之事」

トアリテソノ附札ニ  
「御書面ニケ條目、萬石以上は遺領之唱與存候、其外御書面之通差別有之間敷存候」

トアルコト之ナリ以テ知ルベシ徳川時代侍階級ニテ家督ト云フハ事實ニ於テハ跡目(萬石以下)又ハ遺領(萬石以上)ト全然同義ニシテ唯ダ父ノ隱居ト死去トニ依テソノ稱ヲ異ニスルモノニ過ギザルコトヲ其第二證ハ徳川幕府ガ發スル削封改易等ノ公文ニ「一田沼主殿頭儀、勤役中不正之取計共有之ニ付……此度二萬七千石御取上、隱居被仰付候……嫡孫龍助江爲ニシテ家督ト一萬石被下置……」(寶曆現來集卷之十七)「一越前守嫡子水野金五郎江被仰渡書、其方父越前守、勤役中不正之取計共有之候に付、隱居被仰付……其方江爲ニシテ家督ト一萬石被下置……」(天弘錄卷之一)トアルガ如ク家督ノ内容ヲ示スニ遺領跡式ト同様石高ヲ以テセルコト之ナリ此等家督ノ語ハ當ニ此ノ如ク解ス



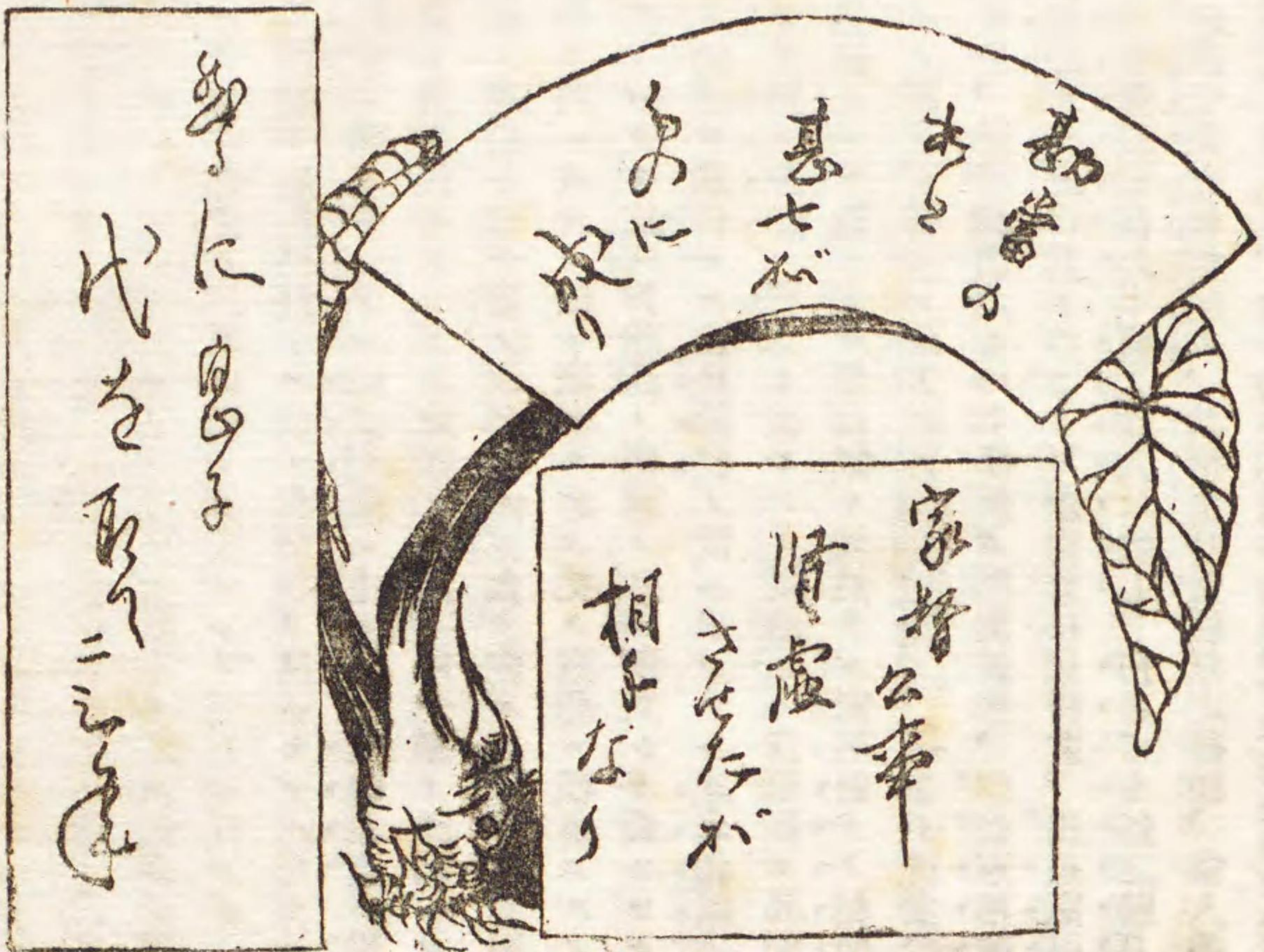
ベキコトハ神澤貞幹ノ翁草卷百九ニ右田沼事件ニ關スル書付ヲ掲ゲ且ツ附記シテ『田沼氏被仰渡之御書付には、龍助へ新地一萬石被下と有り、白川侯演説の趣は家督一萬石被下と有、兩様奈何可追考』ト云ヘルニテ聊モ争フ可ラズ其第三證ハ博覽強識ノ天野信景翁(享保十一年歿)ガソノ有名ナル隨筆鹽尻卷之九十二ニ於テ『督の字は倡ひて促催する義也、督過責る也督戰卒を責るなり將を云、亦家の長子を家督といふも家内を率ひ倡ひて責催す職分ある故の稱なり、然るに我國近世の俗語父の跡を相續するを家督といふは誤りなりとぞ』ト記セルコト之ナリ以テ知ルベシ德川時代ニ家督ト云フハ遺跡、跡式、跡目ヲ相續スルコトニ外ナラズシテ何等家長權ノ相續ト相渉ルノ觀念ニアラザルコトヲソレノ如ク三證俱ニ舉ル今ヤ何人モ德川時代ニ於ケル家督ナル語ノ事實上遺跡、跡目ト全然同意義ナルコトヲ否定スルコト能ハザルベシ但シ家督(跡式)相續人ヲ指シテ直チニ家督ト呼ビシコトハ德川時代ニテモ同一ナリ而モコトハ跡目相續人ヲ跡目、跡式相續人ヲ跡式ト稱スルモノト何等別ナキナリ

の妻を弟にあたへて、甥を養子にするもあり、これはみな義をおもはずして金銀家督を本とする故なり』龜友作當世銀持氣質卷之一、第一ニ「長者二代なしといふたとへれど、家賃計つかふて仕廻ふてからが、残つた家屋敷と有銀て十代や二十代は暮される家督」西鶴作好色二代男卷之六(登まで)ニ「其頃菊屋とて引込入道二千貫の家督はありなから」本朝藤陰比事卷七(女の不貞は世の界の拂物の段)ニ「惣じて養子の金銀持參するは、養父の方に家屋敷が落着きたる家督を的にして、敷銀持參すると見へたり」其積作商人軍配團四之卷、第三ニ「惣じて店は年敷を経て古きが家督なり」西鶴作日本永代藏卷之一(世は欲の入れ仕合の段)ニ「今時の後家立るは、其死跡に過分の金銀家督ありて、欲より女の親類異見して云々」賣ト先生安樂傳授(寛政八年)「われ先年關東へまかりて、箱根山をこす時に、荷物持やかごかきがかげ聲に『かんにん寶じや、正直家督じや、辛抱銀じやぞ、短氣は損氣じや、覺悟が大事じや、覺悟が大事じやぞ』と申せしを一人感心いたせしなり」ナド何レカ家産遺財ノ義ナラザル

此ノ如ク德川時代家督ナル語ハ武士ノ間ニアツテモ平民ノ間ニアツテモ事實上遺跡又ハ跡式ノ意味ニ外ナラズトセバ當時ノ相續ハソノ實家名相續、祭祀相續及ビ跡式相續ナ

相續の柳句

新畫



ル三種相續ノ結合ナリト云フコトヲ得ベシコレ管ニ吾輩ノ推論ノ然ラシムル所ナルノミナラズ當時ノ人々ノ明白ニ自覺シタル所ノモノナリ乞フ左ノ貴重ナル古文書(近江坂田郡志上六〇一號文書)ヲ見ヨ

讓申屋敷之事

(中略)

右ニケ所堀敷□永代讓申所實也、未々至迄唯一人傳へ可申之事

一持拂堂皆具讓申候能安置可致事

一井關名字讓り申事

右之趣若脇々何角申者於在之者、此狀可被見候、爲其一札如此候

寛文四年

辰ノ三月二十二日

井關次郎三郎

内儀

京都烏丸大納言内證人

水谷織部

七條村 井關彌兵衛との

參る

德川時代ニ於ケル相續ノ觀念ハ家名相續、祭祀相續及ビ



跡式相續ナル三種觀念ノ結合ナルコトハ今ヤ争フベカラザル事實トナレリ然レドモ此三者ハ決シテ互ニ對等ノ意味ヲ以テ相結合スルモノニアラズ其間ニ自カラ本末輕重ノ差別アルヲ見ル然ラバ三者ノ何レガ主ニシテ何レガ從タルカコトハ侍階級ト庶民階級トニ依テ其解答ヲ異ニセザル可ラズ侍階級ノ間ニアツテハ跡式相續ハ主ニシテ家名相續ハ從タリ蓋シ封建法ニアツテハ家祿ノ取上ハ即チ家ノ斷絶ニシテ家祿ノ再給ハ即チ家ノ再興ナルガ如ク家ハ終始ソノ封祿ト運命ヲ共ニスルガ故ニ家名モ亦タ從テ家祿ニ從屬スルノ形ヲ成セバナリ反之封建法ノ影響ノ外ニ獨立シテ最モヨク古來ノ制度ヲ承傳セル庶民階級ノ間ニアツテハ家名相續ハ主ニシテ跡式相續ハ從タリ去レバ此階級ニハ侍階級ニ其類例ヲ見出スコト能ハザル遺產無キ純然タル家名計リノ相續ナルモノ存在シ得ベシ地方圖書(德川禁令考ニ依テ四五頁)ニ「金子借主證人共相果、跡株相續之もの江掛候而願出候節、田畑家財讓請候相續人有之は其ものより可差出筋に候得共、田畑家財は不及申家屋敷迄外江質入書入に致し、何にても無之跡江名前計讓受罷在候相續人、其借金可受様無之候間、當人並證人共相果候上は、金子濟方不及沙汰積、吟味詰相伺可然事トアルガ如シ

民特有ノ心理ヲ誤解シ我固有法ノ歴史ヲ無視シタルノ説ト云フベシ

我國最古ノ家名相續ハ祖名相續ニ外ナラザリシコト前述ノ如シ德川時代ノ家名相續トハ如何ナルモノカ普通ノ意味ニ於テハ文字ノ示スガ如ク名字ノ相續ナルコト言フ迄モナシ然レドモ單ニ此意味ニ止マルト思ハニハ太早計ナリ近松門左衛門作長町女腹切(元禄十三年)下の卷ニテ半七ノ伯母ハ三代ニ祟ル信國ノヒ首ヲ左脇ニ突立テ、半七ヲ勵マシ「行末めだたふ出世して、親祖父名字をつぎや」ト云ヘリ「親祖父の名字をつぐ」！正ニコレ二千有餘年前ニ於ケル祖名相續ノ思想ニアラズヤ而モコレ稀有ノ例ニアラズ

作者不詳風流與竹男(寶永五年)卷五(理非目前主ニ從訴の段)ニ

「世に四恩あり、所謂王室恩國土恩父母恩衆生恩、是也中にも父母骨肉の恩は、須彌猶低く、蒼海よりも猶深し、きやうばうの中に入りて、今の山甚吉四百五十石の知行取、ひとりしてそだちしやうに思へ共、凡は父母の恩愛によらずや、殊には父祖の名字をつぎ其家を相續するを以孝の第一とすと、下山寸平の物語り」

若シ夫レ祭祀相續ニ至テハ侍階級ト庶民階級トヲ分タズ常ニ家名相續又ハ跡式相續ニ附隨スル觀念ニシテ德川時代ニ於テモ未ダ曾テ相續ノ主タル觀念ヲ占メタルコトナシ去レバ家名相續、名字相續ト云ヒ遺跡相續、跡目相續、跡式相續ト云ヒ或ハ兩者ガ結合シテ成レル名跡相續ナル熟語ハ侍庶民何レノ階級ニ於テモ常ニ使用サレタルニ反シ位牌所相續若シクハ祭祀相續ト云ヘルガ如キ名目ハ德川時代公私ノ用語トシテ絶エテ聞カザル所ナリ予ハ先キニ祖名相續ハ我國固有ノ思想ニシテ祭祀相續ハ支那傳來ノ思想ナルコトヲ主張セリ(國家學會雜誌同上參照)深ク我國民特有ノ人生觀ニソノ源ヲ發シタル祖名相續ノ觀念ガ二千有餘年後ニ至ル迄家名相續トシテ常ニ我國ニ於ケル相續ノ主要ナル觀念タルヲ失ハザリシニ反シ儒教ト共ニ支那ヨリ繼受サレタル祭祀相續ノ觀念ガヨク我國民ノ信仰ト融和シテ乖戾スル所ナカリシニ拘ハラズ常ニ我國ニ於ケル相續ノ從タル觀念ヲ成セルニ過ギザリシ事實ハ法制史家ノ多大ナル興味ヲ以テ考察スベキ現象ナラズンバアラズ學者或ハ我國ニ於ケル相續ノ根本觀念モ亦タ祭祀相續ノ思想ナリト説クモノアリコレ儒教思想ニ捕ハレタルノ偏見ニアラザレバ印度日耳曼法ノ幻影ニ迷ヘル謬論ニシテ我國

鶴屋南北作蝶鶴山崎踊第三段目ニ

「濡髪長五郎サア聊かの功に依つて、親どもの家名を其儘南與兵衛と改め、本地へ歸參の衣服大小……」

同上第五段目ニ

「放駒長吉「ばらしたと聞く長五郎……今宵の内に討つて捨て、所持する一軸奪取つて、二幅揃へて本領の安塔其時こそは養子親家名を南方十治兵衛」

「長五」アノ長吉が所持する一軸、不義に事寄せ斬て捨て一軸手に二幅對、龍虎揃へは本地へ歸參、此時こそは南與兵衛、改名なして先祖の名跡」

竹田出雲作双蝶々曲輪日記第六ニ

「奥から出る與次兵衛が、いつの間にかやつそりと頭丸めた法體姿……與五郎が惡事を引受、今からおらが與五郎入道、法名も付て置た釋の淨閑、息子めに名を讓て山崎與次兵衛」

菅專助作伊達娘戀緋鹿子二の卷ニ

「先久兵衛様の氣に入つて、今の唄は家の娘、妻合して跡式を讓れ、二代目の此久兵衛」

中村重助作近頃河原の達引揚屋の段ニ

「先喜左衛門殿死去の後、此あとしきを立かね、其ぼら



と家のひすめにめあはされ、我名もすぐに喜左衛門とあらためて」

菅專助作紙子仕立両面鑑大手筋萬屋の段ニ

「先助右衛門殿死去の後、後家は元來家の娘、此跡識を立兼ね其方を娶され、二代目の助右衛門と成立つたものが果報」

見ルベシ徳川時代ニ於テモ家名相續ヲ以テ父祖ノ名字ノ相續ナリト解スル二千餘年前ノ古代思想ガ猶歴然存在スルコトヲ彼ノ通稱若シクハ公儀名ノ如キモノノ起源ハ實ニ此ニ存スト言ハザル可ラズ

我日本ノ家族制度ハ家名相續ノ思想ヲ鍵鑰トナスコトニ據テ始メテ充分ニコレヲ理解スルコトヲ得ベキナリ例ヘバ廢家再興ノ如キ又タ分家新立ノ如キ何レモ此思想ニ胚胎スルモノニシテ彼ノ祭祀相續ト云ヘルガ如キ觀念ヲ以テハ到底コレガ満足ナル説明ヲナスコト能ハズ廢家再興ハ侍階級ノ間ニテハ斷絶セル家名ト家祿ト(名跡)ノ再興ナリ故ニ紀海音作新百人一首(元祿十一年)第三段ニテ「浪々」ノ後「主人を取り過分の知行」ヲ請ケタル小川帶刀ハ「某かよりに御扶持を得家名興す身となりしも、皆御夫婦の御高恩」ト云ヘリ反之庶民階級ニテハ單純ナル家名ノ再立ハ廢家ノ再興ナリ

實も梅に成候、名字は傳るといへ共、子孫絶候、此儀を不便に存同姓を養せ度候得共、合點不參、我物すきの様に存候と聞候、世上皆異姓之せんさく無之故也、然る上は我等も先唯今は世上なみに可申付(有斐餘亨之卷)ト云ヒ「世上なみ」ニ從テ異姓養子ヲ許スノ意ヲ洩セルハ流石ニ明君ノ名ニ負カズト雖モ「名字は傳るといへ共子孫絶候」ト云フニ至テハ正ニ儒教思想ニシテ我固有ノ思想ヨリ云ヘバ少將ガ寧ロ養子ノ第二目的トシテ重キヲ置カザリシ「名字」ノ相續コソソノ主タル目的ナリト云フベケレ幕府ヤ各藩ノ法令ガ常ニ同姓養子ヲ強ユルニ拘ハラズ世人ガ更ニ「合點不參」シテ好デ異姓養子ヲ求ムル所以ノモノハ却テ彼等ガ養子ノ眞ノ目的ガ家名ノ相續ニアルヲ自覺スルガ爲メニアラザルナキカ

徳川時代家督相續ノ名ハ存スルモノノ實ハ跡式相續ト異ナラザルコト前述ノ如シ蓋シ徳川時代ニハ家長權ナルモノハ存在セザレバナリ、家ノ當主ハ家名ヲ相續シタル結果トシテ家ノ維持者タリ家ノ代表者タル地位ヲ取得スコレ「家名相續」ヲ「家相續」ト云ヒ「家名相續人」ヲ「家相續人」若シクハ「家の跡繼」「家の根繼」ト云フ所以ナリ然レトモ家ノ當主ハ家族ニ對シテ所謂家長權ナルモノヲ行使スル事ナシモトヨリ彼ハ父トシテ親權ヲ行ヒ夫トシテ夫權ヲ行フ然レドモ

分家モ亦タ侍階級ニアツテハ家名ト家祿トノ分立(分知配當)ニシテ庶民階級ニアツテハ家名ト身代トノ分立ヲ意味シ手代等ニ家名ヲ分ケ譲リ身代ヲ仕分クルト同様家門ノ繁榮ト家名ノ永續トヲ目的トスルモノナリ團水作日本新永代藏卷之三(給仕益九年二十一年の奉公の段)ニ「され共商人の出世といふは左にあらず、随分商ひを仕廣げ手代數多使ひ、我家名を譲り身代を仕分るこそ誠なれ」同卷之五(傳授の段)ニ「都に數百軒の手代をしつけ、家名を譲りて家門廣く、目出度商人の格式」ナドアルヲ參照シベシ

養子ハコレヲ同姓ニ求ムベシトハ承祭ヲ相續ノ根本觀念トスル儒教ノ思想ニシテ我國人ニ對シテモ古クヨリ多少ノ感化ヲ及ボシ別シテ徳川時代ニハ養子ト先ヅ同姓ヲ盡シテ後コレヲ他姓ニ求ムベシトノ法令ノ屢下レルヲ見タリ然レドモ我日本固有ノ思想ヲ本トシテ論スルトキハ養子ハ實子ニ代テ家名ヲ相續スルノ任務ヲ有スルモノナルガ故ニ必ズシモ之ヲ同姓ニ求ムベシトノ理由ハ毫末モ存在スルコトナシ古ノ天皇皇后御嗣無ケレバ即チ諸國ニ部民ヲ置テ御名ヲ負ハシメ以テコレヲ萬代ニ傳ヘシメ給ヘルニアラズヤ(國學雜誌)池田新太郎少將光政ガ「異姓を養子に仕候は、譬へば桃之木の臺に梅を接たる同然也、臺が桃なりとても、花も

ソノ餘ノ家ニ在ル伯叔兄弟姊妹等所謂厄介者ニ對シテハ何等ノ權力ヲ行フコトナキモノトス羅馬ノ家長權ハ權力(Potestas)ニシテ日耳曼族ノ家長權ハ保護權(Mundium)ナリキ我徳川時代ニ家ノ當主ガ厄介者ニ對スル關係ハ權力ニアラズ保護ナリ權利ニアラズ道德的職分ナリ此保護タルヤ彼レガ家ノ代表者トシテ先祖ニ對シ血族ニ對シテ負フ所ノ倫理的任務ナリモト法律ノ干涉ノ外ニ獨立シ而モ法律上ノ義務ヨリモ更ニ強大ナル道德上ノ職分ナリモトヨリ當主ハ厄介者ヲ久離スルコトヲ得ル場合アリ然レドモ已ニ述べタルガ如ク久離ハ自己ヨリ「目下」ノモノニ對シテノミ爲スコトヲ得ベクシテ自己ヨリ「目上」ノモノ即伯叔父母等ニ對シテハ行フベカラズ況ンヤ久離ハ勘當ト異ナリ自己ノ家族ニアラザル親族ニ對シテモコレヲ爲スコトヲ妨グズコレ豈家長ガ家長トシテ有スル權利ナリト稱スルヲ得ンヤ當主ガ離縁ニ會ヘル兄弟姊妹ヲ自家ニ引取ルガ如キモ亦保護者ヲ失ヘル自己ノ舊家族ニ對シテ家ノ代表者トシテ彼ガ再ビ保護ヲ加フルノ思想ニ出ヅルモノニシテ家長權ノ如キ權利觀念ヲ以テシテハ説明スルコト能ハザル事項ニ屬ス

今日ノ民法ハ家族居住ノ指定、婚姻ノ承諾、離籍ノ言渡等三四ノ輕微ナル權利ヲ掲ゲテコレヲ戶主權ト名ヅケ戶主



權ト戸主ノ財産權トノ相續ヲ稱シテ家督相續ト云フ前古無類ノ新制度ト云フベシ

(第二)家名相續 德川時代ノ相續ニハ封建法ノ相續ト普通法ノ相續トノ二種アリ封建法ノ相續ハ侍階級ニ於ケル家祿(家封)ト家名トノ相續ニシテ普通法ノ相續ハ庶民階級ニ於ケル家名ト家産トノ相續ナリ普通法ニ於テ相續人が被相續人ノ家名ト遺産トヲ承繼スルハ彼等ノ相續權ナルニ反シ封建法ニ於テ相續人が被相續人ノ家祿ト家名トヲ承繼スルハ全ク事實上ノ相續ニシテ相續權ニハアラズ蓋シ封臣家士ノ家督(家祿家封)ハ被相續人ヨリ封主ニ「願出」封主ヨリ「家督被下」若シクハ「家督被仰付」ル、モノナレバナリ德川時代ニ於テ誰カ封主ニ對シ自ラ父ノ封祿ヲ相續スルノ權利アリト主張シ得タルモノアラシヤ去レバ封祿ノ承繼ハ事實ニ於テハ相續ナレドモ法律上ニ於テハ父ノ封祿ノ再給ニ外ナラズト云フベシ歐洲ニ於テモ封ノ相續權ガ認メラレタルハ第十一世紀以來ノコトニ屬シ夫迄ハ事實上ノ相續ニ過ギザリシコト我德川時代ノ制ト同一ナリ歐洲ニ於ケル封物相續權ノ發達ハ封主ノ權力ヲ著シク衰退セシメ封士ノ權ヲシテ甚ダ増大ナラシメタリ我德川時代ノ封建制ガ歐洲封建制ノ如ク地方分權ノ極弊ニ陥ルコトナクシテヨク強大ナ

ル中央權力ノ下ニ統御サレタル所以ハ全ク幕府ガ封祿ノ世襲權ヲ認メザリシガ爲メナラズンバアラズ德川時代ニ於ケル封建法上ノ相續ニ關シテハ予別ニ研究アリ故ニ以下ニ於テハ唯普通法上ノ相續ニ就テ述ブル所アルニ止マル而モコレニ關スル小説院本ノ材料ハ違漏多キガ故ニ以下ノ叙述モ亦不充分ノ點アルヲ免レシ

德川時代ニ法定ノ家名相續人ト稱スベキモノハ惣領男子ナリ

作者不詳雲州松江の鱸(年代不詳)卷上、第二ニ「されば子とても只二人、そなたは總領と生れたれども女の事なれば家督は弟彌七郎、これ世の大法なり」

登與島玉和軒作花雲佐倉曙宗五郎住家の段ニ「取分けて兄惣平年端行ねど惣領なれば、云ねど知れた此家のあとより」

紀山人作仇競今様櫛初編卷之中第三回ニ「梅太郎どのはおまへの惣領息子も大事の跡取ゆゑ、なか／＼貰ふ事もならず」

西澤與四作風流今平家十之卷、第一ニ「惣じて親の名跡は惣領の支配にて、自らが儘なれば、此度の出入もそち立にはかまはせぬ」

トアルガ如シ惣領男子ガ妾腹ニテ次男ガ本腹ナル場合ニ何レガ先順位ノ相續人タルベキカニ就テハ兩様ノ制アリソノ一ハ本腹長子ヲ以テ相續セシムルノ制ナリ京都所司代板倉氏新式目ニ「但外戚腹之子者、嫡子成共末子可相定」トアルハ此主義ニ據レルモノナリ反之ソノ二ハ本腹妾腹ノ別ナク長子ヲシテ相續セシムルノ制ナリ鼻山人作廊中餘城由佳里の梅三編卷之下、第五回ニ

「若し男子ならば惣領の事ゆへ妾腹の差別はない、家督をとらするが天下の掟」

又山東京傳作双蝶記(文化十年)卷之四、第十一ニテ「總領なれども妾腹」ノ餘字兵衛「弟なれども本妻の産給ひし子」ナル餘吾郎ヲ己ニ代ヘテ家督ニ立テントト父ニ乞フ然レドモ父ハ「總領をよき次男に家を續すべき理やある、これ順義にあらずとのたまいて、うけひき給はざりしゆゑ」トアリ

惣領ガ家名相續ノ重任ニ堪ヘザルカ又ハ父ノ意ニ叶ハザルトキハ父コレヲ退身セシメテ次男ヲ相續人ニ指定シ(指定相續人)或ハ又タ實子ヲ悉ク退身セシメテ他ヨリ養子ヲナシテ家督ヲ繼ガシムルコトヲ得實子ガ勸當サレ又ハ出奔シタル場合亦同シ西鶴作本朝櫻陰比事卷之五、第一ニ「總領は難病にて啞なれば世間を廢めさせ置しが云々」

其續作世間息子氣質二之卷、第一ニ

「惣じて、世間の大法なれば家の跡目は、惣領に繼すが極つたる事なれ共、身共が家督は次男重五郎に譲り、惣領重四郎は出家させて、一代樂に暮す程金銀を付けて、寺役のない寺の後住に遣はさんと、分別を固めしが、左様した時には、惣領は先腹故繼すべき親の跡を繼せず、今の鼻に目がくれ、弟に家を繼せたと、世間に評判あつては、其方は繼母の悪名を取り……離別さへすれば夫婦の者に難がなし、惣領が器量なき故代繼にならぬものであらうと、何の讚も附かずに濟む」

同上、第三ニテ或分限者三人ノ實子身持惡キ爲「舊里切」テ

「いとしや親父は歴々の男子三人持乍ら、跡目に立つべき者もなく、一家の中より養子をし三人共に見限つて近所へも寄せられねば」

トアリ又タ笠亭仙果作油丁菜種黃表紙ニ

「何を言ふにも此餘二兵衛、三人の子を持ちながら總領の餘五郎めは……際限もなき道樂者……見限つて三年前以前勸當して寄せ附す、扱て二人目の餘十郎……強ひて身上を渡して、隠居する工面相談にかゝりし所が、兄を逐ひ出し弟の家を取るは道に背くと一轍言ひ出し



是も去年家出して其後音も沙汰もなし、残るは此のお  
龜一人、差詰め此奴に婿を取り家相續をさせねばなら  
ぬ』

月尋堂作子孫大黒柱卷五、第二ニ

『時は極月廿七日ことの外雪ふりてさむさたえがたく、  
そばにつみかさねてありし右手をひとつ、尻のしたに  
しきけるを、親ども又見付て、大きに氣色を變じ、お  
のれはながく勘當なり、たとへ何ほど寒かればとて、  
勿體なくも商賣の古手を尻にしきける事、言語道斷の  
くせもの、その古手にておのれ今日を安樂にくらすに  
てはなきか、ものゝ冥加を知らぬ人間、役にたゝずめ  
とて、そのさより着のまゝにて追いだされぬ、一子な  
れば、やがて機嫌なをるべきとおもひしに、案にちが  
ひ、わたくしがためには従弟、親仁が爲に甥を養子に  
して家督を譲り給ひぬ』

トアルガ如シ此父ノ相續人指定權は甚ダ自由ナルモノナリ  
世間息子氣質四之卷、第二ニハ『世帯の掛引抜目のない親  
父』『三人持し子共が知恵を當つて見』『庶子なり其惣領に  
立此家を繼がせん』トテ三子ノ智恵試ヲナセシ後『有銀二  
千貫目を千貫目庶子の源八に材木商賣付けて本宅を譲り、

事、縦雖爲壯年於貞婦者、無異儀其家ニ可令居住、扱双方之  
親類並町人隣家致談合、任後家可然後夫相定、遺跡無斷絶  
様肝要也』ト見ユ月尋堂作今様二十四孝(寶永六年)卷三、第二ニ  
『こゝに大坂うつぼ町、金屋三右衛門頓死の後、此家の  
跡目なく、一門諸親類の内似合の養子を尋ねるに、か  
たつぎて相應る者もなし、折節家久しき手代存じ出し  
て申けるは、先旦那のげしやくばらにて此度御死去の  
三右衛門様にも種一つの弟御、堺北の端のぬか屋六兵  
衛と申方に御座候、そを呼入て金屋の跡目に御立なさ  
れなば、親旦那への御追悼と申し、御家のすじめと申  
し、愈御繁昌の瑞相と申しもあへず、諸親類何れもそ  
れよく』

トアルハ恐ラク前記第一第二ノ場合ニ該當スルモノナラン  
若シ被相續人ニ妻ナキ時ハ親族ハ協議ヲ以テ親族中ヨリ相  
續人ヲ選定スルモノトス此場合ニ於テ選定サルベキ親族ノ  
範圍並ビニ順位ニ就テハ一定ノ制規ナシ然レドモ血統ヲ重  
ズルガ故ニ死者ニ弟アレバ第一ニ弟ヲ選定スルコト普通ノ  
順序ナリ然レドモ弟ハ兄ノ家督ヲ當然相續スルノ權利ヲ有  
スルモノニアラズ我が固有法ハ直系親族間ノ相續ヲ知ルノ  
ミニ止マリ傍系親族ノ相續權ナルモノヲ認メズ此缺陷ヲ補

残る千貫目を惣領と次男におし割て五百貫宛に、外の屋敷  
を一ヶ所添へて與へられ』シカバ『末子源八は親の跡を踏  
まへ』テ家繁榮スルコトヲ記セリ

質卷之三、第一ニ

『弟の定五郎殿、今年二十五になられけるが近く別家さ  
するを止て、本家諸共に身代のこらずゆずり渡し、三  
ツにならるゝ娘の子を末にて代に立てもくれがしに頼  
み云々』

又夫婦養子ヲナシテ家督ヲ相續セシムル事ヲ得其積作世間  
娘氣質五之卷、第一ニハ養子ヲ勘當シ後へは日本橋の妹  
を夫婦呼入て家を立つる相談に極まり』妹夫婦を跡目  
にたつれば』トアリテ妹夫婦ヲ養子トセル例ヲ出セリ

被相續人ニ子孫ナク又養子ナクシテ死亡セルトキハソノ  
家名ハ妻コレヲ相續ス然レトモ妻ハ自カラ亡夫ノ家名相續  
人タル代リニ親族ト協議シテ(一)養子ヲナスカ(二)入夫ヲ  
取りテ亡夫ノ名跡ヲ繼ガシムルコトヲ得ベシ明暦元年十月  
十三日江戸町中定(徳川禁令考五 巻四四五頁)ニ『一夫相果相續子なき家屋  
敷、後家令進退云々』『一妻女得夫之家財、以夫之親類養  
子歟、又可訪夫之後世云々』板倉氏新式目ニ『一無子後家之

フノ手段ハ侍階級ニテハ即チ『准養子』及ビ『相續』ノ制ニシ  
テ庶民階級ニテハ即チ『准養子』及ビ選定相續ノ方法コレナ  
リ前記入夫ノ場合ニ於テモ亦タ亡夫ニ弟アルトキハ先ツ此  
ヲ選ムヲ例トス兄ニ遺子アルモ幼少ニシテ家名相續ノ任ニ  
堪エザルトキハ弟亡兄ノ妻ノ入夫トナリソノ子ヲ順養子ト  
ナスコト亦タ庶民間ノ例ナリ團水作武道大鑑卷一、第三ニ  
『町人を見ればたとへば兄を駕にとる契約して、もし兄  
死ぬればその家督弟取ゆへに、又弟の妻に取たり遣り  
たりする也、あるひは兄に妻子共までありて相果れば  
頓て兄の妻を直に弟にあたへて甥を養子にするもあり  
これみな義をおもはずして、金銀家督を本とする故な  
り、武家にしかある例を聞ず』

西鶴作本朝櫻陰比事卷之二、第九ニ

『此時の女房は宵に縁組して明の日後家になりぬ、此死  
人に一子も無く弟に賢からぬもの同一家にありけるが  
町中これに不便を懸け、後家と一ツにして跡を襲する  
内談せしに、後家が虎落者にてなか／＼人の差圖を合  
點せず』

ナドアルニテ知ルベシ此入夫ハ必ズシモ死者ノ弟ニ限リシ  
ニアラズ凡ソ後家ノ選擇ニ任カスベキコトハ板倉氏新式目



ニ「任後家可然後夫相定」トアルニテ明白ナリ西鶴作日本永代藏卷之二(浪風靜に神)ニ

「形ふつゝかなれば廿三より後家となりしに、後夫となるべき人もなく、ひとり有世倅を行すゑの樂みに、かなしき年を経りしに」

トアルニ依レバ寡婦ハ亡夫ニ子アル場合ニ於テモ他人ヲ入夫トスルコトヲ得タルヤ明ラカナリ恐ク此場合ニモ此子ハ後夫ノ養子トナルノ慣例ナリシナラン

入夫ハ後家ニ代テ家名ト財産トヲ相續シテ其家ノ當主トナルモノナリ從テ又前戸主ノ債務ヲモ承繼セザルベカラズ月尋堂作子孫大黒柱卷二、第五ニ

「仲人にかたられ、此大宮通の繪書の死跡後家の方へ入聲しけるはじめ聞しは先夫覺悟能、年々に延し置たる

二貫目の有銀、後家親元近江の在所より二人扶持の合力、皆あとかたもなきいつはり、けつく先夫病中より今迄の買が、り二百五十匁の借錢をいたゞきける」

トアルガ如シ然レトモ入夫ハ事實ニ於テハ後家若ハソノ先夫ノ幼兒ニ對スル後見ノ意味ヲ有セシモノナリ小説ニハアラネドモ手島堵庵著我津衛(寶曆九年)卷下ニ「惣じて若寡婦にて家相續なりがたきは、其一家の老人寡婦の氣質を見しら

ざるゆゑなり……其立まじきものを強て寡婦を立てさすゆゑ、わけもなき事など出來て惡名をとり、家を亂すやうになるものなり、さやうの人は初にその心得として、本意なる事にはあらねど、後見がてら後夫を入れるか、さもなりがたき家ならば一向外へ再嫁でもさするか、其女の力量の勤まるやうにはからひつかはすべき事なり」トアリ又唯樂軒作立身大福帳卷四(植替て二たび)ニ

「主人清之助を大事に供して、殿中何の過もなくつれ登りしかば、後家ごを始、一もん近所の輩まで此度茂兵衛(手代)が働まざりとさたして、則一家の内より後家ごを勤め、是程の家督を斷絶なふいつまでも繁昌して先祖の功をうしなはぬやうになさるゝこそ、死人へ對しても誠の御貞切なれ……此うつは茂兵衛殿を清之助親分として夫婦たがひに心を合せ、末永く御家の富榮ふるやうに謀事をなしたまへと、清之助父方の一もんよりいろ／＼勸られしかば、後家ごも此うへはともかくもとうけ合給ひて、則其如茂兵衛へあふせ渡されしかば……此上は辭するに詞なし、則死人の名跡を繼て松や清左衛門と名を改むと夫婦に成て……清之助ためを思ふて……清之助一代には銀のいらぬもくろみ、人

### 後家

文化七年

柳齋重春畫

繪本不知火草紙

濡後家

貞享四年

吉田半兵衛畫

好色貝合



の後見に取ては世界のうはもり、其身の行ひ正しければ……」

ナドアルヲ思ヒ合スベシ

(第三)跡式相續 此ニ跡式相續ト云フハ今日ノ遺産相續トハ別物ニシテ家名ノ相續ニ對シ財産ノ相續ヲ云フモノナリ而シテコハ通常家名相續ト結合スルモノナレドモ家名ハ分家ノ場合ノ外ハ單獨相續ヲ原則トスルモ財産ニ至テハ無遺言相續ノ場合ニ於テモ分割相續ヲ原則トスル法系アルガ故ニ家名ト家産トハ必ズシモ常ニソノ運命ヲ共ニスルモノニアラズ今徳川時代庶民階級ニ行ハレタル跡式相續ノ法制ヲ見ルニ少ナクトモ二種ノ法系アリ其一ハ封建法ノ遺跡相續ト同ジク單獨相續ノ主義ヲ採ルモノコレナリ本朝藤陰比事卷之二(籠舎の修行は)ニ

「町内に杉板屋太郎兵衛と申者有之候所に、去る七月下旬に卒中風にて何の遺言も申置ず、即時に相果申候、妻も三年以前に相果、世倅二人御座候……此比兄弟跡式をあらそひ申すに付、町内より異見仕り、世間大法のごとく、何事も惣領こゝろ次第しかるべきと申候へば云々」

其二ハ律令以來普通法ノ主義タリシ分割相續ノ原則ニ據ル



『百今日の精進あがりて後、町中立會ひ見るに書置とても無し、金銀諸道具あるものを檢め、大方世間の法に沙汰して、兄に六分弟に四分といひわたり、母親の義兩人して孝を盡し給へといへば云々』

ト見ユルモノ之ナリ此遺産分割ノ歩合ハ時ト所トニテ變化アリシト覺シク京都板倉氏新式目ニハ

『若又無言之煩頓死ニ而讓狀無之時者、遺跡者別家不成嫡子令相續、財實兄弟等分ニ可爲配當、併可任母之心但於繼母者不可有其構云々』

トアリテ實母存生ノ場合ニハ兄弟分財ノ割合ハソノ認定ニ一任シ（鎌倉室町時代ノ慣習法亦同一ナリ）實母存在セザルトキハ不動産（遺跡）ハ總テ嫡子ニ動産（財實）ハコレヲ等分シテ兄弟ニ分與スベキモノトセリ

學者或ハ徳川時代ニ於ケル無遺言相續ヲ單獨相續ニ限ルモノ、如ク説クモノアリ封建法上ノ相續ニ就テハ此説誤ナシ然レドモ普通法ニ於テモ亦然リトナサバコレ太早計ナリ封建制破壊後ノ新時代ニ編纂シタル我民法ハ須ク千五百有餘年ノ久シキニ亘ツテ普通法ノ原則タリシ分割主義ヲ以テ財産相續ノ根本原則トナスベカリシナリ而モ所謂家督相續

ナルモノヲ制定シテ封建時代ニ於ケル家祿家封ノ相續原則ヲ家祿家封ノ停廢サレタル今日ニ適用セントス歴史ヲ無視シタルノ立法ト云フベシ

被相續人ノ債務ハ家名相續人ノミ相續スルヤ若シクハ他ノ跡式相續人モ亦ソノ相續分ニ從テコレヲ相續スルモノナリヤハ疑問ニ屬シ今此ニ斷言スルコト能ハズト雖モ家名相續人ガ何等ノ積極的財産ヲ相續スルコトナキ場合ニハ被相續人ノ債務ヲ承繼スルヲ要セザルコト前記名前計之相續ノ證文ヲ見テ知ルベシ然ラバ被相續人ノ債務ガソノ遺産額ニ超過スル場合ニハ如何徳川時代モトヨリ相續ノ限定承認ナル制ナシ然レトモコレニ代ルベキ方法ナキニアラズソハ相續人ガ相續後債權者ノ承諾ヲ得テ分散ヲ行フコトコレナリ（分散の段参照）自笑作傾城色（元禄十）大阪之卷第四ニ

『大分の借錢を一子に惜氣もなく讓られける、此息子迷惑なる親の跡を請取、家藏諸道具分散にして、住馴し我本町を立退き云々』

トアルガ如キハソノ一例ナリ若シソレ親族會選定ハ相續人ニ至テハ被相續人ノ債務ガ遺産ニ超過スル場合ニハコレガ相續ヲ承諾スルノ必要ナシ律令要略ハ此ノ場合ヲ豫想シテ『借金有之物相果、跡式親類之内ニ而望無之あては、借

金方々家財分散』ト云ヘリ今日ノ民法ガ總テノ相續人ニ相

續ノ限定承認ヲ許シ直系卑屬タル家督相續人以外ノ相續人ニハ相續ノ拋棄ヲモ許容シタルハ洵ニ我舊慣ニ適應スルモノト云フベシコレヲ以テ我家族制度ノ本旨ニ戻ルト説クガ如キハ一知半解ノ論ノミ

相續人曠闕ノ場合ニハ遺産ハ被相續人ノ家主町中五人組等立會便宜ノ處分ヲナスモノトス其笑瑞笑合作世間長者容氣五之卷、第一ニテ金持ノ和尙死ス

『家主町中立會吟味して見るに在金八百五十兩、銀子四十八貫二百目餘、戸棚に深くかくしたり、さらば少しにても由縁ある人に渡さんと尋ねさするに、一類更になく和州吉野の下市場といふ所に、和尙の兄の女房生残りて、賃仕事の麻を綜みて居るを呼びよせ、此金銀を渡せば喫驚して目を廻して死たるゆえ、又いろく〜と尋ねて見るに、其死たる女房の従弟與茂助といふて河内の善根寺村に下男奉公して居しを呼びかへ、此金銀の主となりけるが云々』

トアルヲ參照スベシ（次段所引山本大膳五人組帳跡目無之者條參照）家督相續ガアリシ場合ニハ町中ニソノ弘メヲナシ相續財産ヲ新戶主ノ名義ニ書替ユルノ法ナリ紀の上太郎作系櫻本

町育第四段ニテ江戸本町二丁目中根屋ノ當主綱五郎ノ伯父ハ綱五郎ノ母妙閑ト妹お房ノ智養子左七トニ向ヒ

『綱五郎があれへの頼、勘當のうち流浪した加減やら兎角病身に御座る、幸ひ左七をお房に見合す上は、家相續は氣遣ない、わしも安堵しましたれば、ついでに明日町の名前も譲替て下されと、事を分ておれへの頼み幸い今日は町の算用寄合、左七を連れて町中目見えの上譲替も濟み帳面も改めました』

(二二) 遺言

今日世人ハ法定相續ガ原則ニシテ遺言相續ハ例外ナルガ如ク思惟スコレ徳川時代ノ封建法ニ馴致サレタル思想ノ餘波ナリ封建法ハ受封者（受祿者）ガソノ封祿ヲ處分スルノ權利ヲ認メズ從テ普通財産ノ如ク遺言ヲ以テ封祿ヲ諸子ニ分割相續セシムルガ如キコトアリ得ベカラズコレ侍階級ニ於テ封祿ノ相續ガ常ニ法定相續タラザルヲ得ザリシ所以ナリ反之普通法ニ於テハ遺言相續ガ原則ニシテ法定相續ハ全ク例外ナリ善良ナル家父ハソノ生前ニ於テ遺産ノ歸屬ヲ確定スルコトヲ通例トス否コレ家父ノ法律上ノ職責ナリ慶安四年七月町中跡式之定（徳川禁令考五）（四四四頁）ニ



一町中跡式之儀、先年申付候ことく、存生之内遺言狀致、諸親類名主五人組立合、早速町年寄三人之帳に付可申事

一存命及煩候もの、書置可仕覺悟無之候は、諸親類組之者立會、煩候者申含急度書置爲致可申事(下略)

天保七年山本大膳五人組帳ニ

「一跡式之儀、兼て書付仕、名主五人組立會致加判、死後出入無之様可仕事」

又タ土屋巨禎著家業相續力草(天保十一年)ニ「遠き慮あらん人必書置所務分をなし置べし、年老たるにあらねども、遠方旅行などする事あらば、必書置を認て家に殘し置、跡式のあらそひなき様にはからふべし、尤永々病氣にてある時は傍の人は既に家督相續の事に必づくといへども、病氣の障とならん事をおもひて得言出さぬ事あり、主人たる人、これを察してよく覺悟をして早く書置をなすべし」ナドトアルニテ知ルベシ去レバ町人百姓ノ階級ニ於テ無遺言相續(法定相續)ノ問題ガ生ズルハ被相續人ガ「頓死」「不慮の死」若シクハ「無言の煩」ニテ死亡スル場合ニシテ全ク例外ノ場合タリシナリ前記慶安四年七月町中跡式定ノ末文ニ「頓死

之者は、親類町之者立會、筋目に跡式相立可申事」山本大膳五人組帳ニ「跡目無之者、不慮之死失いたし候は、所持之品ハ與頭五人組立會相改可申出事」京都所司代板倉氏公事掟條々ニ「若又親頓死或無言之煩にて相果候歟、於他國不慮に相果候者、讓狀無之事も可有之云々」トアルハ其證ナリ更ニ進デ徳川以前ノ制度ニ徴スルニ武人ト雖モ生前ニ於テ遺産ノ歸屬ヲ定ムルコト王朝末期ヨリ足利中葉ニ至ル迄ノ慣例ナリ去レバ當時ノ古文書ニモ所謂未處分ノ場合ヲ舉グルヤソノ理由トシテ特ニ頓死、不慮之死若クハ他國ヲ記スルノ例タリシコト徳川時代ト異ナル所ナシ羅馬法ニ於テハ遺言相續ハ原則ニシテ法定相續ハ例外ナリシニ反シ日耳曼法ハソノ初メ遺言ノ制ヲ知ラズ常ニ法定相續ナリキ我固有法ハ此點ニ於テ羅馬法ト主義相同フスルモノト云フヘシ

徳川時代遺言狀ハ一ニ書置又ハ遺狀ト云ヒ遺言ニ依ル財產處分ヲ所務分ト云フ遺狀ハ五人組町役人コレニ加判スルカ若シクハ遺言者自筆ニテ認メ印判ヲ加フルヲ形式的條件トス(徳川百ヶ條第三條)西鶴作萬の文反古卷之三(明て森く書置の條)ニ

「將又甚六郎りんじゆたしかに自筆に書置いたされ、年寄五人組の加判たのみ、一七日過て内藏をひらき、親

類中立會是をあらため、それ／＼に相渡申せとのいげん、則目錄の通り書しるし、貴様へも此飛脚に所務分あくり申候、慥かに御請取くださるべく候、先住宅に諸道具其ま、銀三百五十貫惣領の甚太郎、同町拾壹間口の家敷に銀二百貫目二男の甚次郎、扱泉州の新田銀

三拾貫目姉妙三、銀五十貫目弟甚太兵衛、銀二十貫目貴様へ銀五貫目は手代の九郎兵衛、此外諸親類下々寺々まで残らず書付いたし、殘所もなき身の取置といづれもかんじ申され候」

増舎大梁作當世傾城氣質四之卷、第二ニ

「平野町にて二十八間口の家の一子と生れ、十九の年兩親死去の砌、有銀五百九十貫目ありし事は、書置に判形したる五人與も知て居る事、其上大津の祖父の所務わけ、二千兩もらひし事かくれもなし」

定延狂作世間用心記五之卷、第一ニ

「ある夜町衆をまねきざつと吸物、こつけにて、酒もよいほどにしひての後、金右衛門、申入るゝは別儀にあらず、このたび、夫婦西國順禮して、それよりは奥州の松島をも一見し、又は長崎へもくだり、唐人をも見て來たし、しかればなか／＼道中、かりそめならぬ御

いとまごひなり、それにつき、何方にて萬一あひわづらひ、あひ果つまじきものにあらず、しうげんは申しをさめ、書置したゝめあきあの／＼御加判のたのむよし云々」

西鶴作本朝櫻陰比事卷之四、第五ニ

「又一通に諸親類方下々への書置、自筆に印判紛れ無し」ナドアルニテ知ルベシ

遺狀ハ遺言者ノ歿後一家親族町中五人組若シクハ其他ノ證人立會ノ上開封スル者トス紀海音作心中二ツ腹帶(享保七年)第一段ニ「其脇指は君の魂、此印判は身が魂、書置ひらくは死後の事」トアルガ如シ而シテ通常一七日四十九日百ヶ日等ノ忌日ヲ過テ之ヲ開封スル習ナリ西鶴織留卷之一、第一ニ

「扱親仁の書初に毎年さだまつて遺言狀をしたゝめ、箱入にして封印付け、持佛堂の下へあさめをかれしが、そも／＼は有銀五百七十目なり、年毎に書増して四十二の春より八十三歳にて相果られしに、五十日に一門集り書置狀を開き見るに、財寶の外に四千七百十九貫目内藏三ヶ所に入れ置れ云々」其積作世間手代氣質一之卷、第三ニ



「四十九日過て、一門手代共、残らずあつめて、今日遺言状を披くと披露すれば、親類出入手代共迄、それらの形見わけの心當して、披くをまぢかねしに、遺言状には何の事なく……所務分け形見の僉議は曾て以てなく云々」

西鶴作日本永代藏卷之四、第三

「それ百ケ日も過れば、遺言の通りに、有原寺の法師を證據に、御非時の上にてゆづり狀の箱を開て見しに、有銀一千七百貫目一子九之助に相渡し、なを家屋敷諸道具の義は書載に及ばず、扱親類のかたへそれら所務分の書付讀しに云々」

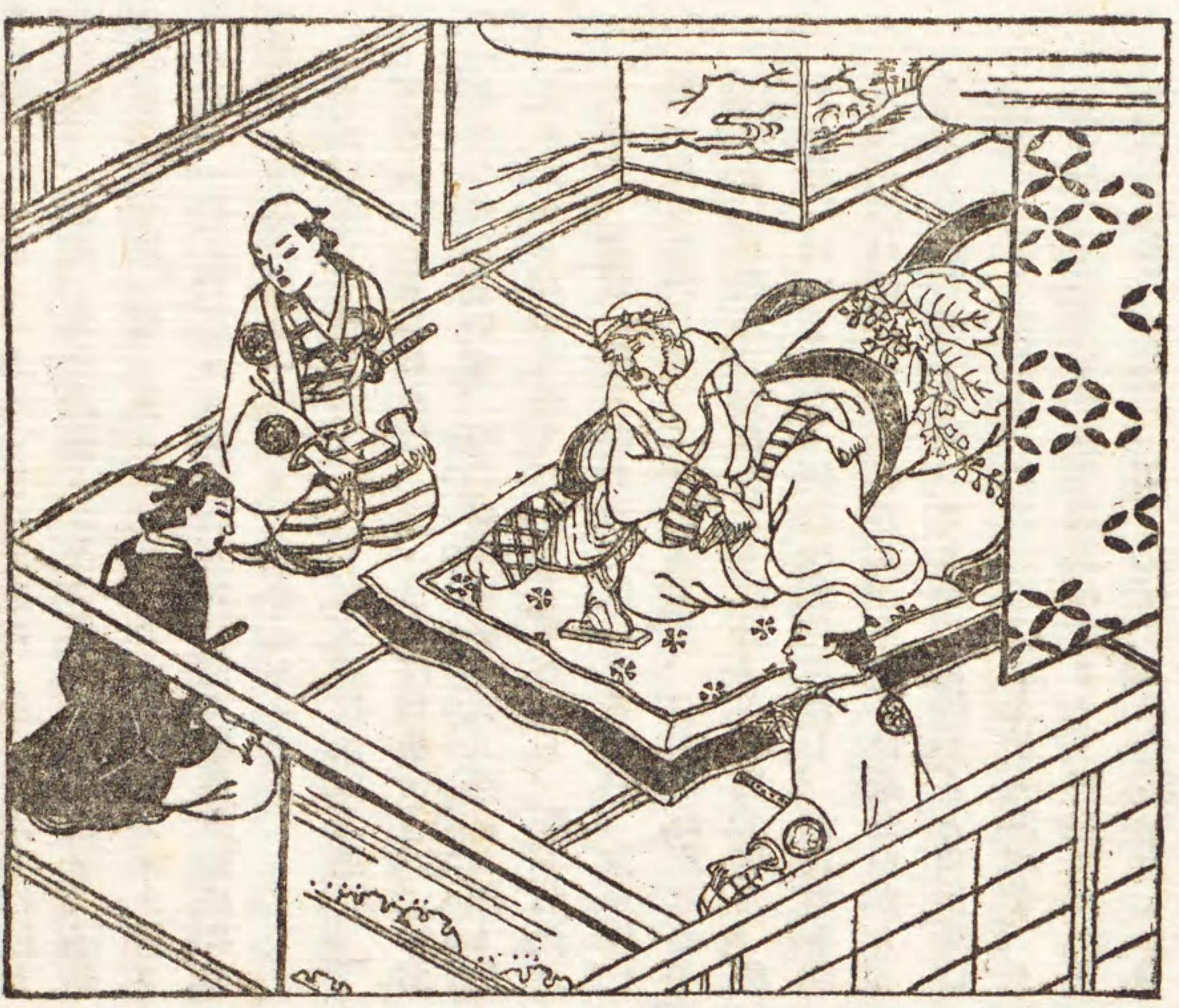
其他前記西鶴萬の文反古ノ文等参照スベシ

讓狀ニ連判セル者ハ遺言者ノ死後讓狀ニ照ラシテ遺産ヲ調査シテ之ヲ相續人ニ引渡ス義務ヲ有セシモノ、如シ作者不詳風流門出加増藏(寶永五年)卷一、第二ニ

「長者に二代なし、女郎かひに三代なしと、京の利はつものが名言なり、洛中ひろきに歌仙分限にさされて、三十六人の中にもひだり座の第一、二文じ屋の何がしとて、おやより家藏しよだう具の外に千五百貫目かきをさせし時連判のをのくこれであらためて、あと」

遺言

息子三人を呼寄せて



享保十八年 其碩著 川島叙清畫 商人軍配圖

りに相渡し候事實正明白なり、これを請とり四十九日の朝は、だんな坊主よびて、夕めしにしやうじんあげて、はしをしたにあくとやどをかけ出、鳥ばらに行きて丸屋のていしゆがつてんか、おやぢが所務わけ見たかくと、小ばんを逆手にとつてまさちらし、此屋なひはんじやうとよろこばせける」

トアルニテ之ヲ察スベシ

所務分ニハ慣習上大凡ノ標準歩合存立セリ西鶴ハ胸算用卷之二、第三ニテ當時ノ所務分ノ大法ヲ例示シテ

「所務分のたいほうは、設へば千貫目の身代なれば總領に四百貫目、居宅に附けて渡し、二男に三百貫目、外に家屋敷を調へ譲り、三男は百貫目附け、他家へ養子に使はしもし又娘あれば三十貫目の敷銀に、二十貫目の諸道具拵へて、我相應より輕き縁組よし」

ト云ヘリ若シ總領ノ居宅ヲ百貫目次男ノ屋敷ヲ五十貫目ト假定セバ右ノ所務分ハ嫡子五分他子五分ノ割合トナル然レトモ涼花堂斧磨ノ當世誰が身の上卷之六(浮世は懸弧ニハ)

「なげきの中に書置の次第とて披露しけるは、實子の總領に六ぶ、次男に三ぶ縁付し妹に一ぶ其外は衣類を形見わけとて渡しけり」

トアリテ前記無遺言相續ノ場合ト同様嫡子六分他子四分ノ法ナリ作者不詳咄物語(年代中(子供に世を渡す咄の段))ニハ父アリ兩人ノ子ニ五貫目宛ノ身代ヲ渡シテ隱居セントセシガ

「弟申すやう、十貫目の銀子を五貫目づつ請取申すべき事心得がたく侍る、兄者人は總領の事に候ま、六貫目御渡し我等は四貫目請取申すべしといふ、兄は子聞て、扱々其方は不合點な事をいふ、親の仰を背くか、是れ半分づつとりて以後は銘々随分精出しかせぐべしといふ」

斯クテ兄弟互ニ争ヒケルガ隣人コレヲ聞テ

「さて、方々は聖人かな、當世は欲に迷ふて、親をしひたげ目をぬきても、身がちに計し侍るに、弟は四分六分にわけて取らうといふ、兄は半分づつとらうといひて争ふ事ためしなき心底なりと涙を流し感じぬ」

然ルニ

「其後能々内證をきけば、せり合し社道理なれ、十貫目の借銀有しが、此事なりとぞ」

トノ落語ヲ載ス作者ガ此ニ六分四分ノ割合ヲ持出セシモ亦恐ラク當時行ハレタル所務分ノ大法ヲ眼中ニ置キタルガ爲メナルベシ何レニセヨ徳川時代所務分ニハ慣習法上ノ分割



標準が存在セシトハ疑ナキ所ナリ猶所務分ノ内容ハ西鶴織留卷之一、第一、日本永代藏卷之四、第三、本朝櫻陰比事卷之三、第七、其積諸商人世帯氣質五之卷、第三、子孫大黒柱卷五、第一等ニ見ユト雖モ一々之ヲ引用スルノ繁ヲ避ケ左ニハ他ノ問題トモ關係アル近松門左衛門緋縮卯月の紅葉二十二社巡りの段ノミヲ紹介スルニ止ム

「お龜ははつと怖ろしく……して父様はあの人連(今お)て何方へと言ひければ、ヲ、されば與兵衛(お龜の)めが在所へは戻らいて、町の會所の帳箱に入納めた譲り狀身が使ひと詐つて取て行んだと年寄から、斷りが云ふて來た、彼奴に譲る讓狀取て何になる事ぞ、家を棒に振りをるか但しはどぶぞ公事工か、日頃は此所な女子(今お)といひ事小言が絶ねども五分〱に聞て居た、彼奴が悪いに極まつた、河内の親に言渡し、直に婿を明んため來ればあれで見付たが、此邊へは來せぬかとうそ〱見廻し神子の門、こりや爰に居かると引出せば與兵衛は被き菅笠身に纏ひ、うろ〱出し其風情、お龜はわつと泣出す笑止千萬哀れなり……與兵衛は指うつぶひてゐたりしが、顔を上げてこれ女(今お)姦しひ、エ、恨めしい親父様、あの家屋敷家財まで私し夫婦へ

譲りの約束成れば、親子と存する故不肖の事も堪忍し心一ぱい働け共、何をするのもお氣に入らず、在所へ歸れ戻れとはヲ、〱道理かな〱、家屋敷家財まで今が弟傳三郎に取らせるとある讓狀此與兵衛が聞てゐる、明日でも親父様若しもの事も有た時、町衆が立合讓狀を披いて傳三郎に跡式取られ此與兵衛がす〱と生て在所へ歸られふか是誰が業ぞ其女めとの談合ならん、此事を某には誰が報せたと思ふぞや、汝が弟の傳三郎、今迄汝れら一本と思しに、奇特にも傳三めが天道が怖ろしさに、知らせますると告し故後日の證據に取たるぞ……長兵衛(父)眉を顰め、是は夢々覺へなし、汝を町へ弘めして、直に出した讓狀、身が目を塞がぬ其内は、年寄行事も封を切らぬ書置を、傳三が知らふ筈がない、讓狀を奪ひ取て親に難題言懸、今兄弟に無實をいひ、大坂に置ぬ公事巧み、おのれ獨りが智惠でない、サア讓狀が物を言ふ、三ツ鐵輪で讀んで見よと懷中へむさぼりつく、いやこれ親父様でんどて披く讓狀後の證據に封も解ず持たれば、こなたの手へ渡そふか權柄になさるゝなと、筆放せばこづかを取て引伏せ〱踏んづ叩いつ、散々に丁擲し引起いて讓狀、奪

ひ取たる有様は目も當られぬ次第なり、ヲ、成程身が判封の儘、只今披く是聽けと封を解いてぞ讀みたりける「北久太郎町心齋橋表口五間半、裏ゆき町並貳十間家財残らず、娘お龜智與兵衛夫婦に譲り申候、外より異亂少しもなし如件」これ見よと與兵衛が目差付るをよ〱〱見れば紛ひもなき我方への讓狀、ハア南無三寶、扱は傳三郎めが賢人面を見せかけて、我を取て墮さん爲め裏の裏を喰はせしを、知らではまりし悔しさよ、詐かられし口惜やと、齒啞をなして泣き居たり」右ノ文ニ依テ讓狀ハ遺言者自身ニ判封ヲ施シテ之ヲ町内ニ寄託シ其死後町役人等立會ノ上開封スル習ナル事並ニ養父ガ其遺産ヲ婿養子ト娘ト兩人ニ對シテ共同ニ讓渡スノ慣例ガアリシコトヲ知ルニ足ルベシ

前記慶安四年町中跡式定ニ「末期におよひ筋目なき遺言は、御立不被成候間、町中之もの随分吟味可仕」又明暦元年十一月京都奉行條々ニ「及末期爲背道理遺言、相立間敷者也」其他地方公裁録(徳川禁令考一 映四三九頁)ニ「末期ニ及び筋目違なる遺言、或は頓死致し書置無之跡目は、筋目次第可申付事」ナドアリテ遺言者ガ末期ニ作成セル不條理ノ遺狀ハ無効トセリ然レドモ不條理ノ遺言ハ假令末期ノ作成ニアラズ

トスルモ元來無効ノモノタリ(徳川百ヶ條 第三條參照)加之律令要略ニハ「跡式相續之惣領を差置、外之忤之跡式可讓との遺狀は不法也但遺狀於慥成は、有金は家督之忤七分、外之忤三分、家財田畑等ハ家督之忤可爲相續之」トアリテ遺狀ガ惣領ヲ全然相續ヨリ除外シタル場合ニ於ケル特別ノ相續分法ヲ規定セリコレヲ小説ノ記事ニ見ルニ西鶴作本朝櫻陰比事卷之四、第五ニテ或男「無理酒に戯れ年中酔の醒る時無く、男盛に大病を引請け相果て」ケルカソノ書置ヲ開封スルニ家屋敷有金ノ大部分ハ妾腹ノ娘四人ニ分配シ惣領男子ニハ纒ニソノ一部ヲ讓ルニ過ギザリシカバ手代等コレヲ不當トナシ「町中にも惣領に男子ありながら非道の言置と沙汰し」遂ニ一門手代談合シテ訴訟ニ及ビシニ奉行モ「とかく此親虚氣の沙汰なり」トテ町中手代等ニ對シ別ニ公平ナル遺産分配案ノ作成ヲ命ゼシガ彼等ハ熟議ヲ重ネタル末「惣領義本腹と申し男子と申し、いまだ十四歳に罷成り候へば、親の氣を背き申事ござなく候、御前御意の通り常に大酒を好み申され候、定めし其上の事と存じたてまつり候、諸事跡式の義は惣領に仰付させ下され」トテ跡式ノ大部分ヲ惣領ニ一部ヲ娘四人ニ分與センコトヲ乞ヒ裁許ヲ得タルコトヲ記セリ



予ハ先キニ徳川時代庶民階級ノ間ニ於ケル跡式相續ハ遺言相續ヲ原則トシ法定相續ヲ例外トスルモノナルコトヲ説ケリ而シテ其原則タル遺言相續ハ分割相續ヲ通例トシ其例外タル法定相續ノ場合ニモ甚ダ分割主義ノ法系存在セシコト前述ノ如シ然ラバ徳川時代庶民階級ニ於ケル財産相續法ノ通則ハ單獨相續ニアラズシテ分割相續ナルコト多言ヲ要セズシテ明ラカナリ今日ノ民法ガ此通則（然カモ此原則タルヤ律令以來通法ノ通則タリシナリ）ヲ無視シテ封建制ノ停廢サレタル今日ニ於テ猶封祿ノ相續法ヲ固守セントスソノ何ノ故タルヲ知ラザルナリ

(廿二) 隠居

隠居ハ生前ニ於テ家名ト家督(家産)トヲ相續人ニ讓渡スノ行爲ナリ自笑瑞笑作世間長者容氣二之卷、第三ニ「汝此金を以て家名を相續すべしと、小さき家を構へ、吾妻もろとも隠居分となり、腹がはりの弟文右衛門に渡し」升瓢作世間御旗本容氣卷之三、第三ニ「親父隠居し家督を渡し、息子に諸躰を渡されけれ共、金銀は少も譲らず」トアルガ如シトヲ得ベシ此財産ハ金子ナルコトアリ或ハ不動産ナルコトアリ其積作世間娘氣質五之卷、第一ニ「これ程の心付は我々

居 隠



寶曆頃 童問答似合講釋

がいたさうと、隠居銀の内から銀百枚添へてかへされ云々」  
 同人作世間手代氣質五之卷、第三「扱御隠居のお金は何程ござります、母屋へお貸しなされて下さりませといへば、二

千兩持て隠居せしが、旦那寺の本堂から、方丈を建直さるゝ普請の入用に五十貫目取替へ……先それなれば御隠居金も二三百兩ならではない御様子云々」普專助作けいせい戀飛脚新口村の段ニ「久離切ても親子じや物、隠居の田地を賣立ても首繩はかけまいに云々」竹塚東子作父母怨敵現腹鼓

(文化二年)ニ

「此處に根生の里庄屋勘左衛門が親勘右衛門老人夫婦は最早四五年以前家産を悴勘左衛門に譲り、本家より半町ほど南青濱村と云へる處に、田地多くあるゆゑ是を隠居の料として、貯蓄の金を分ち、夫婦に女男家内五

六人暮しにて、安樂に世を送り居ける」  
 トアルガ如シ或ハ別ニ財産ヲ留保セバ當主ヨリ多少ノ仕送金ヲ受クルコトアリ文耕堂作松山 寛久元日金歳越(享保十一年)中之卷ニ「去ながらお氣づかひなされますなは、若旦那が放埒に、かねつかはれまする、小遣ひあてがふて隠居させます」トアルニテ察知スベシ

隠居ハ家督ヲ讓渡セシニ拘ハラズ猶當主ノ後見的監督ヲ

ナシ家政ニ干渉セル例少ナカラズ自笑其笑合作今昔出生扇卷二、第一

「音羽や四郎兵衛といふは、今年十八元服して身躰を受取り、親父ハ町内に沙汰の有る、昔作りの堅い仁成りしが、隠居して淨西と法名し、朝晩寺参りの外は内をはなれず、息子四郎兵衛が、後見して、釜のしたにあだ火を焼せず、食の燎を萬日参りの、辨當に丸めて、出らるゝなど、萬事の始末」

トアルハソノ一例ナリ

隠居ハ父子ノ關係ヲ變更スルモノニアラズ故ニ父ハ隠居ノ後ト雖モ子タル當主ヲ勘當スルコトヲ得ベシ、近松半二關取千兩幟(明和四年)第一

「御隠居様、聞えませぬ、天にも地にも、たつた一人のお子ぢやないか、世界に金遣ふ者がなけりや、金儲ける者もない、金銀は廻り物、色狂ひした迎勘當とは餘り胴慾でござります」

其積作世間手代氣質五之卷、第三ニ

「隠居目も合はず、鳥が啼くと隣より來りて、徳太郎を引ずり出せ、名主五人組へ披露して勘當してのけると聲高にいはるゝを云々」



同人作咲分五人媳(享保廿年)卷二、第一ニ

『大分の金を仕失ひしによつて、隠居道齋以ての外に立腹して、一子なれ共追出されけるを、色々詫てもきげんなをらす、つゝには町衆に袴着てもらふて、表向へ出て勘當帳に付て、一人子を捨けるは、能々の事ぞかし』

トアルニテ知ルベシ

(廿四) 後 見

徳川時代ノ制ニ依レバ父ハ生前ニ又ハ遺言ヲ以テ新戸主タル幼年者ノ爲メニ後見人ヲ指定スルノ權利ヲ有セリ此後見人ハ必ズシモ被後見人ノ親族タルヲ必要トセズ商家ニテハ親族ヨリモ寧ロ手代ヲ幼主ノ後見人ニ指定セル例多シ青木鷺水作古今堪忍記(寶永五年)卷五、第三ニテ忠左衛門ハ一子忠太郎ノ爲メニ己ノ兄弟ヲ差置キテ手代「吉平に諸事を引請て、後見させて給はるべしとの遺言の證文を、町内に出し置キ」團水作日本新永代藏卷三、第十二ニテ故齋ハ「さしわたしの從弟」ナル秋庵ヲ差置テ「一子辰五郎に身代を譲り、後見は手代勘七萬事の指圖せよとの遺言」ヲ爲シ又南圭梅嶺作世間母親容氣(寶曆二年)卷一、第三ニハ「家督を一子左太郎に渡し、手代共に後見させ近所に隠居を構へ」タル大

べしとの遺言の證文を町内に出し置ける」故主人ノ没後

『つね／＼の遺言身にあまりていとをしく、かゝる時にこそ人の心の誠はしらるゝ物なれ、死につかふまつる事は生につかふまつるより難しと、心ざしを盡して、跡の事どもあしからず取まかなひ、扱身なし子となりける旦那の子、忠太郎といひける十七歳のむすこを引とりてそだてけるにも、かゝる大きなる身上となりても、主従のよしみをわすれず……今は忠太郎も吉平が介抱にて親の名跡つゝがなく、讓のまゝに請取、いにしへのごとく商賣をつとめけるに、忠太郎も心ある者にて、吉平を親のごとくもてなし……此心ざしなりければ、金銀の出し入買物の仕こみなど、もとより我まゝにさばく事なく、吉平にまかせて指圖をうけけれども、吉平ゆめ／＼是にも怨をわすれ、心ゆくだけは肝煎て、諸事を後見けれども、露ばかりも恩がましき事いはず……』

トアルニテ其一斑ヲ知ルベシ

後見人ノ一種ニ看防人ナルモノアリ普通ノ「後見者其家ニ居候共、亦者外ニ居候共不苦」ルモノナレドモ「看防人者其家ニ居候而、其家の政事を執行ふを云ふ」(古事類苑政治部三八六頁)

盡アリ其積作諸商人世帯氣質卷五、第二ニハ「法體以後は、幼少の子供を私なき手代共に後見させて、商ひ店を守らせ我は不斷心の合ふた友をば集めて茶事をたのしみ」シ風流人アリ時トシテハ後家自身ガ幼年當主ノ後見人タリシコトアリ世間母親容氣卷二、第一ニテ「お勇は御家となりて強藏が後見し」涼花堂作當世誰が身の上卷一(讓申身の内の財の段)ニテ鑑屋の後室ハ「子の行末を思ひくはり、女筆の帳のしめくゝり、兄息子二十歳に成らば、かい取て千貫目餘の主成べし」トアリ尙相續ノ段所引本朝藤陰比事卷三ノ文参照スベシ時トシテハ又手代ヲ後見人トシ親族ヲ其監督人トナセシ例アリ西鶴作本朝櫻陰比事卷五(兩方寄られは堪のあかぬ藏の段)ニ「昔都の町に目貫小柄の買問屋あり、難波の里より縁組して、此妻十一年馴染み、男子一人七歳になる時、此父相果てしが、其節女房も後家立つる心底を聞定めて、財寶残らず親子に書置して、息子十八になるまでは、店は手代に預け毎年の勘定は父方母方の親類中立合ひと、懇に頼置ぬ」トアルヲ見ルベシ

扱テ後見人ハ被後見人ノ父ニ代テ其護育ト財産管理トヲ爲スノ任務ヲ有スルモノナリ前記古今堪忍記卷五、第三ニテ手代吉平ハ主人ガ「吉平に諸事を引請て後見させ給はる(所引)モノナリハ文字自笑作手代袖算盤(享保七年)ニ「後家のうしろ見大かたかんばうとなりて、手代さまとよばれ主人後家御に懐妊させて、世つぎの總領をないがしろにし、我子につがする慾心をかまへ、十に二つも成就する行さへ、又其手代主をたをすつもりに日を送れば、せんぐりあいぐりとなつて不忠の手代世にはびこりぬ」トアル「かんばう」ハ即コレナリ右ノ文ニテ當主幼少ノトキ後家ニ後見又ハ看防ヲ附スル慣例アリシコトヲ知ルベシ

後見又ハ看防ハ當主幼年ノ間ノ管財人ナリ而シテ前記ノ如ク幼年ノ期間ハ通常十五歳以下ナルガ故ニ當主ガ十五歳ニ達スルトキハ後見人看防ハ其管理財産ヲ當主ニ引渡シ精算ヲ爲サバカラス然レモ前記諸文ニ依レバ十八歳或ハ二十歳迄モ後見ヲ付スル例アリコハ幼年期間ノ地方的差異ニ因ルカ若ハ親權者ノ遺言ニ基クモノナラン小説本ニハアラザルモ手島堵庵著我津衛卷中ニ「我若年の時父母におくれ、伯父手代共の看防にて、年十六歳まで我身何程の分限といふ事もしらざりしに、十六歳の時初めて伯父身上の勘定を見せて申けるは云々」トアルハ十六歳ニテ後見人ヨリ財産ノ引渡ヲ受ケタル一例ナリ (終)



本編引用徳川時代文學書目

(一)淨瑠璃 (年代は初演又ハ著作ノ年也)

- (1)近松門左衛門、長町女腹切(元禄十三年)
(2)同人、重井筒(寶永元年)
(3)同人、戀八卦柱曆(寶永三年)
(4)同人、緋縮緬明月の紅葉(寶永四年)
(5)同人、心中又げ水の朝日(寶永七年)
(6)同人、夕霧阿波鳴渡(寶永七年)
(7)同人、冥途の飛脚(寶永八年)
(8)同人、天の網島(享保五年)
(9)紀海音、新百人一首(元禄十五年)
(10)同人、八百屋お七(寶永元年)
(11)同人、笠屋三勝二十五年忌(享保元年)
(12)同人、心中二つ腹帯(享保七年)
(13)同人、難波橋心中(年代不詳)
(14)西澤一風、井筒屋源六戀寒晒(享保八年)
(15)同人、昔米萬石通(享保九年)
(16)文耕堂、元日金歳越(享保十八年)
(17)並木丈輔、萬屋助六二代橋(享保廿年)
(18)原田由良助、茜染野中の隠井(元文三年)
(19)竹田出雲、男作五雁金(寛保二年)
(20)同人、双蝶々曲輪日記(寛延二年)
(21)並木宗輔、後藤伊達目貫(延享元年)

- (22)近松半二、京羽二重娘氣質(寶曆十四年)
(23)同人、太平記忠臣講釋(明和三年)
(24)同人、關取千兩輪(明和四年)
(25)同人、新版歌祭文(安永九年)
(26)同人、替唱歌糸の時雨(天明二年)
(27)同人、伊賀越道中双六(天明三年)
(28)竹本三郎兵衛、艶容姿舞衣(安永元年)
(29)並木永輔、双扇長柄松(寶曆五年)
(30)菅專助、染襖様妹背門松(明和四年)
(31)同人、紙子仕立兩面鑑(明和五年)
(32)同人、伊達娘戀耕鹿子(安永二年)
(33)同人、けいせい戀飛脚(安永二年)
(34)同人、桂川連理榎(安永五年)
(35)若竹笛朗、曾根崎様(寶曆十年)
(36)松貫四、戀娘昔八丈(安永四年)
(37)紀の上太郎、志賀の歌討(安永五年)
(38)同人、糸櫻本町育(安永六年)
(39)福内鬼外、荒御靈新田神徳(安永八年)
(40)同人、靈驗宮戸川(安永八年)
(41)中村重助、近頃河原の達引(天明五年)
(42)登與島玉和軒、花雲佐倉曙(嘉永六年)
(43)作者不詳、妹背中酌(年代不詳)
(44)作者不詳、時雨の炬燵(年代不詳)

- (45)井原西鶴、好色二代男(貞享元年)
(46)同人、本朝二十不孝(貞享三年)
(47)同人、好色一代女(貞享三年)
(48)同人、懷硯(貞享四年)
(49)同人、日本永代藏(貞享五年)
(50)同人、置土産(元禄元年)
(51)同人、本朝櫻陰比事(元禄二年)
(52)同人、織留(元禄七年)
(53)同人、萬の文反古(元禄九年)
(54)同人、世間胸算用(元禄十二年)
(55)蘆假葺與志、新色五卷書(元禄十一年)
(56)唯樂軒、立身大福帳(元禄十六年)
(57)雨滴庵松林、風流夢浮橋(元禄十六年)
(58)夜食時分、風流敗毒散(元禄十六年)
(59)西澤與四、風流今平家(元禄十六年)
(60)同人、本朝藤陰比事(寶永六年)
(61)錦文流、當世乙女織(寶永二年)
(62)同人、棠大門屋敷(寶永二年)
(63)作者不詳、傾城太々神樂(寶永二年)
(64)北條團水、晝夜用心記(寶永四年)
(65)同人、日本新永代藏(正徳三年)
(66)同人、武道張合大鑑(年代不詳)
(67)永井正流、本朝濱千鳥(寶永四年)
(68)青木蠶水、古今勸忍記(寶永五年)

- (69)作者不詳、風流吳竹男(寶永五年)
(70)作者不詳、風流門出加増藏(寶永五年)
(71)月琴堂今様二十四孝(寶永六年)
(72)同人、子孫大黒柱(寶永六年)
(73)同人、武道眞砂日記(明和九年)
(74)涼花堂斧磨、當世誰が身の上(寶永六年)
(75)作者不詳、難波みやげ(寶永七年)
(76)湯瀧沓水、御入部伽羅女(寶永七年)
(77)作者不詳、商人職人懐日記(正徳三年)
(78)落月堂操尾、近代長者鑑(正徳四年)
(79)八文字屋自笑、傾城色三味線(元禄十四年)
(80)同人、風流曲三味線(寶永七年)
(81)同人、傾性野群談(享保二年)
(82)同人、手代袖算盤(享保七年)
(83)自笑其笑、今昔出生扇(延享二年)
(84)自笑瑞笑、世間長者容氣(寶曆四年)
(85)江島其礦、世間息子氣質(正徳五年)
(86)同人、世間娘氣質(享保元年)
(87)同人、世間手代氣質(享保十五年)
(88)同人、商人軍配團(享保十八年)
(89)同人、風流軍配團(享保二十年)
(90)同人、渡世身持談義(享保二十年)
(91)同人、咲分五人鳩(享保二十年)
(92)同人、諸商人世帯氣質(元文元年)

- (93)同人、御伽名代紙衣(元文三年)
(94)自笑其礦、善惡身持扇(享保十五年)
(95)同人、傾城歌三味線(享保十七年)
(96)都廳舎、渡世傳授車(元文二年)
(97)同人、浮世類仁形氣(元文元年)
(98)南圭梅嶺、世間母親容氣(寶曆二年)
(99)升瓢、世間御旗本容氣(寶曆四年)
(100)永井堂龜友、當世銀持氣質(明和七年)
(101)同人、風流茶人氣質(明和七年)
(102)同人、赤烏帽子都氣質(安永元年)
(103)同人、世間仲人氣質(安永五年)
(104)同人、風俗俳人氣質(年代不詳)
(105)増舎大梁、當世傾城氣質(明和八年)
(106)定延狂、世間用心記(明和十年)
(107)大雅舎其風、滅多無性金儲氣質(安永四年)
(108)作者不詳、渡世今日鑑(年代不詳)
(109)作者不詳、商人世帯藥(年代不詳)
(110)作者不詳、當世貞女容氣(年代不詳)
(111)作者不詳、雲州松江の鱧(年代不詳)
(112)喜三二、一粒萬金談(天明元年)
(113)芝全交、年寄之冷水會我(寛政五年)
(114)後穿窟主人、川童一代斬(寛政六年)
(115)作者不詳、諸國武道容氣(寛政八年)
(116)西生山人、觀延政命譏(享和三年作)

- (117)竹塚東子、父母怨敵現腹鼓(文化二年)
(118)山東京山、江島御利生對菅笠(文化七年)
(119)同人、敬草女房形氣(安政五年)
(120)山東京傳、双蝶記(文化十年)
(121)柳亭種彦、傾城盛衰記(文政四年)
(122)同人、正本製(天保二年)
(123)林屋正藏、帶屋於蝶三世談(文政八年)
(124)尾上梅幸、流行歌川船合奏(文政八年)
(125)同人、枝珊瑚京打笄(文政十年)
(126)鼻山人、花街壽々女(文政九年)
(127)同人、由佳里の梅(天保十二年)
(128)曲山人、假名文章娘節用(天保三年)
(129)笠亭仙果、油丁製菜種黃表紙(天保五年)
(130)絲井風助、所縁の藤浪(安政六年)
(131)紀山人、仇競今様櫛(年代不詳)
(132)近松徳三、文月恨切子(年代不詳)
(133)同人、色恋かしく紅翅(年代不詳)
(134)鶴屋南北、蝶鶴山崎踊(年代不詳)
(135)並木五瓶、隅田春露者氣質(年代不詳)
(136)同人、富岡戀山開(年代不詳)
(四)川柳
(337)柳多留(自明和二年至文化八年)
本編引用ノ法律書雜書ハ録セズ



自ら稀代のスネモノ、偉大のワ、ン、バク、者を以て任ずる予が、謹嚴篤學の名士中田黨先生の知遇を受けるに至つたのは、昨年の春、常に予を天下無類の偽悪者であると吹聴して居られる吉野作造先生の紹介によるのである、或日吉野先生が予に「中田博士は帝大の法學部長に推された際にも、そんなウルサイ學長なんかの役は御免だ、オレは此研究室の圖書に埋つて居る方がよいのだ」といつて應じなかつた程の超俗家である、それで古法制の事はかりでなく、古文學も好きでキミの著書なども読んで居る人である、一度逢て見たまへ」といふ事であつたが、其時貸與された『宮崎教授在職廿五年記念論文集』といふ大冊の非賣本中に『徳川時代の文學に見えたる私法』といふ一部があるのを通讀して、予は多大の驚異と無限の快感に打たれたのである、それは中田先生が斯くまで徳川時代の文學に精通されて居やうとは知らず、又斯かる會心的の好著がある事を知らなかつたからである、世間に浮世草紙などを讀む人は多くあつても、只其文藻を愛するばかりで、これを自己の研究事業に利用する人の少い當世、中田先生の如く博覽考證で、徳川時代の重要な私法を説明し盡した事は、眞に畏敬すべき絶世の好著述であると感じたのであつた、それで是非一度其警咳に接して見たい氣になつたのが、抑も辱知の發端で、爾來屢々訪れて何彼と厄介になつて居たが、去日、先生に對して「あの『徳川時代の文學に見えたる私法』は、其後多くの書肆などから先生の許へ複製を願ひに來ても、すべて御拒絶になつて居る事は承知して居りますが、あれをあのまゝにしてお置きなるのは勿體ない事です、ワタシが多くの挿畫

を附けますから、和裝本として出版させて下さいませんか」と要求して見たところ、先生は暫く首を傾けて居られたが、やがて「それは面白からう、キミが例の丹精で繪を入れて二人の合著とするのであれば、其後發見した材料を追加したり、尙二三の項目をも増す事にして原稿に取りかゝりませう」と即座に快諾を得て、間もなく頂戴したのが本書であるこれを聞いた友人某（法政大學講師）の曰くに「中田博士は非常にヤカマシイお方で、大概の者は面會も拒絶されて逢へない位、市内の有力な本屋などは、種々のツテで先生の原稿御願に罷出ても、いづれも體よくハネラレて居るのであるに、アナタが無造作に其原稿をシカモ無料でお貰ひになつたのは破天荒の大手柄ですよ」云々との事であつた、果して大手柄か否かは知らないが、兎に角予は之を光榮至極の事と思つて居る

さて右の次第であるが、責任ある本書挿畫の方は、生憎、萬事を捨て、日夜大苦心大努力の『川柳語彙』編纂中であつたので、其間僅に二三日を費して自己の藏書を搜索したに過ぎなかつた、若しも一週間以上の餘裕があつたなれば、友人に頼み、又帝國圖書館へも行つて、ゆる／＼涉書拔寫も出來、モ一少しはマシなものを得られたであらうにと、職業的著述のヒマなき身をカコチつゝこれを遺憾として居るのである、特に挑發的言辭であつたので、多くを期待されて居たらしい中田先生にはスマナイ氣がする

尙又本書本文の印刷に誤字脱字がありとすれば、それは總て當方の責任で、予及び予の助手が負ふべき粗漏の罪である

以上概略、本書發行の由來を記して、此異彩ある著書を、自己の好きな和裝本として公刊



し得た喜びと名譽を公表するのである、モットモ、中田先生からは「イラヌ事を書き添へて、オレの著書の一端を汚したではないか」このお叱りを受け、又吉野先生からも「オレを引き合に出して、餘計な事を並べたなア」このお小言を受けることは、固より覺悟の上である、と職業的著述家兼半狂堂主人といふ出版屋の本音を吐いて置く

大正十二年八月二十四日

廢 姓 外 骨

大正十二年十月十五日印刷  
大正十二年十月二十日發行

(文學と私法)

定價金貳圓

東京市下谷區上野櫻木町二十二番地

編輯兼發行者

(宮武) 外 骨

印刷者 東京市本郷區動坂町三一七 明正舎 小國直太郎

不 許 複 製

東京市下谷區上野櫻木町二十二番地

發 行 所

半 狂 堂

電話下谷六五九〇番  
振替東京三九四二〇番



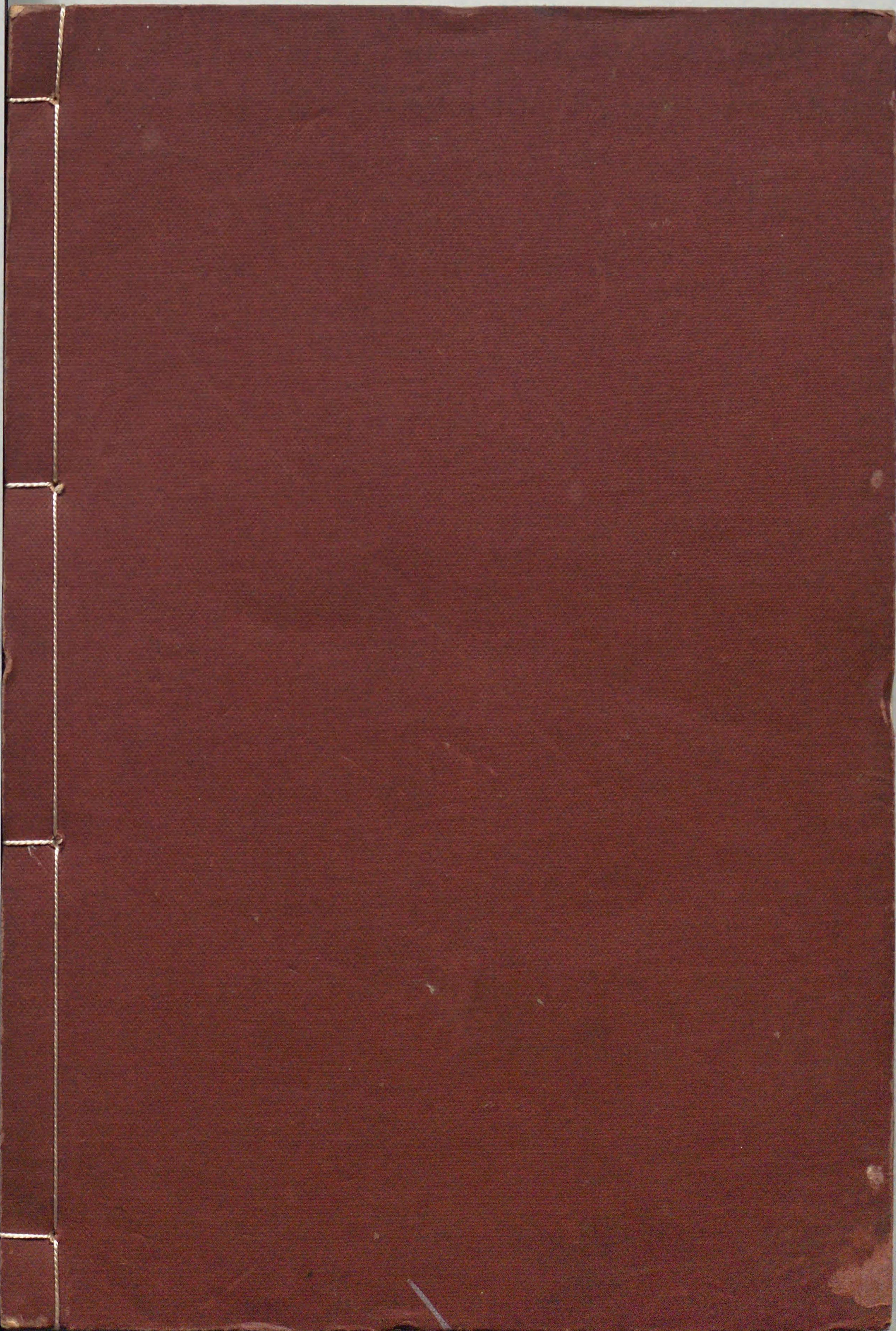
TOKYO  
肆 書  
堂英玉藤齋

TK000

本書は去る九月十日頃發行する豫定であつたところ、其印刷中大震災の騒動が起つた爲め、一時中止して印刷所の復舊を待つ事にして居たのであるが、昨今ヤ、整理がいつたので印刷を繼續して發行する事に成つた、挿繪の不鮮明な個所も多いが、これを改刷するだけの餘裕がマダない「此際」、悪からずお見ゆるしを願ひたい

大正十二年十月十五日印刷







徳川時代の文學と私法 全

322.15

N275t2

h



00212752



322.15

302



